

し、又財政に關して、一般的事實を觀察することを困難ならしめる弊害を免かれな  
い。随つて追加豫算の編成は事情の已むを得ざる場合に限らなければならぬ  
追加豫算を こと勿論であつて、若しも此點に於ける政府の注意慎重ならず、追加豫  
算出する時 算案の提出を濫妄にして、戒める所なかつたならば、到底豫算案に對す  
る立法部の議定をして、完全ならしめるの道を得ないのである。蓋し立法部が諸  
種の經費に對して、其可否を決定する場合には、經費の各項目を比較對照し、其國家  
に取つて必要とされる程度の輕重を判斷し、以つて經費の支出に緩急取捨を加へ  
る一方には、歳入の金額なり、其依つて生ずる方法をも確めて、經費の金額を査定し、  
以つて經費の各項目に歳入を配當しなければならぬ。然るに議會開會の劈頭、  
政府から總豫算案が提出され、立法部に於て、折角其審査を重ねつゝある際、更に政  
府に於て幾多の追加豫算案を提出し來つたならば、果して如何なる結果を生ずる  
であらうか。議會は到底財政の全局に互つて適當なる査定を豫算に施す能はざ  
るに至る道理である。

追加豫算と 追加豫算の編成並に提出は普通財政上に豫想す可からざる變動の生

財政制度

じたことを以つて、其原因とするが、時に一國財政制度の不備であるこ

とが原因と爲つて、追加豫算の必要を生ずる場合がある。第一會計年度が或る二  
三の國に於ける如く、一年以上の期間に互つて居り、豫算編成に當り、當該會計年度  
内に發生す可き各種の變動を豫想しようとしても、豫想することが出來ず、却つて  
豫想を不確實ならしめ、其實際に適合しない結果、追加豫算に依つて、善後策を講じ  
なければならぬが如き、第二豫算の編成と其議定又は施行との間に、長時日の間  
隔が存して居り、編成されてから議定されるまでに、或は議定されてから、施行され  
るまでに、或る時日を費さなければならぬとしたならば、豫算は現實に適合せず、  
随つて之を補足する爲めに、追加豫算を必要とするに至るのである。

我國に於ける追加豫算

我國會計法第七條第二項に於ては、

必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基ク經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ  
除ク外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

と規定してある。表面の文字から云へば、追加豫算に對して、嚴重なる制限が加へ  
られて居るかに見えるけれども、必要避く可からざる」と云ふことに對する解釋の







後策として追加豫算を編成する必要を生じ、豫算編成の手續を省略しようとする制度の下に於て、却つて手數の煩雜、豫算の混亂を甚だしからしめるの弊を免かれないであらう。斯の如きは決して採用され可き制度ではないのである。

會計年度の開始期 然らば一會計年度は如何なる時期に於て、即ち何月何日に於て、之を開始し、十二月三十一日を以つて之を閉止すること、佛蘭西、白耳義、和蘭諸國の如き

があり、七月一日を以つて、會計年度を開始し、翌年六月三十日を以つて之を閉止すること、北米合衆國、伊太利、西班牙、加奈陀の如き國があり、更に四月一日を以つて會計年度を開始し、翌年三月三十一日を以つて、之を閉止すること、英吉利、獨逸、日本の如き國がある。國に依つて、會計年度開始の期日に其れ／＼相違の存すること、斯の如くであるが、何故に斯る相違を生ずるかと云へば、其基く所は各國に於て、議會の開會、豫算議定の時期に定めあるが爲めに外ならないのである。蓋し一國行政部が豫算の編成を終了した場合に、之に次いで來る手續は立法部に於て、豫算を議定することであるが、此議定を爲すには、議會の開會を待たなければならぬ。行

政部に於て、豫算を編成するには、議會の開會を距ること、少時の以前に於て、其編成を完了するを得る日取りを以つて、之に著手することを必然の順序とするし、又豫算の效力を生ずる期日即ち會計年度の開始される期日を定めるに當つても、議會が豫算の議定を完了する時を以つて、其標準としなければならぬ。而して豫算の編成に就て、其確實を期圖する以上は、其編成の完了する期日と議定に著手する期日との間若しくは議定の完了する期日と豫算施行に著手する期日との間の如きは、成る可く之を短縮する方針に出でなければならぬ。斯くて一方に一國の議會が一年中の如何なる時期に於て、召集されるか、大體定まれる所のあると共に、他の一方には會計年度の開始される期日も自ら之に關聯して、定まるのである。之を英國の制度に就て見るに、次年度の四月一日から施行する豫算を前年度の十月に於て其編成に著手し、翌年二三月頃開會される議會の議定に付し、編成と議定との間に三四箇月、議定と施行との間に、兩三箇月内外の間隔を置くのに過ぎないのは、英國豫算の議定上に特殊の事情を存する爲めで、あつて、他の諸國に於て、遽に模倣することを許されざる所であるに相違ないが、豫算編



成土最も適當の方法であると云はなければならぬ。我國の如き豫算の開始される期日は英國と同様でありながら、其豫算を編成するのは、前年度の七八月頃であり、編成と施行との間に、英國よりも長時日を要することゝ爲つて居るのは、制度として可なりとするのを得ざる所である。

會計年度の 元來一國の歳計に於て、會計年度なるものを定める趣意は其期日に於て、前年度の收支を完結すると共に、更に新年度の收支を開始し、以つて

國庫出納の關係を明確にし、又財政上の秩序を維持することに存するのである。

各國の歳計に於て、必ず會計年度の定めがあり、然も多く之を一年とし、其一年の去來を區劃として、財政を處理する所以は、自ら道理ありとされなければならぬが、尙ほ財政上已むを得ざる事情から、此原則に對して、除外例の設けられることがある。如何なる場合であるかと云へば、其一是會計年度開始前に、其年度に屬する支出を爲すことであり、他の一は會計年度終結後に於て、引續き其年度に於ける出納を爲すことである。而して前の場合は例へば中央政府が其政府の所在地に對して、非常に隔絶した場所例へば外國大使館又は領事館若しくは結氷其他の故障

で、會計年度開始の際に、交通の杜絶する地方へ向つて、年度の開始前に豫め送金をする必要に接するが如き、之れに當るものであり、又後の場合は假令ひ會計年度が或る期日を以つて終了するとしても、全國を通じて、之を期として、一齊に閉鎖する歳計整理期 が如き、英國流の打切り勘定を以つて、歳計の總てを律する場合に於て

は兎に角、然らざる限り、到底實際に行はる可き所ではない。斯くて歳計整理期限なる名稱の下に、年度終了の後に於ても、尙ほ一定の期限を限り、其間に於て前年度の收支出納を引續いて行ふが如き時に、之を見るを得るのである。我國の舊會計法第一條第二項には此點に就き、一會計年度所屬の歳入歳出の出納に係る事務は翌年度十一月三十日まで、悉皆完結す可しと規定したが、新會計法に於いては、右の期限を短縮して、翌年度七月三十一日までとした。即ちこの規定は出納整理の必要上、特に猶豫期限を認めるものであるが、要するに一の除外例であるから、事情の許す限り、之れを短縮しなければならないのは、論を俟たざる所である。

#### 第四節 豫算の議定



前節に述べた方法の下に、豫算案が其編成を終了した場合に、之に次いで生ずる手續は豫算案の議定であつて、行政部は其議定を求め、爲めに、之を立法部に提出しなければならぬ。

**二院制度と豫算議定** 豫算案の議定に就て、第一に問題と爲るのは、立法部が二院制度に依つて、組織されて居る場合に、二院の双方をして、又は二院の孰れか一方をして其議定に當らしめるか、二院をして共に議定に當らしめる場合に、二院中の孰れに豫算先議権を與へ可きものであるか、先議権以外に、二院の議定上に於ける

権限に就て、何等かの差別を設くる可きものであるかの諸點である。

元來一國の憲法に於て、二院制度の採用されるのが今日一般に行はれる所であつて、現に我國に於ても、貴族院と衆議院とが相對して、帝國議會を組織して居る。其然る所以は何れに在るか云ふに、單に一院のみを以つて、立法の局に當らしめたるならば、審査並に議決に慎重を缺き、判斷偏頗に流れ、又思慮の公正を失ひ、若しくは社會一局部の利害關係を代表して、事を決定する等、種々の弊害の生ずることを免かれぬ。之を避けるには、二院制度を採用し、殊に兩院を組織する方法に差別

を設けて兩院に依つて代表される社會階級を異ならしめ、以つて立法の完美を期すると同時に、一院制度であつたならば、一院の勢力なり、意見なりを以つて、直接に行政部を支配し、其獨立を傷ける恐れがあるから、二院制度の下に、斯る危険をも避けしめる必要に基くのである。二院制度の採用される理由にして、右の事情に存するものであるとすれば、豫算案の議決、豫算の確定の如き、國務施行上に於ける重大なる案件に對しては、上下兩院をして其議定に與らしめることを以つて、當然であるとしなければならぬ。

**衆議院の先議權** 然しながら、斯く上下兩院をして共に豫算案の議定に與らしめるものとして、政府は上下兩院の内、孰れを先にして、豫算案を提出し、之を付議す可きものであるか。兩院中、孰れか一方が他に先だつて、豫算案を議決する權利

を豫算の先議權と云ふのである。蓋し先議權を有する議院は豫算案の提出を受け、世間の注意の熾烈なる際に、之を議事に付するのであつて、議院に於ける言動に就ては、世間の批評を招くこと盛であらうし、又議院も世論を指導する覺悟を以つて、其議決に當る、斯くて議決された豫算案は輿論を背後に背負うて、成立したものと



であつて、其後議の議院に回付された場合に、後議の議院をして殆ど先議の議院の爲した所に従はざるを得ざるに至らしめる。豫算案に對する先議權の重要視される所以である。随つて此關係から、衆議院に先議權を有せしめる理由を生ずる。蓋し各國に於ける立法部組織の原則として、貴族院は社會に於ける少數者又は一局部の階級の利害關係を代表する者即ち貴族富豪其他國家に特別の關係を有する者に依つて、組織されるに反し、衆議院は多數の人民を直接に代表する者に依つて、組織されるのであるから、豫算案に對する利害關係は貴族院に於けるよりも、衆議院に於て、特に其緊切なるを見る道理である。然らば貴衆兩院の内、其孰れに先議權を與へ可きものであるかと云へば、衆議院に與へるのが當然であつて、斯の如くして豫算案議定に關する大體の方針を衆議院に依つて、決定せしめるのである。我帝國憲法第六十五條に於て、豫算は前に衆議院に提出す可しと規定されて居る所以である。

先議權以外に於ける權限上の差別

然らば先議權以外に、豫算案議定上に於ける兩院の權限に何等の差別を設け可きものであるか。此點に就て多くの國は上院の權限を拘束

し、上院は下院の議決した豫算案に對して、可否を決するの權能を有するけれども、之に對して修正を施すことを許されないと云ふ規定を設ける。蓋し上院にして豫算先議權を有する下院の議決した豫算案に對して、濫に修正を施したり、又は下院の一旦削減した經費を復活したりしたならば、其度毎に一々兩院の協議會を開いて、事を決定しなければならぬ煩勞を覺えるのみならず、協議成立せざる爲めに、豫算の成立を不可能ならしめる場合なしとしない。上院の豫算修正權に對して、束縛の加へられる所以である。然るに英國に於ては、單に上院の豫算修正權を束縛するのみならず、上院の豫算議定權を殆ど有名無實のものたらしめるに至つた。即ち千九百十年の議院法に於ては、第一下院を通過し、會期の満了する一箇月千九百十年以前に上院に送付された金錢法案に對して、其回付を付けてから一箇月の以内に上院が其承認を拒否したり、又は議決を爲さなかつた場合には、下院が反對の意思を表明しない限り、其法案は陛下に進達され、上院の不同意に拘はらず、其裁可を経て、法律と爲るを得ること、第二此法律に於て、金錢法案と稱するのは、下院議長の見解に基き、租税の賦課、廢止、免除、變更並に規定、公債其他固定基



金の支辨に屬する事項、經費配當、國庫金の支拂、收納、保管並に監督、公債の發行並に償還に關係すると認められた政府案であることを規定した。

## 日本の規定

日本の制度は豫算議定權に關して、貴衆兩院の間に、何等かの差別を置かない。即ち議院法第四十一條に於て、豫算案に就き、議院に於て、修正の動議を發する場合の規定を設け、同第五十四條に於て、議案の修正に關して、兩院意見の異なる際に處する規定の設けられた諸點から云へば、豫算案の議定上、兩院の間に區別の存するものなく、貴族院は衆議院の議決した豫算案に對して、隨時修正を加へるを得るのである。現に第三回帝國議會に於て、豫算案の議定に關する兩院の權限問題に就て、兩院互に意見を異にし、貴族院から特に上奏して、親裁を仰いだ處、之に對して、憲法上豫算ニ關スル貴族院及衆議院ノ協贊權ハ我帝國憲法第六十五條ニ依リ、衆議院ハ貴族院ニ先タチテ、政府ヨリ豫算案ノ提出ヲ受クルノ外、兩院ノ間ニ軒輕スル所ナキモノナリ。故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ、何等羈束セラレ、所ナク、從テ前議ノ議院ニ於テ削除セル款項ヲ在留スルハ素ヨリ後議ノ議院

ノ修正權内ニ屬ス可キモノトス、但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シ、議院法ノ命スル所ニ依リ、同意ヲ求ムルヲ以テ、唯一ノ手續トスルノミ」と云ふ詔勅が降下し、爾來貴衆兩院の豫算案に關する權限の對等であることに就て、何等の疑を拭む餘地を見ざるに至つたのである。而して後議の貴族院をして豫算案の審査議決を慎重ならしめるには、審査期間に相當の餘裕を設けることが必要と爲る。即ち議院法第四十條に於て、政府より豫算案を衆議院に提出したるときは、豫算委員は其院に於て、受取りたる日より、十五日以内に審査を終り、議院に報告す可し」と云ふ制限を置いた所以である。

**豫算案審査の機關** 然らば議院が政府から豫算案の提出を受けた場合に、如何なる機關に於て、之を審査し、又如何なる方法に依つて、議決す可きものであるか。

此點に就ては、英國の如く全員委員會制度を取るものと、他の諸國の如く一部の特別委員會制度を取るものと二者の別があり、日本の如きは、即ち後者に屬する。即ち議院法第四十條に於て、豫算委員なる特別の機關を設けることが明にされて居り、更に衆議院規則第四十二條並に貴族院規則第十七條に於て、豫算委員會が選舉



に依り、六十三名を定員とする一部委員制度であることが規定されて居る。

**一部委員制度と全委員制度との得失**

然らば兩種委員制度を比較して、其間に如何なる長短があるであらうか。本來一部委員の制度は何故に生じたものであるか。蓋し近年各

國に於て、選舉法の改正される度毎に、選舉權が擴張され、議員の定員數の著しく増加するに至る結果、政治上に於ける知識の完備しない者が續々議員として選出される一方に、議員數の増加するに随つて、無用の演説や、質問も亦議場に行はれ、爲めに速決を要する議事の進行を妨げることもあり、又議員の無識である爲めに、誤解を招ぎ、其れが原因と爲つて、議案の重要なものゝ否決の運命に陥ることもある。是等の弊害を避けて、議事の完全、議決の正確を期するには、議員の内から、少數の委員を選任し、議院全體の審査に付する以前に、委員會をして先づ當該案件に就て、充分の審査を行はしめることを必要とし、斯くて特別委員會の制度を見るに至つた次第である。故に其起源から考へれば、特別委員會の制度は確乎たる理由に基いたものであるのみならず、斯る消極的利益の外に、積極的利益の利益として、

**一部委員制** 第一委員に選任された議員に國家政務の一部を審査研究する機會を

度の利益

與へ、彼等をして自ら政治上の實際問題に通曉せしめるに至る爲め、立

法部の言論行動をして、放縱無責任に流れしめない。

第二、在野の政黨に屬する議員も亦委員會に於て、政務に慣熟する結果、自己の所屬政黨が一朝政治の局面に立つた場合に於ても、無識の爲めに、施設の方針を誤るが如き機會を少なからしめる。

第三、各委員盡く責任を重んじて、審査に力を致し、其結果として有力なる報告を發表するを得たならば、以つて豫算案議決の重要な資料たらしめ、

第四、本會議にして右の報告に重きを置いたならば、以つて決議の方針を誤まらざるを得る

等の諸點を擧げることが出来る。

然しながら是等の利益たる、要するに委員に選任される議員に適任者を得ると否とに依つて、定まるものである。豫算委員選任の方法たる、選舉に依ることあり、又各政黨間に割當てられた數を抽籤で決定することもあるが、其孰れに依るを問はず、一部委員制度の弊害として、



一部委員制 第一、豫算若しくは財政に知識熟練を缺く者が往々にして其選に當り、度の缺點 委員會の決議の粗漏である爲めに、本會議に於て、其不完全なることを

指摘され、委員會の審査をして無意義のものたらしめ、

第二、立法部に於ける全力を擧げて少數の豫算委員に託する結果、金錢其他不正の誘惑手段に依つて、委員會の決議を左右したならば、以つて本會議の決議を掣肘するを得る傾きを生じ、自ら立法部腐敗の端を開く

ことが明瞭と爲る。英國が多年全院委員會の制度を採用して居るのも、畢竟一部委員制度に於ける是等の弊害を顧慮した結果であると認められる。唯全院委員會制度の缺點としては、委員の數が多きに過ぎ、徒に審査に長時間を要すること、議論百出して、統一を得ざることの二事實が擧げられる。幸に英國の議院に於ては、多年二大政黨が院内に對立し、議員の言動に規律あり、秩序あつて、全院委員會を開いて、何等の混亂を生じなかつたことは、其英國に行はれて、故障を生じなかつた理由であると考へられるのである。

豫算議定の 次に豫算案は如何なる範圍に於て、議定せらる可きものであるか。思

範圍

ふに一國が豫算統一の主義を實行して居る以上は、政府が經費として

要求する費目は其總てを擧げて、豫算案に掲げられ可き道理であるが、豫算案に掲げられたからと云つて、其總てに就て、必ず年々同一様に議定されると定まつて居るものではない。一方に第一毎年議會に於て、議定される經費のあると共に、第二或る年を期して、議定される經費あり、第三或る條件の下に、議定される經費のあることに、注目しなければならぬ。財政に對する議會の監督權をして完全なるものたらしめるには、經費の各項目に對して、一々議會の議定を要することとするのが其道であるけれども、議會の行動たる、局外公平の見地から云つて、常

豫算に對する立法部の限定權を制する必要

に其正しきを得るものと認める能はざる場合がある。議會が設けら

れれば、必ず政黨が組織され、議會の行動は斯る政黨の勢力に於ける消長に依つて、決定される。而して政黨は多くの場合を通じて、政權の爭奪を念とするものであつて、在野の政黨は常に在朝の政黨を倒さうとすることに腐心して已まない。其念の凝る所、或は豫算案の議定を以つて、政府を苦しめる具とするかも知れない。然も國家政治機關なり、其掌る政務の内には、苟も國家の存立する限り、遽に其改廢



變更を加ふることを許されざるものがあり、又之を改廢變更したならば、國家全體に非常の損害を及ぼすものがある。故に豫算案の議定を議會の爲す所に一任し、政治上に於ける爭議の盛なる結果、斯る種類の經費にも改廢變更の加へられることがあつたならば、國家に對して由々しき影響を及ぼさざるを得ない。茲に於てか此種の經費は議會から獨立する地位に立たしめる趣意の下に、少くとも議會に於ける毎年の議決以外に居らしめることを必要とする。

然らば如何なる種類の經費こそ、國家の存立と共に、必要であり、又之を改廢することに依つて、國家の生存上に損害を惹起す可きものであるかと云ふ問題に爲ると、國の地位、時勢の變遷等に依つて、自ら相違するのであつて、一般の原則を以つて、之を律するを得ないが、尙ほ

#### 第一、君主國に於ける皇室費

#### 第二、國の地位如何に依り、軍備の維持に必要な經費

#### 第三、社會の安寧、秩序を保持するに必要な司法警察制度の經費

#### 第四、政府が契約に依つて負へる義務例へば公債の元利金支拂、契約上數年に互

つて支出することを要し、又は數年を重ねなければ、完成し難き事業に要する經費

の如きは、何れも此種類に該當するものと云ふを得るであらう。茲に於てか起る問題は、斯る經費に對しては、之を議定するに當つて、如何なる形態に於て、特別の取扱を爲し、以つて其確實性を謀るか、と云ふことである。之に就て最も簡單なる方は右の如き種類の經費は總て之を永久的效力ある豫算に編成し、一旦議決した暁には、或る年度に互つて、效力を有せしめることとし、其他の經費は總て之を一年限り效力ある豫算に編成すること是れである。

英國の固定基金經費と一年經費と 此點に就て、英國の制度を見ると、經費を固定基金經費と一年經費との

二者に區別する。前者は兩院を通過し、皇室の裁可を経た法律の結果として、其法律の效力ある以上は、必ず支出される經費であつて、後者は年々議會に於ける議決に依つて、効果を生ずる經費である。而して今日固定基金に屬することゝ爲つて居る經費は第一國債の元利金、第二皇室費、第三年金、遺族扶助料、第四或る獨立官職例へば下院議長、司法官、會計検査院長官等の俸給賜金、第五司法部の經



費第六雜種であつて、是等は何れも法律の結果として、支辨されるものである。斯く法律の結果として、支辨されるものと、議會に於ける年々の議決に依つて、支辨されるものと、其間に幾何の相違があるかと云ふに、前者に改廢變更を加へるには、其基本たる法律其ものを動かすことを必要とし、法律を動かすには、上下兩院の議決を経た上に、皇室の裁可を必要とする。斯くて固定基金から支出される經費を改めるには、皇室上下兩院と云ふ三者の同意を待たなければならず、一者の異議は經費をして従前の如く支出するを得るが、一年經費に至つては一院の異議を以つてして、直に其不成立を來すに至るのである。

英國に於て、海陸軍經費が他の行政部に於ける經費と同じく、一年經費と爲つて居るのは、地勢上四面環海の地位に居り、海軍さへ他國を壓倒する實力を擁して居れば、他國の陸軍に依つて、自國の領土を侵されざる自信があり、一方に其海軍を國防上安全とする程度に維持するに就ては、常に強固たる國論の支持するものあるを以つて、之に安んずる結果であつて、今日に至るまで、敢て年々の議決以外に獨立せしめることを必要としないのである。然も帝政時代の獨逸に於ては、軍國主義

を徹底せしめる必要から、陸軍經費に就ては七年豫算、海軍經費に就ては、六年豫算の制度を取り、一旦經費を議決した以上は、六年なり、七年なりを通じて、毎年之を效力あるものたらしめることとした。

我國の豫算  
議定權に對  
する制限

我國に於ては、帝國憲法第六十四條に據り、國家の歳出歳入は毎年豫算を以つて、帝國議會の協贊を経べしと云ふ規定を置いた。此規定は經費に對して、毎年議決を原則とするものであることを明にしたものであるが、尙ほ

皇室費の議  
定

之に對しては、二個の除外例が認められて居る。其第一は憲法第六十六條皇室費に關する規定であつて、同條に於て、

皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ、毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ、將來増額を要スル場合ヲ除外、帝國議會ノ協贊を要セス

とある。即ち今日の如く皇室費が四百五十萬圓である以上は、固より其金額は豫算案に掲げられるけれども、之に對して議會に於て、議決を爲すことを要しない、唯皇室費は右の金額以上に増加することが提案された場合に、始めて之に對する議決をするのである。



第二の除外 第二の除外例は憲法第六十七條に據るものであつて、同條に於ては、憲例に屬する 法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ、又ハ法律上政

府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ヲクシテ、帝國議會之ヲ廢除シ、又ハ削減スルコトヲ得ス

と規定された。即ち此規定に據れば、第一憲法上の大權に基ける既定の歳出、第二法律の結果に由る歳出、第三法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意を経なければ、帝國議會に於て、之を廢除したり、又は削減することを得ない。然も政府にして一個の自信を以つて、右の諸經費を豫算案に計上し、之を要求した以上は、議會から廢除又は削減の通告を受けて、同意を與へる道理はなく、此關係から右の諸經費に基ける 憲法上の大 費に固定的性質を有せしめるに至るのである。然らば憲法上の大權に基ける 既定の歳出 に基ける既定の歳出とは何を指すのであるか。蓋し帝國憲法第一章は天皇の大權を定めたものであつて、其大權に關係して生ずる費用は即ち大權に基ける既定の歳出である。文武官の俸給及び文官退官賜金、陸海軍々事費、憲兵費、屯田兵費、賞勳年金及び褒賞費、外國條約並に約定に依る支出、各官廳の應費及び經

法律の結果 常修繕費等は之に當るのである。又法律の結果に由る歳出と云ふのは、特別の法律を以つて、經費を支辨す可き事項を規定する爲めに、必要

を生ずる經費であり、又法律上政府の義務に屬する歳出と云ふのは、國家が私人又は團體に對して、命令又は契約を以つて、或る給付を爲す義務を負ひ、爲めに生ずる經費に外ならないのである。

繼續費の間 豫算議定の範圍に關聯して生ずる尙ほ一の問題は、繼續費に關するものである。蓋し帝國憲法は第六十八條に於て、

特別ノ須要ニ因リ、政府ハ豫メ年限ヲ定メテ繼續費トシテ、帝國議會ノ協賛ヲ求めルヲ得

と規定した。然らば經費中如何なるものを以つて、繼續費とするか。蓋し國家の爲す諸種事業の内には、其性質上事業に着手したと同一年度に於て、其完成を見ることが出來ず、次年度なり、後年度なり、多くの年月に互つて、之を繰越さなければならぬものがある。然るに議會に於ける豫算案議定の狀況に依り、或る年度に於ては、議會は經費の支出に協賛を與へて置きながら、次の年度に於て、其支出を拒絶



するようなことがあつたならば、前年度に於て、一旦着手した事業も遂に之を完成せしめることが出来ず、中途に挫折せしめるの已むを得ざるに至るであらう。斯の如きは國家の全局に於て、不利益の甚だしきものであり、又國務の施行上に、不安を及ぼすの大なる所以であるから、斯く一年度以上に亙つて、經費を支辨すること  
を必要とする事業に於ては、其經費を繼續費とし、豫め年限を定め、數年度に亙る所要金額に對し、支出の初年度に於て、議會の協賛を仰ぐ方法を取るのである。

豫算に於ける科目の區分

豫算案の議定に就て、經費の總額に對して、議決するが如き、國家非常の事變に際して、支出する經費であつて、其内容の豫測されざる場合に於ては、兎に角、平時の議定方法として、其不可なるは論を俟たない。苟も歳計豫算の制度を立て、財政の全體に涉つて、議會をして適當の監督を加へしめようとする以上は、租税の賦課を始め、國民の負擔を必要とするに至つた經費の支辨される狀況、其内容等に關して、議定する方法に出でなければならぬ。然らば經費支辨の狀況を明白ならしめる爲めには、豫算案を議定するに當つて、如何なる程度に於て、經費を區別す可きものであるか。一般の原則として、主張されることは、其區別に就

て、繁閑宜しきを保たしめることである。蓋し此區別にして綿密に過ぎたならば、議定の手續に煩雜を招き、議定を終了するに就て、時日と勞力とを要するのは勿論、政府に於ては、議會の議決した科目に隨つて、經費を支辨しなければならぬ結果、科目の區別が細密に涉つたならば、之を遵守するに就て、困難なる事情を生じ、行政部としては、大なる檢束を加へられるに至るであらう。

科目の決定と實際の便

故に豫算に於ける科目の區分に就て、繁閑宜しきを得せしめることは、非常に困難なる問題である。隨つて此困難に應ずる爲め、最初から政府に於て適宜の區分法を立てる外、便宜手段として第一、豫算として議會に示すのは、大科目だけに止めて置き、其細目は議會の質問に應じて、説明を與へることとするか、第二、豫算に大科目を掲げ置く一方に、其以下の科目は参考書説明書の類に掲げることとするか、孰れかの一に據る。我國の如き、此内の第二法を採用するものであつて、會計法第八條には、「歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し、各部中に於て、之を款項に區分す可し」と規定し、更に同條に於て、議會の参考に供する爲め、總豫算には歳入豫算明細書、各省の豫定經費要求書を添付し、而して要求書に



於ては、各項目中の明細を記入す可しと規定してある。斯くて我國の豫算に於ては、經費を款項目に區別する其内に於て、款項は所謂立法科目であつて、各自の間に經費を流用することの許されざるものであるが、目に至つては、所謂行政科目であつて、法律上に於て、之を流用し得るものである。差別を生ずる。或る場合に豫算が成立に至らざることがある。帝國憲法は其

豫算の不成立と爲る場合

第七十二條に於て、帝國議會に於て豫算を議定せず、又は豫算成立に至らざるときは、政府は前年度の豫算を施行す可しと規定した。此條文に據れば、豫算の不成立と云ふことは、議會に於て、豫算案を議定しないか、之を議定しても、確定議とするまでに至らなかつた場合に起るのである。然らば斯る場合は實際如何なる時に起るであらうか。今實際に就て、是等の場合を考へると、議會が全然成立しなかつたとか、又は成立しても、豫算提出前又は議定前に解散されたとかしたならば、即ち議會が豫算を議定しなかつたのであり、又兩院中の一院が豫算の議決を拒絶したり、我國に於て時に少數黨に依つて、唱へられる豫算案返上論と云ふのは、即ち是れである。之を議決する際に、否決したり、上下兩院の議決が相違して居つて、

協議が成立しなかつたり、或は豫算の議定が法規に違反して居つたならば、即ち豫算を確定議とするを得なかつたことと爲るのである。試に我國の法規に徴すると、我國に於て、議會の毎年召集され可きことは、憲法の命する所であるが、現に憲法第七十條に於て、豫想して居るが如く、時に議會を召集する能はざることがあり、召集しても、議員が召集に應じないこともあるであらう。而して斯る場合には、議會に對して、豫算の議定を求めることは、全然不可能事たらざるを得ない。又議會は既に成立しても、豫算の提出なり、其審査議定なりには、多少の時日を要するのであるから、其以前に議會が解散されたとすれば、豫算も亦不成立に終るであらうし、又議會が豫算に關する議事に着手した後、一院が豫算案を否決するなり、又は兩院の議決する所が互に異なり、協議會に於ても、尙ほ成立しなかつたならば、豫算が法規に違反する。案全部の不成立を告げざるを得ない。然らば豫算の議定が法規に違反する場合は、如何なる場合を指すのであるか。我國に於て實際に起り得べき場合を考へると、第一議會が憲法第六十七條に定める經費に對して、政府の同意を求めないで、之を廢除したり、又は削減したりするが如き、第二憲法第



七十條に於て豫備費の設られ可きことが規定されて居るに拘はらず、議會が之を廢除するが如き、第三會計法に違反して、款項の區別の廢止されるが如き、第四豫算案議定の手續に就て、法規の命する所に違反して居るが如き、何れも之に該當するものであつて、其一つの起つたゞけで、直に豫算の不成立を告げざるを得ない。

前年度の豫算 斯の如く豫算が種々の原因に依つて、不成立と爲つたならば、歳計豫算案施行

の制度の設けられた趣意は全然沒却される譯であるから、之に對する善後策が必要と爲る。帝國憲法は前記の如く、斯る場合には、前年度の豫算を施行す可きことを規定した。然しながら前年度の豫算を以つて、後年度を律するが如き、國運の發展急であり、又諸般行政事務の錯綜せる場合に於ては、甚だしき無理を生ずるものであつて、行政部としては、一方に前年度豫算の許す範圍内に於て、實行豫算を編成し、以つて實際の必要に適合せしめると共に、他の一方に宜しく豫算不成立を來すに至つた原因を除却し、追加豫算案を編成して、議會の承認を求め、方針に出でなければならぬ。

#### 第五節 豫算の施行

豫算の施行と云ふのは、議定され、成立した豫算の條項に従ひ、歳出の支拂並に歳出豫算施行の機關 入の收納の行はれる一切の手續を總稱するのである。然らば如何なる機關に於て、豫算が施行されるか。歳出豫算を施行する、即ち經費の

支拂を爲すには、必ず支拂命令官なるものがなければならぬ。支拂命令官の地位なり、職責なりの重大であることは、明白なる事實であつ

て、若しも命令官の發する命令が法律に違反したり、豫算に超過したり、又は全然豫算に於て認められて居らないものであつたりしたならば、如何に豫算の編成や議定は完全に行はれて居つたとした所で、施行の一段に至つて、大なる破綻を暴露せざれば已まないであらう。故に我國の如き此關係に重きを置き、會計法第十五條に於て、國務大臣を以つて、支拂命令官とし、特別の場合に限り、委任された官吏を以つて、支拂命令官とすることを規定した次第である。而して支拂命令官の下に立つて、支拂を行ふ職務を取るものは、會計主務官であつて、其

職責とする所は、第一支拂命令が正當の債主又は其代理人に對して發されたものであるかどうか、第二會計年度の所屬に誤りがないかどうか、第二豫算の目的に違



反し、又は各款項に於ける間に流用を生ずることはないかどうかの諸點を調査し、是等の關係に何等の誤まりがない場合に、始めて支拂を終了するし、何等かの誤まりがあつたと認められれば、其旨を命令官に報告するのである。

歳入豫算の 歳入豫算を施行するに就ては、特に收入命令官と云ふものはない。

施行 會計法第十二條に規定する如く、租税其他の歳入は法律又は命令の規定に従ひ、之を徴收し、地租及び勅令に依り、市町村に於て、徴收す可き國税を徴收するときは、市町村に對し、其他の國税を徴收するときは、各納税者に對し、府縣知事から、徵税令書を發し、以つて收納の手續を了するのである。

以上の機關に於て歳出歳入豫算を施行するとした所で、其施行に當る官吏が自出納手續の 直接に現金の出納に當る次第ではない。其出納には他の吏員又は機關をして之に當らしめる場合が甚だ多いのである。何故かと云ふ

に官吏をして直接に現金の出納を掌らしめたならば、其間に種々の弊害を生ずる恐なきを得ないからである。即ち官吏は本來金錢の出納に慣熟し居る者でなく、従つて貨幣の眞贋を識別したり、敏速正確に個數を計算したりすることに就て、困

難を感ずるばかりでなく、監督の方法宜しきを得なかつたならば、直に出納官吏に不正の所業を爲す者を生じ易く、又保管の方法宜しきを得ずして、紛失盜難を招くことなしとしない、是等の弊害を避けるには、現金の出納を擧げて、平生貨幣の取扱に當り、之に慣熟して居る機關に託するのが適當である。茲に於てか中央銀行制中央銀行と 度の設けられて居る國であれば、必ず中央銀行をして國庫事務の一部國庫事務 として、國庫金の出納に當らしめる。我國會計法第五條に於て、政府は

國庫金の取扱を日本銀行に命ずるを得ることが規定され、又實際之を同銀行に命じて居る所以であつて、豫算は政府に於て、之を施行するとしても、施行に伴ふ實際の手續は日本銀行に於て之に當るのである。然しながら此方法の下に於ては、政府と政府に對して出納を爲す人民との間に、中央銀行と云ふ一の機關が介在し、急速に出納を終了しようとしたり、又金額の些少なる場合には、却つて手數の煩雜を招くことを免かれざる次第であるから、之を避ける爲め、我國會計法第十九並に二十兩條に於ては、或る場合に限り、國務大臣は現金支拂を爲さしめる爲め、現金前渡の支拂命令を發し、又或る場合に限り、官吏をして現金を取扱はしめることゝ爲つ



て居るのである。

國家の金庫 一國の金庫制度は如何なる制度の下に、組織されて居るものであるか。制度

金庫の種類を大別すれば、第一、合一金庫、第二、行政局部金庫、第三、各官廳出入を總て一の金庫に總括することを原則とするものであり、行政局部金庫と云ふのは、各種單獨の行政事項に關係を有する收支に就て、特別の金庫を設ける制度であり、各官廳金庫と云ふのは、各官廳に就て、一個の金庫を設け、單に經費の支出ばかりでなく、収入も其官廳に屬するものであれば、其金庫に於て、之を收納せしめることとするのである。是等三種の金庫制度に就て、其間に如何なる優劣があるで各官廳金庫 あらうか。第三の各官廳金庫制度には、弊害の明なるものがある。蓋し此制度に據つたならば、各官廳は互に獨立して、國庫金の收支に當る譯であるから、其手續に統一を失して、煩雜に流れることの免がれ難きは勿論、各官廳は自ら収入を收納する結果、自ら之を濫費しようとする念を生じ、又實際に保管の上に、危険を蒙る恐れも多いのであるから、決して採用の理由ありとするを得ない。

行政局部金 第二の行政局部金庫なるものは、特殊の行政事項に關する收支を庫の性質 取扱う爲めに、特別の金庫を設立して、其必要に應せしめるものであつて、例へば郵便、電信、鐵道、鑛山、森林、專賣、事業等に行はれる。隨つて其性質から云へば、一の除外例たるに過ぎないのであつて、決して一般の金庫制度を律するものではない。斯る除外例を除けば、今日の金庫制度は所謂合一金庫の下に、統一せられ

合一金庫制 可きものであつて、此制度の下に於て、國家の収入は其如何なる官廳に屬するものであるか、又如何なる源泉から生ずるものであるかを問はず、總て國家の金庫に收納される一方に、國家の經費は總て此金庫から支出され、始めて收支の手續に統一を得るに至る次第である。

國庫金取扱 前述の如く金庫に關する事務は便宜上、一國の中央銀行に於て之を擔當するものであるとして、中央銀行をして國庫金を取扱はしめる場合に、預金組織を以つてす可きものであるか、保管組織を以つてす可きものであるかと云ふことが重要な問題と爲る。預金組織の下に、中央銀行をして預金組織に 依るもの 國庫金を取扱はしめたならば、國庫金は恰も普通の資金と同じく、中央



銀行に預入れられ、中央銀行は國庫金收入の現況並に將來に於ける異動に鑑み、其一部は現金の儘、支拂準備金として、手元に存置し、國庫の支拂命令に應じて、些の支障する所なからしめることを期すると同時に、其他は銀行自身の營業資金に繰入れて、民間の需要に接するに隨ひ、之を融通することゝするのである。

保管組織に 然るに保管組織の下に國庫金を取扱ふときは、中央銀行は單に國庫依るもの

に代つて、收支事務を掌るだけであつて、國庫金は幾何の高まで、剩餘を生じたからと云つて、固く之を金庫に保藏して置き、敢て世間に融通しようとしな

い、否融通することを禁じられて居るのである。

預金組織の下に國庫金を運用するときは、金庫があつたとした所で、

兩者の比較 其爲めに資金に對する需要と其供給を妨げて、金融の疏通を害するが如き弊害は斷じて之を見るを得ないのである。元來資金に對する需要と其供給との間に調節の宜しきを保たしめることは、金融上最も注意す可き所であつて、之を缺いたならば、金融市場に不測の變事を生ずることを免かれないであらう。然るに預金組織の金庫制度であれば、一年中最も金融の繁忙である時と租税の徴收

期とが同時に落合ひ、其結果民間に於ける巨額の資金が租税其他の形態で、中央銀行に收納されたとした所で、中央銀行にして斯くて營業資金の豊富に爲つたことに乘じて、盛に割引貸付の要求に應じたならば、一方に入る所は他方に出で、毫も國庫金徴收の爲めに、金融の疏通に妨害を及ぼさざる道理である。唯中央銀行の本支店が國庫金の收支に就て、殊に其預託に就て、安全であるかどうかと云ふ點に就て疑を存するのであるが、今日の如く中央銀行の資力の強大である場合には、充分に中央銀行をして此點に於ける責任を負はしめて、可なるものと考へられる。之に反して保管主義を以つて、國庫金を取扱ふ場合には、保管の安全と云ふ點に於ては、完全であるが、一方に一旦租税其他の收入として、金庫に入つた資金は各官廳から經費支拂の請求の起らない限り、永く國庫に堆積して、市場に出る時なく、若しも國庫金の收支平均を缺いて、其殘高の多きに上つた場合には、一國の生産業に必要な資金は空しく國庫に死藏される結果を免がれないであらう。

我國の金庫 我國の金庫制度は如何なる組織に爲つて居るかと云ふに、合一金庫制度を採用することは、明に會計法に規定されて居る。即ち同法第四條



に於て「各官廳に於ては、法律勅令を以つて、規定したるものを除くの外、特別の資金を有することを得ず」とあり、第十四條に於て「國務大臣は其所管に屬する收入を國庫に收む可し、直に之を使用することを得ず」とあり。又更に第十五條に於て「國務大臣其所管定額を支出せんとするときは、現金の交付に代へ、日本銀行を支拂人とする小切手を振出す可し」と規定したことの如き、何れも合一金庫制度を設ける趣意に基いて居ると認められる。

次に金庫に關する事務は會計法第五條に於て、規定されて居る通り、政府は日本銀行をして國庫金出納の事務を取扱はしめることゝ爲つて居り、又同條第二項に於て、規定されて居るが如く、日本銀行に於て受入れた國庫金は命令の定むる所に依り、政府の預金とすることゝ爲つて居る。即ち此規定に據つて、我國には、預金主義の國庫金取扱法が認められたのである。而して金庫の組織に就ては、明治二十二年勅令第二百二十六號に依り、金庫を第一中央金庫、第二本金庫、第三支金庫の三種に區別した。是等の内、中央金庫と云ふのは日本銀行であり、又日本銀行の本支店又は出張所の存在しない地方に於ては、其地方の大銀行を選んで、之を本金庫とし、

本金庫自ら更に或る銀行を選んで、之を支金庫とする。然し日本銀行は中央金庫、本金庫、支金庫の別を問はず、總て金庫の行う現金の出納若しくは保管に付き政府に對して、一切の責任を負ふことゝなつて居る。斯の如く金庫制度は餘程以前から、大體の體裁を備へて居つたのであるが、預金組織の國庫金取扱法は容易に之を實行する域に達しなかつた。蓋し本支金庫の事務を託するに足る程、信用の具備した銀行の設立されて居らざる場合に、濫に預金組織の國庫金取扱を實行したならば、時に國庫金の保管に破綻を招き、日本銀行として政府に對して負はざる可からざる責任の重大と爲るとを恐れた結果に外ならない。唯明治二十七年法律第十六號に於て「國庫金出納上、一會計年度間餘裕あるときは、相當の利子を徴して、之を當座預又は定期預として、日本銀行に預入ることを得」と規定したが如き、保管組織に於ける金庫制度の缺點を免がれようとする趣意を含むものと見られるが、歲計の規模の廣大であるに對し、斯く預入れられるを得る金額の小である以上は、固預金組織採用の必要切迫すの膨脹する勢の頗る急であり、殊に特別會計の下に行はれる種々の官



業擴張されて、國庫收支の金額の著しき高に上つた際、依然として保管組織の金庫制度が採用されて居つたならば、國庫出納の状況に依つて、一國金融の調節を傷ける弊害の少なからざるものなきを得ない。斯くて漸く大正十年會計法の改正に際し、上記の規定に據つて、預金組織の國庫金取扱法の採用を見るに至つた次第である。

國庫會計に 次に豫算施行の手續に關聯して、注目を要するのは、國庫會計に於ける於ける時効 時効の規定であつて、私人の債權債務に於ける時効とは自ら違つて居る。何故に兩者の間に區別を設ける必要があるかと云へば、國庫の會計は其範圍の廣汎である其の上に、諸種の關係の錯雜して居る爲め、之を整理する必要があるから、普通の法律に於けるものより、時効を短期にする理由を生ずるのである。即ち我國會計法第三十二條に於ては、金錢の給付を目的とする政府の權利であつて時効に關し、他の法律に規定なきときは、五年間之を行はざることによつて、消滅するし、政府に對する權利であつて、金錢の給付を目的とするものに就ても、亦同じであるとしてあり、更に時効の中斷に就ては、第三十三條を以つて、金錢の給付を

目的とする政府の權利に就ては、其消滅時効の中斷に關し、適用す可き他の法律の規定なきときは、民法の規定を準用するものとし、政府に對する權利であつて、金錢の給付を目的とするものに就ても、亦同じであるとし、更に第三十四條に於て、法令の規定に依り、政府の爲す納入の告知は民法第一百五十三條の規定に拘はらず、時効中斷の效力を有することゝ爲るのである。

#### 第六節 豫算施行上の便宜手段

財政上の非 一會計年度に於て、豫算の施行されつゝある間、豫算に計上された歳入常手段に不足を生じたり、豫算編成の際に、豫期された事變の發生したりした場合に、如何にして之に應ず可きものであらうか。原則から云へば、一々收支適合に關する計畫を編成し、議會の協賛を経ることを必要とする道理であるけれども、議會の休會若しくは議會不成立の場合もあり、又時に議會の召集を待つを得ないまでに、事情の切迫して居る場合もある。是等の場合に際會すれば、上記の議會の協賛を要する原則に對して、除外例を設け、行政上の自由を以つて、斯る經費を支出し、又之に對する財源を調達する方法を取らなければならぬ。其方法として行



はれるものは、第一豫算に於ける科目の流用、第二特別の豫備金設置、第三財政上の緊急處分の三者である。

## 科目の流用

一國の歳計豫算に於て、經費の各科目に就て、其れれど金額を定め、之に對して、歳入の計畫を案じ、以つて收支の均衡を維持し、立法部の議定を経た以上は、濫に各科目に配當された金額に就て、其間に流用を行ひ、一方の餘れるものを以つて、他方の足らざる所を充すが如き手段に出でたならば、決して財政の確實を期する道に適つたものとするを得ざるのみならず、立法部の豫算に對する議定權を蹂躪するの嫌あるを免かれない。

英國に於ける科目の流用 故に科目の流用に就ては、各國共に嚴重なる制限を存し、其濫に行はれることを許さない。英國に於ては此點に關して二つの除外例が認められて居る。其一是千八百六十六年の會計條例に據り、各科目の間に於て、資金を

貸借することを認めたものであるが、固より貸借の趣意に出でたものであるから、年度内には、必ず此關係を決済し、豫算に計上された各科目の經費と實際に支拂はれた經費とを同額にし、貸借の關係に依つて、各科目間に配當された經費の金額に

増減を來さざることを期するのである。他の一は千九百十二年の固定基金法に據るものであつて、大藏省の認可を経るときは、海陸軍經費に限り、各科目内に於て經費の流行を行ふことが許される。但し科目流用の行はれた場合には、議會開會中であれば、其三週間以内に議會閉會中であれば、閉會後三週間以内に、議會に之を報告すると云ふ條件が付せられて居る。海陸軍の經費に關して、特に斯る除外例の認められたのは、兩者の行政が製造業又は請負業に多くの關係を持ち、隨つて勞働市場に於ける勞働者供給の過不足若しくは賃銀の高低に依つて、經費の支出に變動を蒙ること多く、他の行政と同様に取扱ふを許されざる事情に基くからである。

我が國に於ける科目の流用 我國に於ては、科目流用に就て、如何なる規定が設けられて居るか云ふに、會計法第十四條第二項には、國務大臣は豫算に定めたる目的の外

に、定額を使用し、又は各項の金額を彼此流用することを得ずと云ふ規定がある。豫算に定めた目的以外に、經費の定額を使用するを得ざることとは、論を俟たない。蓋し斯る事を行つたならば、全然豫算の目的に違反するからである。又各項の金



額を彼此流用すると云ふことは、或る項目に於て、剩つた金額を以つて、他の項目に於ける不足を補はふとするものであるが、會計法の規定右の如くである以上は、項とか、又は項より大なる款を以つて掲げられて居る金額を流用す可からざることには疑を容れない。然らば項以下の金額例へば目を以つて掲げられて居る金額は流用するを得るのであるか。此點に就ては、法律に何等の規定はない、既に規定なく、及金額の小なる點から云つて、流用を行つて法律上に差支なきが如くであるとしても、豫算編成若しくは其議定の精神から云へば、斯る流用と雖も、道德上之を避けなければならぬのである。

## 豫備金制度

何れにしても科目流用に依つて、調達し得る金額は小なるものであつて、財政上大に依頼するに足らない。斯くて豫算に特別の資金を置き、其施行上收支に違算を生じた場合に、之に依つて其均衡を維持する制度の行はれるのは必然の結果であつて、之を豫備金又は豫備費の制度と云ふのである。故に豫備費の金額は豫算の内に編入され、立法部の議定を経ることを必要とするのは勿論であるが、如何なる目的の爲めに、之を支出するやと云ふことは、豫算議定の際

に、豫知し得られる所ではない。随つて行政部に於て豫備金を濫用したならば、科目の流用と異ならざる弊害を財政上に生ずる道理であるが、尙ほ兩者の間には著しき相違の存するを認めなければならぬ、即ち科目流用と云ふとは、立法部が科目流用と曩に議定しなかつた費目に對し、又は或る科目に於ては、曩に議定した豫備金との相違

金額を超過して、一方に立法部が此程度まで必要であるとして、議定した科目の金額を殺いで、之を補うものであるから、行政部に於て、正當の理由の下に、流用を行うと否とに拘はらず、科目流用は其性質から云つて、立法部の有する豫算議定權の効力を蹂躪するに至らざるを得ない。然るに豫備金の場合には、之を使用する目的に就て、豫め立法部の議定に付することは、性質上困難であるとしても、尙ほ金額は豫算として、立法部の議定を経て居るのであるから、議會に於て、之を増減することは、其自由である。故に行政部に對して、充分なる信用を置く能はざる事情があれば、立法部は信用の薄い程度に應じて、豫備金の高を左右することも出来るし、一會計年度に於て、政府が豫備金を濫用したならば、次期の會計年度に於て、之を要求するに當り、立法部の反對を受けることを覺悟しなければならぬ譯



であつて、此點から間接に豫備金の支出を監督する道も亦備はつて居る。科目流用の如く、假令ひ其金額は小であるとしても、全く立法部監督の以外に立つて、其議定の効力を減殺するものとは趣きを異にすることを知らなければならぬ。

我國の豫備金制度は如何に定められて居るか。帝國憲法は其第六十金制度

九條を以つて、避く可からざる豫算の不足を補う爲めに、又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲めに、豫備金を設くるを得ることを認め、會計法第九條は之を承けて、避く可からざる豫算の不足を補うものを第一豫備金とし、豫算外に生じた必要の經費に充てるものを第二豫備金とし、更に會計規則第二章第五款に於て、豫備金支出に關する規定を設けた。大正九年度まで、第一豫備金は三百萬圓、第二豫備金は五百萬圓であつたが、同年の臨時議會に於て、各三億圓の相違 百萬圓を増加し、前者を六百萬圓、後者を八百萬圓とした。畢竟一般財政の膨脹する勢に伴はしめる爲めに、豫備金を増加した次第である。

右に述べる如く、第二豫備金は豫算外に生じた費目に供されるものであるから、支出の理由自ら明瞭であるに反し、第一豫備金は豫算に計上された費目に補充さ

れるものであるから、之を濫用したならば、斯る豫備金を設けた爲めに、却つて豫算の施行を疎漏に流れしめるの弊害を生ずる。斯くて豫備金の支出に就ても、其第一豫備金であり、第二豫備金であるに依つて、區別が置かれ可き道理であつて、會計規則第十八條に於ては、第一豫備金を以つて、補充し得べき費途は毎年豫め勅令を以つて之を定め、各省大臣にして第一豫備金の支出を要するときは、金額並に理由を示す可き計算書を作成し、大藏大臣の承認を経ることとして、以つて其濫用を防がうとする。又第二豫備金の支出は新に財政計畫の上に、一の項目を加へるものであるから、大藏大臣の承認の外に、勅裁を要する手續が設けられて居る。而して豫備金を以つて、支辨する費途の金額を以つて、他の費途に流用するを得ないと云ふ制限は、第一第二の別を問はず、兩種の豫備金に對して、共に行はれる所であり、且つ豫備金を以つて支辨した經費は必ず年幾經過後帝國議會へ提出して、事後の承諾を求めなければならず、其承諾を得ることが出来なかつたならば、内閣が責任を負ふことゝ爲るのである。

豫備金の取 豫備金の取扱に就て、之を中央に集中せしめる方法と、各官廳に分散し



撥法

て置く方法と二つある。然しながら一國の財政制度に於て、經費統一の必要の認められて居る以上は、集中の可なることは論を俟たない。蓋し此方法に依つて豫備金の濫用を防ぎ、其支出に對して、充分なる監督を加へ、過不足緩急を補う便宜があるからである。我國の會計規則第十六條に於て、豫備金は、大藏大臣、之を管理すと云ふ規定もあつて、集中統一の主義の明にされて居る所以である。

科目流用竝に豫備金支出の外に、財政上收支の均衡を維持する便宜手段に充てられるものは、財政上の非常處分である。帝國憲法第七十條は、公共の安全を保持する爲め、緊急の需用ある場合に於て、内外の情勢に因り、政府は帝國議會を召集する能はざるときは、勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得と規定した。

前記便宜手段の不足とされる所以 右に述べた如く科目流用も、豫備金の利用も、其れれ、財政上の便宜手段なるものであつて、殆ど數うるに足らない。豫備金は如何であるかと云ふに、第一豫備金を支出するには、支出す可き經費の科目が既に豫算に存在することを必要とする制限がある。第二豫備金の支出には、斯る制限はないが、其代り其金額は豫

算に於て、一定して居つて、妄に多きに上ることを許されない。随つて是等の手段のみであつては、時に財政の運用に故障を生ずる恐れがあるので、特に非常處分の手段を必要とするのである。

非常處分の場合 然らば財政上の非常處分は如何なる場合に於て、行はれるものであるか。其重なるものは、

第一、其必要とする金額が豫備金なり、科目流用なりに依つて、支辨する能はざる程の多額であること、

第二、經費支辨の必要が切迫し、片時をも猶豫す可からざるものであること、

第三、議會閉會中又は其成立して居らない時であつて、遽に之を召集する能はざること

の諸點であり、更に此規定の下に行はれる財政上の非常處分は決して永久に亘るが如き性質を持つて居らないことを一つの制限としなければならぬ。何故に斯る制限を必要とするか。蓋し議會が豫算の議定を通じて、財政に對する監督權を行う以上は、假令ひ議會の閉會中なり、又は其不成立の際なりであつても、政府が



議會の協賛を経ないで、財政上の非常處分を行ふが如きは、誠に事情の已むを得ざるに出づるものであつて、決して立憲政治の原則に適合した處置とするを得ない。憲法第七十條の規定は單に之に文字上の解釋を下せば、政府をして財政上、如何なる處置に出づることをも支障なからしめるが如くであるが、然も斯る處分を爲すを得ると云ふのは、本來財政の便宜に出でた除外例に外ならないのであるから、除外例は勉めて之を狹義に解釋し、此規定の下に行はれる處置は總て之を目前に殺到し來つた必要に應じ得る程度に止め、此以上の處置に就ては、一時應急の非常處分に依つて、目前に切迫する必要を充しつゝある間に、帝國議會を召集し、其協賛を待つて、之を決定することを至當とする。

然らば斯る除外例の本質を保たしめるには、如何にするかと云へば、二つの方法がある。一は政府自ら非常處分を行ふに當り、立法部に對する徳義を自發的に嚴守し、立法部の財政監督權を蹂躪するが如き程度の處置を爲さざることであり、他の一は非常處分に對する立法部の監督を嚴重にすることである。即ち帝國憲法非常處分に第七十條第二項に於て、政府が財政上の非常處分を爲した場合には、次

對する制度

の會期に於て、帝國議會に提出し、其承諾を求めを要することとし、事

後承諾の方法に依つて帝國議會をして監督を加へしめる道が設けられて居る。

故に議會は此規定に據つて、政府の爲した非常處分を監督するのである。即ち政府の爲した非常處分が眞に適當のものであり、又必要已むを得ざるものと認められれば、議會は之を承諾するか、是等の點に就て、疑があれば、之を否認することゝ爲る。政府の爲した非常處分に對して、議會が承諾を與へないと云ふことは、政府に對する不信任の表明されたものであるから、政府に取つて、重大なる責任問題を生ずるに至る。而して政府の爲した非常處分が議會に依つて、承認されなかつた場合には、其處分は直に消滅する。此點から考へても非常處分に依つて行はれる財政計畫が一時的のものであることを要するのは、論を俟たざる次第である。

収入剩餘の處分 右に述べた科目の流用、豫備金の利用、財政上の非常處分は豫算に収入

不足を生じたり、豫算外に經費を生じたりした場合に、收支不適合の状況、性質若しくは程度の如何に依つて、其れゝ行はれる便宜手段であるが、此反對に豫算施行後に収入に剩餘を生じた場合には、如何に之を處分す可きものである



かと云ふ問題を生ずる。固より豫算案を編成するに就ては、當局者は綿密なる注意を施し、慎重の態度を以つて、之に當り、以つて收支の均衡を謀らなければならぬ譯であるが、正確なる收支の均衡は常に維持されるを得ない。例へば豫備金の如き、年度内に或る變動の起ることを豫想して、設けられたものであるのに、其豫想が事實に反して、起らなかつたならば、豫備金に對する収入は剰餘金たらざるを得ないし、一般歳入の内でも、亦剰餘金を生ずるであらう。蓋し經濟社會に變動があつて、物價の高低や、景氣の消長に依つて、國庫收入に増減を生ずる一方に、國家職務の行はれる狀況に依つて、經費支出の高に異動のある以上は、収入に剰餘を生ずることを以つて、已むを得ざる所とするのである。

今、剰餘金を處分するに、二種の方法がある。第一は剰餘金を以つて、總て各官廳の利益金と見做し、各官廳限りで隨意に處分するものであり、第二は斯く剰餘金の剰餘金處分 處分を各官廳の意思に一任せず、必ず之を國庫に返納させ、中央に統一の二方法 して、後に處分するものである。第一の方法は如何なる論據の下に、主張されるかと云ふに、此方法に據れば、各官廳は互に多額の剰餘金を捻出すること

しに努力し、其結果浪費を慎しみ、又節約を期する利益ありとするのである。然しながら國家の財政は決して私人經濟と同一視す可きものではない。行政部が適當と認めて、或る經費を要求し、立法部も亦之を適當と認めて、其經費を議定し、承認した以上は、之を支出するに當つて、當局者自ら若干の手加減を以つて、節約を施すが如きは、私人經濟に於ける吝嗇と其誤まる所を一にする。殊に斯く必要なる經費まで節約して收め得た剰餘金を各官廳に於て、浪費する、更に一步を進めて、殊更に當初過大の經費を要求し置き、以つて必ず剰餘金の生ずることを豫期するに至つては、弊害も亦極まれりと云はなければならぬ。

茲に於てか剰餘金の處分に就ては、第二の方法を採用せざる可からざるに至るのである。我國の會計法に於ては、其第二十六條を以つて、各年度に於て、歲計に剰餘あるときは、其翌年度の歳入に繰入る可しと規定した。即ち之に依り、剰餘金は總て之を中央に統一して、以つて次年度歳入の一部に充てることゝ爲るのである。唯此方法の下に於ては、各官廳は假令ひ經費の支出に就て、慎重の注意を施した所で、斯くて節約の結果として生じた収入の剰餘は自己の直接の利益と爲らないの



であるから、會計年度の終りに近づき、剩餘金を生ずる見込が略ぼ定まると、遽に之を浪費することを試み、出張、視察、調査等種々の名義を用ひて、其目的を達しやうとする弊害はあるが、第一の方法に於ける弊害に比較すれば、寧ろ其輕きことを認めなければならぬ。

**剩餘金の絶無を期すること** 然し之を全體から考へると、一國の歳計に於て、剩餘金を生じ、幾年を経處理するに當つて、自然其放漫に流れることを免かれぬであらう。蓋し新に國民に負擔を加へて収入を徵收するのと違つて、前年度の剩餘金を繰入れるのは、事の甚だ簡單である爲めに、之を支出するに就て、注意の疎漏と爲るのは、免かれ難き所であるからである。随つて斯る場合には、財政の根本原則に立ち戻り、嚴重に收支均衡の維持される道を講ずることを急務とするのである。

### 第七節 歳計決算

**決算審査の必要** 右に述べた如く、一國の行政部が豫算を施行する場合には、豫算に定められた金額を其目的とする通りに使用し、其間に毫末の違算の生ぜざ

ることを期しなければならぬ。然も行政部は果して此事を爲すであらうか。故意の錯誤は起らないとしても、偶然の錯誤は或は起るかも知れず、其孰れにしても錯誤が生じたならば、立法部に於ける豫算議定權は爲めに傷けられるの恐れなきを得ない。茲に於てか行政部をして立法部の議定した歳出の範圍内に於て、又其議定した目的に準據して、豫算を施行せしめる爲め、特に其監督を加へる必要を生ずる。何を以つて、監督の方便とするかと云へば、前年度に於ける豫算施行の結果即ち決算を取るのであつて、監督を加へられる材料と爲るの故を以つて特に歳計決算が重要視されるのである。

**決算審査機關** 豫算に對する監督を其之を爲す機關に依つて、區別すれば、行政監督と

司法監督との二者と爲る。行政監督と云ふのは、行政部の内に、一部局を設け、各官廳が豫算に定められた所に據つて、經費を支辨するに當り、果して議定された金額なり、目的なりに違反しないかどうか監督するものであつて、其效力が事前即ち經費の支出される以前に監督の及ぶことを以つて、特色とする。監督の方便としては、定期の報告と現状検査との二者が擧げられる。随つて會計官吏は



一定の時期例へば十日に一回とか、一個月に一回とか、或る時を定めて、收支の状況並に金額、收支の過不足等に就て、正確なる報告を上司に致し、一方に上司は時に會計上の状況に就て、検査を行うのである。我國現行の制度に於ては、會計規則第十一條並に第十二條に於て、行政監督に關する規定を設け、大藏大臣は各省から支拂豫算の送付を受け、之を金庫に令達し、金庫は此令達に基いて、始めて支拂の請求に行政監督の應ずることゝ爲つて居る。故に行政監督は行政部に隸屬する一の機

缺點

關が他の機關に對して、監督を加へるものに外ならないのであるから、此點に於て、監督の公平と獨立とを望み難いのである。即ち各國に會計検査院なるものゝ設けがあり、之を行政部から獨立させ、此機關に於て、豫算の施行上、其議定司法監督のされた金額なり、其目的なりに違反して居らないかどうかを審査し、之必要に對して判決を下し、責任の所在を明にしようとする所以である。現

に我國に於ては、明治二十二年法律第五號會計検査院法を以つて、會計検査院に關する規定を設けた。之に據ると、我國の會計検査院が掌る所は國庫金の收支、官有物並に國債に關する決算の検査確定である。監督の範圍は司法監督に限られて、

其以外に及ばないし、決算も憲法第七十二條に於て、規定されて居る如く、行政部を

會計検査院

經て立法部に提出される次第であつて、會計検査院と立法部との間に

の獨立

は、何等直轄の關係を存しない。然しながら財政監督の効果を發揮せしめるには、會計検査院の獨立を保障することが必要であり、其方法として、

第一、會計検査院は天皇に直隸し、國務大臣に對して、特立の地位を有すること。

第二、會計検査官は刑事裁判若しくは懲戒裁判に依るに非ざれば其意に反して、

退官又は轉官を命ぜられざること。

會計検査院を規定した。今我國會計検査院が其職權として爲す所を掲げれば、左

の職業の如くである。

一、總決算、各官廳及び官立諸營造物の收支、官有物に關する決算、政府より補助金又は特約保證を受くる團體及び公立私立諸營造物の收支に關する決算、法律勅令に依り、特に會計検査院に屬せしめられたる決算を検査する。

二、憲法第七十二條に依り、決算を検査確定すると同時に検査報告を作成する。

三、各年度の検査成績を上奏し、其成績に就て、法律又は行政上の改正を必要とす



可き事項ありと認めたときには、併せて意見を上奏する。

四、出納官吏の計算書及び證憑書類を検査し、正當であつたと判決したときには、該官吏に對して、認可狀を與へ、以つて其責任を解除し、正當でなかつたと判決したときには、本屬長官に移牒して、處分を爲さしめる。

五、政府に屬する現金若しくは物品の出納を掌る官吏が水火盜難其他の事故に依り、其保管に係る現金若しくは物品を紛失毀損した場合に、辨償責任の有無を判決する。

六、各官廳をして検査上必要な簿書及び報告を提出させ、又主任官吏の辯明書を徴するを得る。

七、計算書及び計算證明の様式を定める。

八、出納官吏が計算書や證憑書の提出を怠つたり、又は様式を守らなかつたならば、本屬長官に移牒して、懲戒處分を要求する。

九、金庫の出納及び簿記上に關する各省の命令に付き、其發布の前に通知を受け、之に對して意見があれば、之を陳述するを得る。

一〇、收入及び支出に關する規則を定め、又既定の規則を改正する各省の命令に對しては、其發布の前に、通知を受ける。

一一、認可狀を交付した後であつても、一定の條件に基くときは、再審を爲すを得る。

行政監督の 行政監督は曩に述べた如く、豫算施行前に、支拂豫算に準據して、支拂命效力 令の當否を調査し、豫算に違反せざることを期するのである。而して

斯る監督の下に、施行された豫算に過誤がなかつたかどうかを調査する爲め、收支の事務に當る官吏の報告、國庫出納の金額に關する報告を送付させ、双方を對照するのは勿論、收支に關係した官吏の行爲を調査し不正の形跡があつたならば、之に對して直に制裁を加へる。我國會計規則第八十八條に於ては、各省大臣は所屬出納官吏の所爲に依り、政府に損失を與へたと認められた場合には、會計検査院の判決以前であつても、出納官吏に向つて、辨償を命ずるを得ることゝ爲つて居る。

司法監督の 司法監督は行政監督と違つて、其效果をして豫算施行前に及ぼさしめるを得ない。即ち其眼目とする所は施行後の決算に就て、事後の監督



を加へる一事に存するのであつて、随つて政府の金錢出納に従事する官吏から、其施行に係る報告之に附帶する證明書の類を差出させ、之に對して施行された豫算が果して其議定された所に異ならないかどうか、又違反して居らないかどうかを審査する。若しも是等の點に於て、違背がなかつたならば、當該官吏の責任は直に解除されるのであるが、若しも何等かの違背があつて、爲めに國庫に損失を及ぼしたならば、之に對して検査院は辨償の判決を下し、其損失を償はしめる。即ち會計法は出納官吏の責任を規定し、第一政府に屬する現金又は物品の出納を掌る官吏は其現金物品に付き、一切の責任を負ひ、會計検査院の検査判決を受けなければならぬ、第二右の官吏が水火盜難又は其他の事故に由り、其の保管する現金物品を紛失毀損した場合には、其の保管上、避け得べからざりし事實を會計検査院に説明して、責任解除の判決を受けなければ、負擔の責を免かれ得ざることとしたのである。

斯の如く出納官吏は司法監督の結果如何に依り、自己の行爲に對して、辨償の責任を盡さなければならぬ次第であるから、司法監督の施行と出納官吏の保證金

出納官吏の 制度との間に、密接なる關係を生ずる。身元保證金制度と云ふのは、出納官吏の 保證金制度 納官吏をして法規の定むる所に據り、若干の現金又は之に代る可き有價物を國庫に提供せしめ、官吏の行爲に依つて、國庫に損害を及ぼした場合に、右の保證物件を以つて、之を填補しようとする趣意に基くのである。此制度に對しては、自ら非難の生ずることを免かれぬ。第一、保證金制度の下に於ては、政府をして自ら保證金に依頼し、出納官吏たる者の人物の鑑識を粗漏ならしめる、第二、身元保證金を徴收するとしても、多額の現金を取扱う官吏に對しては、萬一の場合に於ける辨償金としては、事實不足であつて、效果に於て依頼するに足らないと云ふ二點に存する。然しながら國庫事務の規模の廣大と爲つた場合に、之れに關係する出納官吏を選出するに、一々其人物の如何を標準として、取捨するが如き、其だ困難であつて、結局保證金を以つて、信用を維持することは、已むを得ざる所に屬するのみならず、政府に保證金を提供する場合には、自然官吏をして事務に慎重綿密ならしめ、偶然の錯誤なからしめるは勿論、故意の不正行爲を遮斷するを得るのである。我國に於ては、從來出納官吏に身元保證金を納付せしめる制度が行はれて居り、會



計規則第二百二條以下に於て、

我國の身元 第一、身元保證金額は各省大臣に於て、大藏大臣と協定して之を定め、會  
保證金制度 計検査院に通知すること。

第二、相當の資産ある者二人以上を保證人とするときは、身元保證金の全部又は  
一部を免除するを得ること

第三、保證金は現金を以つて納付するか、公債又は土地を以つて、之に代用するを  
得ること、

第四、會計検査院の判決に依り、各省大臣出納官吏の損失金辨償を命じた場合に、  
其指定した期限内に、出納官吏から損失金の辨償を爲さなかつたならば、身元保  
證金を以つて、辨償に充て、公債又は土地を代用したときは、之を公賣に付し、其代  
價から損失金額を差引くこと、  
の諸點が規定されて居る。

#### 立法監督

以上論述した所を綜合すると、行政監督の効力は必ずしも大なるもの  
ではない、司法監督であつても、會計検査院の審査判決に基き、出納官吏

に辨償の責任を負はしめるだけの事であつて、此以上に監督を及ぼすことは出來  
ない。固より出納官吏の責任を明にし、其所在を確めるのは必要であつて、之に依  
つて自ら豫算の施行を確實ならしめるを得るのは勿論であるが、之と同時に出納  
官吏に命令を下した命令官其人に對する監督の道が備はらなかつたならば、監督  
法として、完全なるものと稱するを得ない。茲に於てか行政監督并に司法監督の  
外に、立法監督なるものを生じ、立法部に於て、施行後の豫算に對して、監督を加へる  
ことゝ爲るのである。

立法監督の 議會が施行後の豫算に監督を加へるに當つて、重なる材料と爲るもの  
資料 は、決算と會計検査院の審査報告との二者である。會計検査院の審査

報告は單に決算に對する判決であるに止まらず、此判決を下すに就て、蒐集した各  
種の材料を添付したのであるから、議會は之を決算と相對照し、命令官に不正  
の行爲のなかつたかどうかを審査する材料に充てる。會計検査院の審査報告が  
立法監督に對して、重要な關係を有すること、斯の如くであるから、検査院自ら直  
接に之を議會に提出するのが至當であつて、帝國憲法第七十二條に定める如く、政



府の手を経て、議會に提出せしめることとすれば、検査報告をして一旦政府の眼を觸れしめる結果と爲り、其間自ら検査院との間に、情實を醸して、検査報告の獨立を傷けるに至る恐れなきを得ないのである。

右の如く議會が決算を受取つた場合には、豫算議定の際に於けると同じく、決算審査に對しても、亦特別委員の手を経て、本會議に至る順序を取る。決算を調製するのは、豫算案の編成と同じく、大藏大臣の職務であるが、決算の形式は、如何にして定めらる可きものであるか。會計法第二十四條は總決算

が總豫算と同一の様式に據り、左の事項を揚ぐ可きものであることを規定した。

歳入の部

歳入豫算額、調定済歳入額、收入済歳入額、不納缺損額、收入未済歳入額

歳出の部

歳出豫算額、豫算決定後増加歳出額、支拂命令済歳出額、翌年度繰越額、不用額

右の内、歳入の部に於て、歳入豫算額とあるは議定された豫算額を云ひ、調定済歳入額とあるは、徴收令書又は納税告知書發行額を云ひ、收入済歳入額とあるは國庫

實收額を云ひ、歳出の部に於て、豫算決定後増加歳出額とあるは、準備金支出又は前年度繰越額を云ふのである。而して總決算に添付さる可き文書と其内容とは、左の如くである。

第一、歳入決算明細書。

第二、各省決算報告書。此報告書は各省大臣から、翌年度十一月三十日まで、各省豫定経費要求書と同一の區分に據り、之を調製して大藏大臣に送付する。

第三、國債計算書。本計算書は大藏大臣の調製するものであつて、之に揚げられる事項は、(一)當該年度末日に於ける國債の種類及び現在を示す計算、(二)當該年度に於て償還し、及び支拂つた各種公債の元高及び利子、(三)最近五個年度間に於ける各種國債増減の景況を示す計算。

決算に對す 次に決算が特別委員會の審査を経て、本會議に至り、議會に於て、決算の責任 不當であること、例へば豫算なり、法令なりに違背して居る點があること

認められた場合には、如何なる處置に出づ可きものであるか。立法監督の趣意を徹底せしめる點から云へば、命令官を彈劾して、其職を去らしめ、更に一步を進めて、



内閣全體の責任を問うが如きは、固より爲すを得る所であり、其方法としては議會の與へられた権能に依り、決議なり、上奏なり、之を爲すを憚らざる次第であるが、當該事件に於ける金額の多寡、不法行爲の性質又は立憲政治發達の程度等に依つて、自ら立法監督の效果に相違する所なきを得ない。要するに此事たる、政事上の策略に繋がるもの多しと認められる。

決算提出の時期 決算は如何なる時期に於て、提出されるものであるか。元來決算は施行後の豫算に監督を施す重要な材料であり、又其審査の結果に依つて、

後年度に於ける豫算案議定の方針を定める参考に供す可きものである以上は、其發表は勉めて之を敏速にしなければならぬ道理であつて、之を遅延したならば、其間に經費支出に關する證據物が湮滅したり、責任者が死亡したりして、就て調査す可き資料を失ひ、爲めに監督の用を爲さざるに至るのである。此點に就て、文明諸國中最も發達した制度の行はれるものは、英國であつて、假に會計年度を順次に甲乙丙とすると、翌年度の豫算案を議定する際に、立法部は甲年度の決算を受取り、之を審査して、以つて丙年度の豫算案を議定する資料として、利用する所少なから

ざる次第である。

然らば我國に於ては如何であるかと云ふに、會計年度は三月三十一日を以つて、終了する規定であるが、從來の會計法は其第一條や第一項に於て、一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで、悉皆完結す可しと規定し、三月末日年度終了の後同年十一月末日に至るまで八個月間を歳計の整理期限とし、此日に於て、大藏大臣は會計検査官立會の上で、大藏省に備へる主計簿を締切る定めであつた。斯く十一月末日を以つて、主計簿の締切りとしたが爲め、各省大臣は其年の十二月末日までに、各省所管に屬する經費の決算報告書を調製して、之を大藏大臣に送付し、茲に始めて決算を會計検査院に送付することゝ爲つた。而して検査院の検査に十個月乃至十一個月を費し、政府へ返送した後、議會に提出されたのであるから、甲年度の決算提出は議會に於ける丁年度豫算案議定の時であり、英國に比較して、一年間多くの隔りが存し、之に伴う弊害の少なからざりし次第であつた。新會計法は此弊害に顧みたる爲めか、此點に改正を施し、上記の歳計整理期限を翌年度七月三十一日までとした。随つて今後會計検査院の濟査期日



が短縮されるように爲つたならば、自ら決算編成若しくは審査の時期と豫算案編成の時間との間に存する間隔をして狹隘ならしめることを望み得る道理である。

## 第六章 地方財政

### 第一節 地方財政の性質

#### 地方財政

地方財政とは地方團體の公共經濟であつて、國家の公共經濟たる國家財政又は中央財政と對立するものである。元來國家は一の社會に就て云へば、權力關係に於て、最高の地位を占めるものであるから、其意思に依り、國家自身に於て、又は各地方團體に於て爲す可き公共職務の範圍、種類を決定し、國家の地方團體の職務を遂行せしめらるを得る。斯くて地方團體の職務は當然生じ來るのであつて、此種の職務を名づけて、地方團體の義務的職務と云ふのである。而して斯く國家から命ぜられた職務の外に、地方團體自ら他の職務を行ふ。此職は所謂自由職務と稱されるものであつて、相當の重きを爲すことは勿論であるが、第一は國法に依り、第二は國家の命する義務的職務の如何に依り、第三は地方團體に於ける地方民の能力に依つて、自ら或る制限を蒙ることを免がれない。



地方費と地 斯の如く地方團體は義務的と自由的と二種の職務を有し、是等の職務  
方收入 を果すことに依つて、公共の需要に應じなければならぬ次第である

とすれば、自ら之に對する費用を要する。即ち地方財政の經費として、地方費なるもの、現はれて所以であるが、此經費に應ずる財源は如何にして調達され可きものであるか。即ち之を調達するに就ては、地方團體を組織する各員に就て、任意的に徴收するものと、強制的に徴收するものと、二種に分たれ、前者は私經濟的收入と、  
地方團體の 爲り、後者は公經濟的收入と爲る。地方團體の私經濟的收入と云ふの  
私經濟的收 入 は、地方團體が私法人に準ずる資格の下に、普通の私人經濟に於て、私人

の爲すと同様の行爲に依つて、得る收入であつて、其經常的のものは、公有財産又は公有企業から生ずる収益であり、其臨時的のものは、公有財産の處分に依る收入である。而して公經濟的收入に屬するものは、地方團體を組織する團體員が團體に對して持つて居る從屬的關係に基いて徴收する收入であつて、租稅、特別賦課金、手数料、罰金、過料等を擧げるを得る。

地方團體の 右の如く地方團體の收入には二種の區別を存するが、其孰れの收入を

有する權能 徴收するにしても、地方團體の有する權能は決して絶對のものではなく、必ず國家に依つて或る制限を蒙る。國家は何故に斯る制限を加へるかと云へば、一に國民の能力に對して、過重の負擔が加へられ斯くて國家財政に於ける國民の負擔能力に堪へ難き負擔を及ぼすに至ることを恐れるが爲めであつて、如何なる場合に於ても、地方團體一個の利害に一任することはない。地方團體の收入の

租稅に於ける國家との關係 一に屬する租稅に就て見ると、租稅に就ては、國家も地方團體も共に一國全體に涉つて存在する國民の納稅力に依賴して、收入を調達する次第であるから、此關係に基き、國家と地方團體とは、租稅制度に關して、密接なる關係

を持ち、前者は後者の課稅方針を左右し、以つて全體に於ける負擔の均衡を維持せしめる。即ち第一、地方團體は國家に對する附加税に依り、又は國家の課稅すると同一の目的物に對する獨立の課稅に依つて、收入を徴收するとしても、爲めに租稅全體の負擔に於ける均衡を傷げざること、第二、國家は國稅の賦課される範圍を或る程度に留め、地方團體の爲めに、一定の課稅目的物を留保すること、第三、國家は地方團體の利用する課稅の方法並に程度を決定し、又は之に制限を加へ、以つて國全



體の納稅力を涵養せしめることの三點は國家と地方團體との關係を律する目標に宛てられるのである。

手数料及び特別賦課金 手数料及び特別賦課金に屬する収入は地方團體の設備に要する費用を其設備使用に依つて、利益を受ける者に對して徴收する公課を云ふ

のであつて、其之を徴收する理由の確乎たるものが備はつて居る。然しながら斯る費用は果して獨り手数料なり、特別賦課金なりに依らざる可からざるものであるか、又其全部を地方團體の負擔に歸せしめ可きものであるか、一部を地方に負擔せしめる場合に於ても、租稅の収入に依つて、支辨せしめる能はざるものであるかと云ふ諸多の問題を生じ、國家に於て適當の監督を要するのである。

補助金の收入 以上兩種の收入と相並んで、地方財政の收入と爲るものは、補助金である。國家が地方團體に對して、或る財源を交付し、其れから生ずる収入を利用せしめるのも、一種の補助金であり、毎年一定の収入を交付するのも、補助金である。地方團體が國家行政の一分子であり、國家に對して、從屬的關係に居る結果として、此種の収入を生ずるのである。

## 第二節 地方經費

地方經費の性質並に分類 地方團體が其職務を履行するに就て、物資と勤勞との二者を必要とし、之を獲得するに就て支出する金額を經費とすることは、國家財政に於けると異なる所を見ない。地方團體の經費は國家財政に於ける經費と略ぼ同一の方則に據つて分類される。經常費と臨時費との區別の如き之に當るものであるが、尙ほ地方團體の特色から生ずる區別がある。義務費と自由費との區別の如き、即ち是れである。

經常費と臨時費の別 經常費と臨時費との區別は地方財政は於ても、經費存續期間の長短に依つて、定まるのである。而して此區別の設けられる結果、經常費は經常収入を以つて、臨時費は臨時収入を以つて、互に均衡を求め可きものであると云ふ原則が確立して、財政の處理を完全ならしめるを得るのである。然しながら此原則は之を地方財政に適用するに就ては自ら多少の制限を加へなければならぬ。第一國家財政も地方財政も共に團體經濟の一種であることに就ては、論を俟たないが、其團體には大小の別がある。大なる團體に於ては、各種行政の方面に關



聯して、偶然に發生する公共の職務が相集まり、毎年繼續して、經費を必要とするのであるが、小なる團體に於ては、同一の經費であつて、稀に發生するが如きものがある。第二小なる團體に於ては、經費に應ずる財源の種類甚だ簡單であつて、總ての經費に對して、一又は二の財源から、收入を調達しなければならぬ事情があるとするれば、特に填補財源の種類を決定する必要から、經常費臨時費の區別を爲すことを必要としない。蓋し經常費臨時費の區別は大なる團體の財政に於てこそ、經費と之に對する財源の關係複雑して居つて、適當の配合をしなければ、整理の道を得ることが出來ない場合に、必要を生ずるのであるが、小なる團體に於ては、手数料や企業収益等の収入の少ないのは勿論、募債力にも亦限りあり、附加税は單獨の租税を主たる財源に充てなければならぬ地位に居るのであるから、經常費と臨時費とに就て特に嚴重なる區別を爲すことを要しないのである。

**義務費自由** 義務費と自由費との區別は地方團體の職務の一國々法上に於ける地

位の輕重に依つて、定まるのである。即ち地方團體の必ず負擔するものと定まつて居る經費は之を義務費と云ひ、之に反して地方團體が自由に決定し、

隨意に支出するを得る經費を自由費と云ふ。前者は法令費、契約義務費及び職制維持費等であつて、地方議會に於て、自由に之を左右するを得ないが、後者は是等以外の經費であつて、地方議會の左右するを得るものである。而して地方團體は義務費の決定に就て、絶對の自主權を有するものではない。地方理事者にして義務費を豫算案に計上しなかつたり、地方議會が豫算案に計上された義務費を可決しなかつたりしたならば、國家は其監督權に依り、義務費の編入を強制し、強制支出を命令し、必要な場合には、經費に對する財源として、國家自ら直接に地方人民に就て收入を徵收し、其徵收費を地方の負擔たらしめるを得るのである。

**本邦の地方制度** 我國の地方制度を見ると、地方團體の職務を區別して、全國一般の公益に屬する職務と地方特殊の公益に屬する職務との二者とし、前者を以て、軍事、警察、教育、國稅事務の如き、國家本來の職務でありながら、法律勅令又は官廳の命令に依り、地方團體に委任されたり、又は特別の法令に依つて、地方團體の機關に命ぜられたりするものとし、又後者を以つて、各地方内に於ける勸業、交通、衛生、議會、財産管理、公共企業等であるとする。而して地方團體に委任されたり、又は團體



の機關に命せられたりした國家公益事務の經費は固より其性質上義務費に屬すること、論を俟たざる所であるが、義務費たるもの、必ずしも是れのみには止まらない、後者の職務中に於ける議會費の如き、吏員費、公債費、補助費の如き、職制の維持並に契約の履行に必要なる經費も亦其内に包含される。

### 第三節 地方收入

地方收入と云ふのは、地方團體の公共需要を充すに必要なる收入であつて之を種々の標準に據つて、分類するを得るのである。

第一、存続期間に依る分類。此分類に據れば、地方收入を經常收入と臨時收入と

相對し、經常費は經常收入を以つて、臨時費は經常收入の剩餘又は臨時收入を以つて、互に收入の均衡を謀る可き財政上の原則を生ずる。

第二、徵收手續に依る分類。徵收手續に依つて、地方團體の收入を分類

すると、自營收入と寄附收入との二者と爲る。前者は地方團體單獨の意思に依つて、調達されるものであるが、地方團體の收入は單に是れのみには止まら

ず、他の公共團體又は個人の寄與する收入がある。即ち一の地方團體に向つて、國家並に上級に居る公共團體から與へられる補助金があると共に、所屬人民から團體に致す寄附金の收入あつて、斯る區別を生ずるに至るのである。

第三、法律上の關係に依る分類。此分類は法律上に於ける收入徵收權

の地位に依つて、行はれるものであつて、公法の規定に基いて、收納される收入を公法上の收入と云ひ、私法の規定に基いて、收納される收入を私法上の收入と云ふ。此區別の結果として、公法上の收入は其收入手續を執行するに就て行政上の處分を以てするが、私法上の收入は其徵收手續を執行するに就て、民事上の裁判を以てするの別を生ずる。

第四、財政上の目的よりする分類。財政上の目的から分類すれば普通

需要の種類又は程度に應じ、財政上の目的を以て、規則正しく計畫して、爲めに收納されるものであるが、偶爾收入は少しく異なり、其收納に就て、財政上の目的を以てせず、單に行政上の事務に關聯して、偶然收納されるものであつて、地方財政の形



式に於て、雑収入と稱されるもの之に當り、不用品拂下代金とか、個人寄附金とか、過怠金とか、收得金とか云ふが如きものが之に當るのである。

公經濟的収入と私經濟的収入  
第五、經濟上の性質に依る分類。經濟上の性質に依つて収入を分類すれば、公經濟的収入と私經濟的収入との二者となる。公經濟的収入と

云ふのは、地方團體が公共の職分として遂行する共同的事務の經費に對する財源として、團體内の地方民に就て徴收するもの、又團體自ら他のより大なる團體に屬することの關係から、他の公共團體に依つて、或る事務を命せられ、之に對して補給されるものを云ふのであつて、更に之を細別すれば、左の如く三種の區別を爲すことが出来る。

- 一、個人から徴收するもの、之を(甲)一般經費に對する財源として、徴收されるもの即ち租税と(乙)特別の經費に對する財源として、經費に伴ふ利益を標準として、徴收される特別賦課金、費用を標準として、徴收される手数料とに分類する。
- 二、他の公共團體から徴收されるもの、之を分賦金と云ふ。
- 三、他の公共團體から補給されるもの、之を補助金と云ふ。

之に反して私經濟的収入は地方團體が自ら財産並に設備を利用し、經濟上に於ける普通の取引を通じて、收得する収入であつて、之を其計畫に據つて、區別すれば、(一)財産収入即ち公有財産から生ずる収入と、(二)企業収入即ち公有企業から生ずる収入とに分類するを得る。

地方財産収入  
地方財産収入は地方團體の所有する財産から生ずるものであつて、其如何なる程度に於て、収入を生ずるかは財産の種類に依つて、自ら異なる。蓋し地方團體の所有する財産の内には、地方公共の利益を目的とするもの、純然たる國庫の収入を目的とするもの、前者の行政財産は直接に公共的行政の遂行に重きを置くことの關係から、後者の財政財産に於ける如く、國庫收入の上の目的を達するに、不可能の事情があるからである。

地方團體の行政財産  
地方行政財産なるものは、地方團體の官公署、其敷地、道路、港灣、廳舎、學校等の公造營物であつて、之を創設し、又維持するに就て、財政上經費を支辨しなければならぬけれども、一方に之に對して、私經濟的収入を生ずることは、甚だ稀れである。而して其之を生ずる場合に於ても、事多く偶爾的であつて、財政



計畫に於て、一の確乎たる財源として依頼するに足らない。如何なる場合に於て偶爾的収入を生ずるかと云へば、公共上使用に堪へざる造營物を處分して、収入を得るが如き、此一例に當る。斯る場合には、其金額は大なるを得るであらうが、此以外の場合例へば個々の造營物に就き、個人に對して、其使用を許可し、之より使用料の収入を生ずる場合の如きは、収入の金額の大なることを望み得ない。道路の一部に對する短期の使用、公共建物の不用部分に對する一時賃貸に依つて、使用料や、賃貸料を徴収するが如き、此適例である。然しながら各造營物の有する特定の目的と一致し、然も其公共的使用の妨げられざる場合に於ては、或る範圍を限つて、私人に其長期間に亘る使用を許容し、以つて財政上の目的を達することは、之を爲すを得るのであつて、此事實は近代大都會に於て、都會生活の發達するに隨つて、著しき勢を告げんとしつゝある。市街の交通、瓦斯電氣、水道其他市民生活に密接の關係ある事業の私法人に依つて、經營されて居る場合に、公共道路の一部分を長期間に亘つて、市街鐵道、瓦斯電氣、水道の諸會社に貸付け、以つて斯業の發達を助けるが如き、屠獸場や波止場の設備をして都市衛生上又は經濟上の必要に一致せしめる

爲め、其經營者に地方團體の所有する財産の使用を許可し、之に對して使用料を徴収するが如き、此適例とす可きものである。

地方團體の  
財政財産

地方團體の財政財産は公共行政の用に供することを以つて、其直接の目的とせず、財政上の目的を達することに重きを置く財産であつて、其

重なる形態は耕地、森林、牧場及び動産資本である。而して之より生ずる私經濟的収入は是等財産の使用又は運用に依る収入であつて、小作料、貸付利子、產物代價等の形態に於て、收納されるものとする。

公營企業の  
收入

地方團體の公營企業に對して大體に於て、國家財政に於ける官業の原則を取つて、之に適用するを得る道理であるが、尙ほ兩者の間には、左記

の二點に於けるが如き事情の相違があり、斯くて國家に官業を不可なりとする場合に於ても、地方公營企業を可なりとする事情を生ずる。英國の如き國家官業の規模の狭小であり、種類の寡小である國に於て、地方公營企業の盛なる理由も這般の理由に依つて、自ら之を解するを得るであらう。然らば兩者の間に於ける二個の相違とは何であるか。



國家官業と  
地方公營企  
業との根本  
的相違

第一、一國內に於て成立する株式會社組織の事業であつて、一國の領土外に株式を有するとか、然も其在外株主が多數であるとか云ふが如きことは、殆ど一の例外を以つて見る可きであるが、一の地方團體内に於ける株式會社であつて、其區域外に株主の存することは、寧ろ一般の例とす可きである。茲に於てか國家と國民の多數を株主とする株式會社との間には、利害關係の相背反する場合は少なかる可き譯であるが、地方團體と其團體の所在地以外に多數の株主を有する株式會社との間には、利害の相背反する場合多かる可き道理と爲る。例へば一都市に於て經營される電氣、電車會社等の株式が其都市以外の資本家に依つて、多く所有されて居る場合には、株主は設備の普及や、改良の行はれることを欲せず、寧ろ利益配當金の増加することを希望するに相違ない。斯くて兩者の利害の衝突甚だしきに至らば、地方團體自ら事業を經營することに依つて、地方の利益に副はしめるを得るのである。

第二、國家の權力を以つてするときには、如何に大規模の事業を經營する株式會社に對しても、監督を全うするを得る道理であるが、小なる地方團體に於ては、其有する權力の小であり、又技術的知識に於ても、亦缺くるものゝある爲め、大なる會社に監督を加へるに堪へない。斯る場合には地方團體自ら事業を公營することを以つて、得策とするのである。

以上の趣意に基き、地方團體自ら公營企業を經營するに當り、財政上の利益と公共一般の利益とは如何にして之を調節せしめるかと云ふ問題を生ずる。此問題を解決するには、公營企業中、其種類の如何に依つて、其之を施設しなければならぬ公益上に於ける理由の強弱の相違あることに注意することを要する。斯くて其理由の弱きものには、收益主義を適用することを妨げないとしても、理由の強きものには、手数料主義に據つて、收支の相償うことを本則とし、其最も強きものに對しては、公共團體に於て純粹支出主義を取り、代價金を低廉にして、利益の普及を謀り、一方に生じた収入の不足に就ては、公共團體の一般の財源に依つて、之を填補することを難しとしないのである。而して公營企業に於ける公益上の理由の強弱に就ては、企業の種類に従ひ、二種の區別を爲すを得るのである。



収益主義に 第一、施設の上に於て、競争のある企業であつて、公共團體自ら之を施設  
 據る場合 しなくとも、株式會社の事業として、經營される程、有利である場合には、  
 其企業を公營としたときに、収益主義を原則として、可なるのみならず、此場合に支  
 出主義に據つたならば、却つて不合理の結果を生ぜざるを得ない。何故かと云へ  
 ば、是等の施設は固より地方人民全體の利用するものではない。故に若しも支出  
 主義に據つて、生産費以下の價格を以つて、是等施設の便宜を或る特殊の利用者の  
 みに頒與したならば、一般人民の負擔に屬する租税の收入を以つて、收支の不足を  
 填補すると云ふ不公正なる結果を生ずる。且つ利用者に對する負擔にして苛重  
 なる程度に上らざる限り、生産費以上の收入を收めて、事業に投下した資本に對す  
 る元利金支拂の財源を收め、尙ほ其上に餘れる純益を一般經費に對する財源に充  
 てることとして、必ずしも差支ありとしない。何となれば地方團體が是等の企  
 業を公營する場合には、地方民の他の企業を經營するに當つて、自ら之に種々の制  
 限を加へ、地方人民に及ぼす負擔必ずしも少なしとするを得ないからである。  
 第二、之に反して施設の實際に於て、殆ど競争の伴はない企業であつて、公共團體

手数料主義  
 又は支出主  
 義に據る場  
 合

に於て、之を施設經營しなければ、一般公共の需要に應ずるに難く、然も  
 如何に之を經營する方針を立て、も、有利に經營する見込のない場合  
 に於ては、手数料主義又は支出主義に據らなければならぬ。例へば、屠獸場、汚物  
 掃除、港灣水道等の如きは、之に屬するのである。何となれば是等の企業にして、公  
 營とされた場合には、勢多少の強制を地方人民に加へ、彼等をして是等の施設を利  
 用せしめると同時に、其代價なり、料金なりは之を低廉にする方針に出で、少なくと  
 も生産費以下としなければならぬ。而して其低廉である程度の大なるに隨ひ  
 収益は私經濟的收入である性質を離れて、手数料の性質と爲り、更に進んで地方團  
 體に於ける經費の支出を必要とするに至れば、料金は使用料の性質を有すること  
 ゝ爲るのである。

公經濟的收 地方團體が公共の職務を行ふに就て、必要と爲る經費に對する收入を  
 入 得る爲めに、其管轄下に於ける個人又は法人に就て、收入を收める權利

を有し、一方に個人又は法人が之を負擔する義務を負うのは、地方團體組織の根本  
 原則である。而して一國に私有財産の制度あり、私人の勤勞に分業の別あり、私人



間に於ける能力の差別亦極めて大である今日の經濟組織を以てして、公共團體が此經費に對する收入を私人經濟に就て、收めるに就ては、如何にしたならば、最も合理的であつて、又最も公正を得るとするであらうかと云ふ重大問題を生ずる。

元來地方團體が其管轄下に於ける人民に就て經費支辨に對して必要である收入を共同經濟的方法に依つて、收得する場合に、其收入を公經濟的收入と云ふのであるが、其間に租税、手数料、特別賦課金、分賦金、補助金等の別がある。

地方團體の 收入を必要とする經費が地方團體の一般に關係ある重要職分に基き、租税 其職務を遂行することが敢て個人の意思如何に關せず、寧ろ團體自ら

之を決定し、然も其效用は廣く一般に亘り、個別的に價值を測定することを許されない場合には、一般的報償の原則に基き、各個人に對し、其負擔力に應じて、之を徵收しなければならぬ。此種の收入は即ち租税であつて、要するに一般的報償を理由とすることを特徴とする。

地方團體の 手数料は自ら租税と異なり、經費が特に個人の意見又は行爲に基き、地方團體に於て特に職務を提供したことに關聯する。斯る場合に此職

務から生ずる效用も亦個別的に價值を測定するを得るものとすれば、之を一般の負擔に歸せしめるは不合理であつて、經費の分配を公正ならしめんとする以上は、必ず特別報償として、關係ある各個人から效用の程度又は其享受する價值に應じて、特別に徵收することを以つて至當とする。即ち特別報償の原則に據り、職務に關聯して生ずる經費の高を限度として、徵收する收入を手数料と云ふのである。

特別賦課金 近時地方團體の職務が大に擴張され、經濟的社會的方面に重きを成すに至つて、特別賦課金なる收入の一形態が發達し來つたのである。蓋

し地方團體は公共職務を全うする爲めに、巨額の經費を必要とする幾多の施設を全うしなければならぬ道理であるが、斯る施設の行はれる場所の附近に居る人民は最も多く之を利用する機會に富み、又此施設の存在する爲めに、所有財産に著しき利益を受けるであらう。斯る特殊の利益を受ける地方民ありとすれば、此特別施設に要する經費の分配に關しては、他の人民に對すると賦課を異にすることを以つて、當然とする。即ち特別の受益者に對して、特別の負擔を加へると云ふことは、經費の分配に於て、公正の原則に適つたものとす可きであつて、此賦課を特別



賦課金と云ふのである。地方團體が公共經濟の爲めに、例へば道路、水道、運河、港灣、手数料、特別税、特別賦課金の別、市場等種々の設備を爲し、其維持に關して、特別の使用者から、使用の程度を標準として、料金を徴收すれば、其れは手数料と爲り、設備并に維持の費用に充てる爲め、附近の利用者に對し、一般の負擔力を標準として、賦課すれば、特別税と爲り、更に是等の設備に依つて、價格の増進される土地所有者や、營業上の利益の増進される營業者に對し、特別の利益を標準として、賦課するものは、特別賦課金と爲るのであつて、是等三者の間には、自ら區別する所なければならぬ。

分賦金と補助金 以上は性質に依る公經濟的收入の分類であつて、其孰れを以つてするも、地方團體内の個人又は私法人に就て、徴收する收入である。然るに

一の公共團體は下級の公共團體を以つて、一の團體員とすると共に、自ら上級の公共團體に對して、團體員たる二重の資格を有して居ることの關係から、特に二種類の公經濟的收入を生ずる。一は下級公共團體に對して課する分賦金であつて、他の一は上級公共團體から受ける補助金である。而して分賦金は其分賦を命せられた下級團體に於て、普通收入に依つて、之を調達する道を講ずることゝ爲り、補助

金は之を賦與する上級團體に於て、普通收入に依つて、調達することゝ爲るのであるから、此分類は收入の性質に據るものに非ずして、寧ろ各團體の等級に基いて生ずるものである。

地方税と國税との類似 國家并に地方團體の租税賦課には、其間に共通する一般的標準がある。即ち兩者共に納税者の納税力を標準として、負擔の分配を決定する一

事である。一片の理論から云へば、納税力の限度は公共需要に應ず可き無限大の義務に及ぶものであつて、財産なり、所得なりが如何なる状態に置かれて居るかを問はず、個人の生存に於て、絶對に必要である財産であつても、所得であつても、尙ほ公共需要の爲めに、之を要求する權利を包含して居るのであるが、事實問題としては、國家は其要求をして斯る程度に達するに至らしめると共に、納税力に適合せしめる目的を以つて、負擔に種々の差別を設ける。地方税に於ても、亦國税に於けると同様であつて、納税者をして課税の爲めに、生存上に必要な所得を喪失せしめない、所得の由つて生ずる源泉を毀損せしめない、所得又は財産の増殖を妨害しない程度に於て、負擔を分配することを必要とする。殊に地方の小團體に於ては、之



を國家の場合に比して、各個人の所得なり、財産なりが課税の爲めに、他の團體に移轉し、課税權の範圍外に逸出し去つて、租税の負擔を免かれること、極めて容易であるから、負擔の程度を決定するに就て、特に細心の注意を要すると同時に、國家が國税の下位に地方税を置いたり、國家の自ら要求せざる範圍に地方税の賦課を限定したり、又地方税をして國税に附加する租税たらしめたりする場合に於ても、其れは一定の標準を定め、範圍并に程度を律しななければならない。是等の諸點から、地方團體の課税權は概して國家の認可に依り、若しくは其讓與に依つて行使される。既に國家と地方團體との課税權に斯る關係の存する以上は、兩者の間に租税の區分を決定する必要を生ずる。何を以つて、此區分の原則とするかと云へば、第一には立法上の制限に依り、第二には行政上の監督に依り、國家と地方團體との租税に於ける區分を調和統一し、全體の租税をして國民であり、又地方民である人民の納税力に適應せしめることを期しななければならないのである。

地方税の種

納税力は地方財政に於ても、亦國家財政に於けると同じく、個人の所得

類

を以つて、大體の標準とする。所得には財産の運用なり、勤勞の使役なり、將た又財産と勤勞との兩者を併合した力なりから生ずるを常とし、其金額に於て、又其之を生ずる源泉の種類に依つて、納税力必ずしも同一であるとするを得ない。随つて地方税の種類、範圍、税率等を決定する場合には、所得の種類、金額并に納税者の人的狀況に就て、斟酌することを必要とする。若しも此種類の課税にして完全に行はれたならば、單一の所得税を以つて、租税制度を構成し、他に何ものも税種を設ける必要なきが如くであるけれども、實際問題としては、一種の税目のみを以つて、完全に個人の納税力に負擔を及ぼし、然も其負擔をして公正ならしめることは、不可能事に屬する。茲に於てか對人税である所得税の外に、對物税である收益税が賦課される。即ち土地家屋營業并に資本の如き收益財産の價格若しくは其れ等から生ずる收益を標準として、其所有者に就て課税するものであつて、實際の税目としては、地租、家屋税、營業税、資本利子税等が擧げられる。對人税并に對物税の外に、行爲税があつて、是れ亦地方税の税目たるを得、收益財産又は之と同一視す可き權利や資格の取得、移轉、變更等に依つて生ずる偶然的利益に賦課される。



是等の外に、消費も亦納税力の一標準である以上は、消費税を以つて、地方税に於ける一項目たらしめることも亦行はれるのである。

地方税目選 地方財政に於て採用されるを得る税目の種類は以上の如くであつて、擧の順序 相當の數に上るが、是等の内、何を取つて、實際に採用するか、如何なる税

目を先に取りるかと云ふ問題に就ては、地方團體の性質及び職分に就て、自ら定まるのである。本來消費税は人民の一般に消費する貨物を目的物として、賦課することの關係上、國民の多數に負擔を及ぼすものであり、此點から最も一般的職分を行う國家維持の經費に對する財源に供されるのが適當であると云ふ議論を生ずるし、對人税亦之と同様の事情あるの故を以つて、國家財政の爲めに、之を留保することゝ爲る。殊に是等の税目に於ては、大なる政治團體の下に、統一された形態に於て、徴收を行はなければ、實際の徴收に困難を訴へる事情の存する爲めに、國家財政の用ゆる所と爲る理由を生ずる。之に反して對物税は地方團體が地方的利益を保護し、培養する爲めに、課税目的物を發生せしめ、又其價格を増進せしめる次第であるから、此關係から特に地方團體の税目に供される理由を生ずる。但し對人税

や、消費税であつても、絶対に地方團體の財源と爲るを得ないと云ふ次第ではない。國税として徴收される對人税に對して、地方に於て、附加税を賦課して、若干の收入を謀るを得るし、消費税の場合に於ては、國家の徴收した消費税の收入の一部を地方に交付することも、亦行はれるのである。

地方團體に 國家と地方團體との間に於て、前者が後者の爲めに、或る税目を讓與し、對する國家の租税讓與 以つて、後者をして團體としての存立を全うせしめると云ふのは、畢竟

兩者共通の職分を履行するに就て、國家并に地方團體の協力を要するからである。蓋し地方團體には、司法、軍事、統計の如き、國家の目的に關する職分を行う場合があり、救貧、教育、衛生、治安警察、身分登記の如き、國道の開通の如き、國家から命せられた職分であつて、一般的利益に關係を有するものもある。斯る一般的利益を目的とする職分を履行するに要する地方團體の經費は其人民の全體に就て、納税力の一一般的標準に従つて、徴收することを必要とするのであつて、其標準の最も完全なるものとしては、對人税たる所得税を擧げなければならぬのである。

右の如き一般的利益には關係を持たないとしても、尙ほ地方經濟の進歩、生活の



改善に資する職分であつて、地方團體に依つて行はれなければならないものがある。例へば道路交通機關、燈火設備、給水、排水設備、汚物掃除、公園等に關する職分の如きは、地方行政として、比較的多數地方民の利益に關係を持つのである。而して地方團體に於て、其區域内に亘つて、此種の職務を誠實完全に履行したならば、自ら其區域内に存する各種物件の價格を上進せしめるのみならず、特に附近の土地家屋又は當該地方に於ける營利的企業に對して、特殊の利益を與へる道理である。故に地方團體にして地方税の負擔を公正に分配しようとする以上は、斯る特別の受益者に對して、負擔の分配を加へる可き道理であつて、特別の利益に對して、所謂受益者負擔を以つて、之に臨まなければならない。

附加税制設  
と特別地方  
税制度

國家と地方團體とは大體に於て、同一の目的物に對して、共に課税する、殊に直接税に於ては、同一の範圍に亘つて、兩者に於て、屢々課税を試みようとする。隨つて國家は國家としての財政上の利益を擁護する爲め、兩者の加へようとする負擔を適當の關係に居らしめなければならない。斯くて國家は地方團體の課税目的物に加へる負擔に對して、一定の限界を設けて、之を國家監督の

下に置き、如何なる場合に於ても、特別の承認を経ない限り、此限界を超越する能はざらしめることとする。而して同種の目的物に對して、國税并に地方税の賦課されることから生ずる衝突を調和し、兩者の關係を正しきに居らしめるには、附加税制度に依ることを可なりとするか、又は特別地方税制度に依る可きものであるかと云ふ問題を生ずる。一般の理論から云へば、附加税制度に於ては、第一現に國税附加税制度として徴收されて居る諸税目に附加して、地方團體に於て、課税する次の長所

第一、附加税制度を以つてすれば、一の國税制度の下に定められた方法に依つて、税率を加重するに止まるのであるから、能く課税に於ける全體の統一を保つを得るに反し、特別地方税の制度を以つてするときは、國税と地方税との間に、矛盾杆格を生ずることを免かれない。第三附加税制度を以つてするときは、地方團體をして國家の國税として定めた租税に對して、利害關係を有せしめ、國税の徴收に成效すれば、地方税亦成效することに關聯し、地方團體の援助に依つて、國税の査定を容易



ならしめるを得るに反し、地方特別税制度に於ては、兩者の間に斯る關係を存する能はざらしめる。

地方特別税 右は専ら附加税制度の長所とし、随つて地方特別税制度の短所とする制度の長所 所を擧げたのであるが、一方から見れば、前者の短所とし、随つて後者の

長所とする所を擧げるに難しとしない。第一附加税制度の下に、國税并に地方税の兩者を擧げて、聯繫せしめたならば、國税に行はれた改革は直に地方税に其影響を波及し、前者の減收は同時に後者の減收と爲り、斯くて租税制度の改革を困難ならしめるが、地方特別税の下に、兩者の關係全然分離して居れば、斯る掛念は全然存在しない。第二國税其ものに、或る缺點があり、負擔が不公正であるとか、徵收が困難であるとか云ふ場合に、附加税制度を以つてすれば、是等の弊害は實際に益々加重されることを免かれないが、地方特別税制度であれば、斯る弊害の伴はないのは勿論、一方の作用に依つて、他方の弊を抑制し、緩和することも、亦之を期するを得るであらう。

我國の地方

我國地方税制度に於て、其根柢を築いたものは、明治八年に於ける改革

税制度沿革

一 試 であつて、爾來之を基礎として、今日の發展を爲すに至つたのである。

試に其以前の事歴に就て云へば、王政維新に際し、政府直轄の地方には、郡縣の制が布かれ、知事をして租税を徵收せしめたが、郡縣の外に、尙ほ各藩があり、是等は舊に依つて、其管内に於ける貢納を以つて、其藩の財政を行う財源に充てることを許された。而して明治二年六月各藩は藩籍を奉還すると共に、舊藩主は舊藩の知藩事と爲り、現石高の十分の一を其家祿として、付與され、十分の九を以つて、藩の經費並に士族の祿に充てることゝ爲つた結果、租税の内容や、徵收の方法は各地方を通じて、區々たるものたらざるを得ざるに至つた。明治四年七月廢藩置縣と爲り、日本の全國を擧げて、中央政府の直轄下に居り、畫一の制度を布くを得るに至つた。然も明治八年まで、舊時の税制が襲用され、中央并に地方政府の財源は依然地租に重きを置き、税率も五公五民から、八公二民に至るまで、各地に於て、頗る不同の課税が行はれ、税制の統一を缺いて居つた。斯くて明治六年七月新に地租條例公布され、從來の米納を金納に、反別制を地價制に改め、四公六民を標準として、地價に對する百分の三を以つて、正租即ち國税とし、其百分の一を地方附加税とすることゝし、續



いて明治八年二月并に九月の改革と爲り、左の如き地方税制度が定められたのである。

明治八年の 第一、封建時代から残存する雑税並に課役を全廢した。但し雑種地方税改正 税中の或るもの、例へば牛馬賣買免許税、僕婢税、馬車税、人力車税、駕籠税、乗馬税、遊船税、證券印紙税、諸會社税、車税、煙草税、度量衡税等を存続した。

第二、國税地方税の區別を決定したこと。明治八年五月地租改正條例細目に於て、土地に賦課する村費は本税の三分の一を超過す可からずと規定し、土地課税に關する國税と地方税との區別を定め、次いで同年九月の布告を以つて、一切の租税及び賦金に關し、國税及び地方税を區別する方針を明にし、國税は國家の經費に供する爲めに、全國一般に賦課するもの、地方税は地方限りの費用に充つる爲め、賦金と稱して收入する諸税及び舊慣に依り、地方に於て收入する雑税であるとし、之を府縣税と稱した。而して明治十年布告第一號に依り、地租本税即ち正租を地價百分の二、五に減じ、第二號に依り、地租に對する地方附加税を正租の五分の一以内とした。斯く地方税に於て、殆ど半額に近い輕減の加へられたのは、當時地價に關す

る課税であつて、地方税に屬するもの、甚だ多かつたからである。

然しながら右の如きは姑息の手段であつて、結局地租改正に伴ひ、地方税全體に整理を施す必要が認められ、明治十一年七月を以つて、制定された地方税規則に於て、地方税に關する種類及び其收入に依つて、支辨される費目の通則が定められ、之を以つて地方税の全體を第一、地租五分の一以内の附加税、第二、營業税并に雜種税、第三、戸數割の三種とし、同年十二月の布告を以つて、右地方税中、營業税并に雜種税の種類及び制限を左の如く定めた。

第一條、營業税を分つて、三類とする。

一、諸會社及諸卸賣商

十五圓以内

二、諸仲買商

十圓以内

三、諸小賣商及雜商

五圓以内

第二條、雜種税は其種類に依り、各個に就て、税額を定める。

船、車

國税の半額以内

市場、演劇、諸興行、遊覽所、諸遊技場

年額二十圓以内



料理店、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、人寄席	同	十二圓以内
質屋、兩替屋、回漕店	同	十五圓以内
古着、古金、古道具、旅店、飲食所	同	十圓以内
湯屋、理髮床、雇人請宿	同	五圓以内
遊藝師匠、遊藝稼人、相撲	同	十二圓以内
幫間、藝妓	同	四十二圓以内
水車	同	五圓以内
乘馬	同	一頭一年五十錢以内
屠牛	同	五十錢

第三條。漁業税、採藻税は各地從來の慣例に依つて、徴收する。

斯くて我國地方税の大綱、税種、税額等は決定されるに至つた。爾後地租の附加率に關しては、明治十三年布告第四十八號を以つて、地租附加税を本税の三分の一以内に引上げ、十七年三月地租條例發布の後を承け、十八年太政官布告第二十五號を以つて、土地に賦課さる區町村費を十九年以後地租の七分の一以内とすること

ゝ爲り、一方に營業税雜種税たる特別税に關し、十三年布告第十七號は營業税を賦課する營業を商業工業の二種とし、共に十五圓を最高限に定め、雜種税中、市場演劇、興行、遊覽所税を上り高百分の五以内の比例税とし、斯くて市町村制及び府縣制、郡制の發布まで、繼續した。

市町村制、府縣制、郡制と  
地方税 市町村制は明治二十一年を以つて、府縣制郡制は同二十三年を以つて制定された。既に地方税に關しては、明治十三年地方税規則が制定さ

れたが、明治二十一年法律第一號を以つて、市町村制の發布されるや、市町村を以つて、自治法人とすると同時に、課税の權利を認めて、其種額を定めた。今、市町村制に於ける課税の條項は左の如くである。

市町村制第九十條。市町村税として、賦課するを得べき税目左の如し。

- 一、國稅府縣稅の附加稅
  - 二、直接又は間接の特別稅
- 附加稅は直接の國稅又は府縣稅に附加し、均一の稅率を以つて、市町村の全部より徴收するを常例とす。



特別税は附加税の外、別に市町村限り、税目を起して、課税することを要するときに、賦課徴収するものとす。

同第九十七條。左に掲ぐる物件は市町村税を免除す。

一、政府、府縣郡市町村及び公共組合に屬し、直接の公用に供する土地、營造物及び家屋

二、社寺及び官立公立學校、病院其他學藝、美術及び慈善の用に供する土地、營造物及び家屋

三、官有の山林又は荒蕪地、但し官有山林又は荒蕪地の利益に係る事業を起し、内務大臣及び大藏大臣の許可を得て、其費用を徴収するは、此限りに非ず、

新開地及び開墾地は市町村條例に依り、年月を限り、免除することを得。

次いで明治二十三年法律第三號を以つて、府縣制が公布されたが、課税に關しては、舊來の地方税規則を繼承した。今同制中課税に關する規定は左の如くである。

第五十七條。府縣税目及び其賦課徴収方法に關する規定は、此法律に據り、變更したるものを除き、従前地方税に關する規定に據る。

第五十八條。府縣知事は府縣會の議決に據り、内務大藏大臣の許可を受け、其府縣の全部若しくは市制施行の地に、家屋税を賦課することを得、但し家屋税賦課の地に於ては、戸數割を賦課することを得ず。

第九十條。左の事件に關する府縣會の議決は内務大藏兩大臣の認可を受くることを要す。

地租四分の一を超過する府縣税を土地に賦課すること、

第九十三條。市町村制、郡制及此法律施行の爲め、將來の課税に付き、直接税と爲す可きものは、内務大藏兩大臣之を告知す可し。

即ち府縣の税目は舊地方税規則に存する地租の附加税、營業税并に雜種税、戸數割又は家屋税の外に、内務大藏兩大臣の告示する直接税であつて、此直接税は其後の布告に據れば、左の如くである。

府縣税(附加税)地租割、營業税割、所得税附加税(特別税)營業税、雜種税、戸數割又は家屋税、

市町村税(國税附加税)地價割、所得税附加税(府縣税附加税)戸別割又は家屋割、營業



割(特別税)反別割其他の特別税、間接税附加税

日清戦後 明治二十七八年日清戦争後我國の歳計著しく膨脹し、之に應ずる爲め、  
の改正 營業税が新に國税に充てられた結果、國税と地方税の兩者に亘つて、税

制を整理する必要に接した。如何なる方針の下に、整理されたかと云へば、大體左  
の如くである。

第一、從來の地方税中、營業税、雜種税の賦課、何れも均衡を失して居つたから、之に  
應ずる爲め、新に國税として營業税を設け、地方税は附加税として、負擔の公平を  
期すること、

第二、國税中、徴收費が相當大なる金額に上り、且つ性質上、府縣税とするを適當と  
する船税、車税、菓子税、牛馬賣買免許税、煙草税、營業税等を府縣の財源に移し、國税  
として廢止すること、

第三、從來商工業者は租税の負擔額に比較して、公權を享有するもの少なく、土地  
所有者に對して、頗る公平を失して居つたから、此弊を除く爲め、營業税の納税額  
を以つて、選舉權賦與の資格とすること、

第四、營業税全部を擧げて、國税としたならば、地方財政に於ける財源を枯渴せし  
めるに至るから、各種課税標準に關して、一定の限界を設け、其以上は之を國家の  
營業税とし、其以下は之を地方特別營業税の税源として、留保すること、

以上の趣意に基き、國税たる船税、車税以下各種の雜税整理され、明治二十九年三  
月法律第三十三號を以つて、營業の種類を各種の商工業二十四に就て指定し、是等  
に對して、國税としての營業税を設けると共に、各種課税標準に一定の限度を設け、  
此限度以下并に二十四種以外の營業に對して、地方營業税の賦課されることを認  
めた。其後明治三十二年府縣制、郡制、同三十三年市町村制の改正に據り、土地課税  
に付き、地租に對する附加税の制限を本税の三分の一以内、地租附加税の制限を本  
税の五分の一以内とした。而して明治三十二年から同三十六年に至る五個年間、  
軍備擴張并に北清事件に關聯して費消された非常準備金填補の財源を得る爲め  
に、地租に八厘の増徴を加へたが、同三十二年法律第四十三號を以つて、右特別増徴  
の地租には府縣税及び市町村税を賦課するを得ざることとし、次いで明治三十六  
年地租に於ける特別増徴を繼續することの必要と爲つた場合にも、附加税に對す



る制限亦繼續され、明治三十七、八年の戦争に於て非常特別税法の下に、國稅の一切が倍加されたが、斯く倍加された直接税に對する地方附加税の關係は、非常特別税法第二十二條に於て、北海道府縣は附加税のみを課するときは、地租十分の五、反別割のみを課するときは、一反平均四十錢とし、其他の公共團體は地租十分の三、反別割一反平均四十錢とし、國稅たる非常特別税に對しては、附加税を課するを得ざることとし、明治三十六年度以前に起された負債の元金償還及び利子支拂の爲め若しくは非常の災害に依る復舊工事の爲めに費用を要し、又は其費用の分賦を受け、若しくは非常の災害に依る復舊工事の爲めに費用を要し、又は其費用の分賦を受けた場合には、内務大藏兩大臣の許可を受け、右の制限を超過して、附加税又は反別割を課するを得ることとし、爲つた。非常特別税法に於ける各税の加重率は、戦後一個年を以つて、廢止される豫定であつたが、其後に至り、各本税に合算して、繼續することとし、爲つた爲め、前記第二十二條の規定も亦別に明治四十一年法律第三十七號地方課税に關する法律と爲り、田畑地租の附加税は府縣に於て、本税の百分の六十、市町村に於て百分の四十と爲り、營業税の附加税は府縣に於て、本税の百分の二十五、市町村に於て、百分の三十五と爲り、所得税は府縣に於て、百分の十、市町村に於て、百

分の三十五と爲つた。

我國の地方税は大體以上の如き徑路を経て、發展したものであつて、左の數種に之を分つことが出来る。

府縣に於ける地方税 第一、府縣に於ける地方税

府縣に於ける地方税は國稅附加税と特別税との二者より成り、前者は國家の直接税である地租、營業税、所得税、鑛業税に對して、附加されるものであつて、地租割は國稅の百分の三十二を以つて、營業税割は國稅の百分の十を以つて、所得税割は國稅の百分の四を以つて、其限度とし、特別の必要ある場合には、内務大藏兩大臣の許可を得て、制限を超過するを得、鑛業税の附加率には、法律上の制限を存しない。又後者たる府縣の特別税は地方營業税、雜種税、戸數割及び家屋税等であつて、家屋税の賦課される地方に於ては、戸數割を賦課するを得ない。

地方營業税

地方營業税は地方税規則に依り、國家營業税の賦課を受けない營業に對する課税であつて、其範圍は國家營業税法に列記されて居る營業であつて、國家營業税の課税標準に達しない標準を有するもの、並に全く國家營業税



法に列記されて居らない營業に及ぶのである。即ち地方税規則は商業税と工業税とを區別し、商業税としては物品販賣業、金錢貸付業、物品貸付業、運送業、請負業、席貸業、旅人宿業、公周旋業、代辦業、仲立業、仲買業等國家營業税法に列記された營業に該當するものゝ外に、牛馬賣買業、行商、手形割引業、兩替業、下宿業、木賃宿業、牛馬宿業、置宿業等に課税し、工業税としては、製造業税及び職工税等をして之に屬せしめるとした。地方營業税の課税標準は賣上金、建物賃貸價格、收入金、從業者又は用器等の數であつて、國家營業税の標準に類似して居る。

雜種税

雜種税は其名の示す如く、雜種の課税であつて、直接税も、間接税も其内に網羅されて居る。其一斑は左の如くである。

一、店舖營業に對する課税。料理店、待合、芝居茶屋、遊船宿、席貸業、遊戯場、玉突、演劇場、遊覧場、興行、人寄席、溫泉場の如き、奢侈的營業、湯屋、理髮店、飲食店、市場屠獸場、火葬場、雇人請宿の如き、社會に必要な業務、漁業、採藻業、蠶種製造、工場の如き生産業は何れも課税の目的物と爲る。

二、勞務業に對する課税。遊藝師匠、遊藝緣人、相撲業、俳優、幫間、藝妓、酌婦、妓夫、易占業の如き不生産業、代理人、仲仕案内業、狩獵業、捕鳥獸業の如き生産業に對して、課税される。

三、生産用器に對する課税。船車、賃取牛馬、軌道、動力車、馬櫓、筏、電柱、賃籠の如き通行運送の用具、蒸汽器械、水車、臼、法人使用建物、潜水器、製糸釜、石灰竈、倉庫、氷室、肺量器、望遠鏡、臺秤、藍甕、麴室の如き生産用具に對して、課税される。

四、動産又は所得に對する課税。金錢貸付、貸家及び建物賃貸に對する課税は之に當る。

五、畜類に對する課税。鵜、驅馬、畜馬、乳牛に對して、課税される。

六、財産移動の行爲に對する課税。歩一税、建物建築税は之に當る。

七、奢侈税、自用自動車、自轉車、乳母車、雇人、撞球臺、乘馬、犬等に對する課税が數へられる。

雜種税の課税標準としては、何を以つて之に充てるかと云ふに、店舖營業税に於ては、概して店舖に等級を付し、營業税と同様の標準に依つて、比例又は定額の税率を賦課し、勞務業税に於ては、等級に依り、人毎に定額税を賦課し、生産及び通行用具



に對する課税に於ては、用具の數又は容積に依り定額税を賦課し、動産又は所得に對する課税に於ては、税金をして收入金、貸付金又は賃貸價格に比例せしめ、奢類税奢侈税に於ては頭數個數等に依る定額税とし、行爲課税中の歩一税は行爲に伴う價格に對する比例税であつて、建物建築税は構造の種類并に坪數を標準として、賦課される。

## 戸數割

戸數割は自家借家の區別なく、總て一戸の住家を構へた者に課せられる租税であつて、賦課の細目は府縣制第九條に依り、府縣會の議決に従ひ、關係市町村會の定める所に任されて居るのであるから、其結果として課税標準や、税額は府縣毎に、又市町村毎に著しき懸隔を存する。賦課の方法を見るに、多數の府縣に於ては、毎年現在の戸數に對し、府縣會に於て、一戸當りの平均税額を定め、府縣内に於ける各町村戸數の負擔總額を査定し、之を市町村に配賦し、市町村會をして適宜等差を設け、各自の賦課額を決定せしめる。又或る少數の府縣に於ては、戸數割に依つて徵收せんとする收入金額の一半を前々年度の直接國税及び縣稅徵收額に依つて配賦し、他の一半を宅地價平均額又は他の標準に依つて等級を

付し、各市町村の平均一戸當りを定めて、之を配賦する。其孰れに依るを問はず、市町村會が此一戸當り平均額の配賦を受け、更に之を各納税者に配賦するに當つては、其行はれる方法は各府縣に互つて、區々たるの有様である。即ち或る府縣に於ては、其標準及び方法に就て、何等の制限を設けず、全く之を市町村會に一任する爲め、同一府縣内に於ける各市町村の間に於て著しき不統一を生ずる。又他の府縣に於ては、等級別の標準は定められて居つても、資産とか、所得とか云ふような住家に對して直接の關係なきものであつたならば、矢張り缺點を免かれない。其他宅地の地價、土地家屋又は國税若しくは縣税に標準を置くものもあるが、地價を標準とすれば、特に土地の負擔を重からしめ、國税や地方税を標準とすれば、是等の課税に於ける缺點を加重するの結果を免かれないであらう。

## 家屋税

家屋税は明治二十三年の府縣制第五十八條に據り、府縣の全部又は市制施行地に於て、賦課することを許されたものであるが、戸數割の存する所には、施行するを得ない。蓋し其趣意たる、家屋税と戸數割とを以つて、相互に補足する關係の下に地方税として對立せしめようとするからである。而して家



屋税賦課の方法は市制施行地に於ては、直接に市會に於て、建物の種類、構造、坪數、敷地の等級を標準として、賦課するのであつて、地方税として公平であると云へる。

#### 市町村の課税 第二、市町村の課税

市町村の課税は國稅府縣稅に對する附加税並に特別税より成るのである。國稅の附加税は地租に對する地價割、營業稅に對する營業稅割、所得稅に對する所得稅割、鑛業稅に對する鑛業稅割及び間接國稅の附加税であつて、府縣稅の附加税は府縣戶數割又は家屋稅に對する戶別割又は家屋割、府縣特別營業稅并に雜種稅に對する營業割并に雜種割である。市町村の特別税としては、反別割を主とし、電柱稅、瓦斯管稅、取引所稅、船車稅、歩一稅等の類も亦之に屬する。別に特別附加税とも稱す可きものがある。東京市に於ける市區改正の財源に充てる爲めに起された國稅府縣稅附加税の如きは、即ち之に當る。

是等の内、國稅の附加税である地價割、營業稅割、所得稅割及び特別市町村稅である反別割に關しては、其主要の國稅又は土地に關する負擔に對して、斟酌を加へる爲めに、法律上に課稅の制限がある。明治四十一年并に同四十三年の法律に規定されたものは、即ち其れであつて、地價割は國稅の百分の二十一以内、營業稅割并に所得稅割は各々國稅の百分の十五以内であり、反別稅は一反に付き四十錢以内と規定され、特別必要の場合に於ては、國稅に對して百分の十二以内の増徴を許される。此外市制第二百二十二條、町村制第二百二十六條は地租五分の一、其他の直接國稅百分の五十を超過する附加税を設けるときには、内務大藏兩大臣の許可を要することを規定し、府縣特別稅に對する市町村附加税に關しては、縣令を以つて、認可を受けることを條件として居る。

特別稅たる反別割は一反宛に對し、又は地租額一圓に對し、其れを以つて、稅額を定め、之を賦課する。夫役現品を以つてする徵課は急迫の場合を除く外、夫役何人、現品何個と定められたものを金錢に換算し、夫役に就ては、便宜に従つて、本人自ら之に當るなり、適當の代人を出すなりすることが出来るし、又金錢を以つて、之に代うるを得る。但し此種の徵課を以つて、學藝、美術及び手工に關する勞役は之を要求するを得ないのである。

地方財政に對する國家から地方團體に對し、又高級の地方團體から下級の地方團體に對



援助の必要　して、行はれる財政上の援助に二種の方法がある。一は財源の讓與であつて、他の一は補助金の交付である。

國家并に地方團體の分擔する公共行政は互に相助け、相補つて、公共の目的を果すを得るのである。随つて各種團體の營む財政は各自互に孤立して居るものではなく、一の大なる共同の目的を達する手段であると解しなければならぬ。始め各地方に於て、行政の行はれるや、各地方團體は互に獨立して、財政上の需要を充す可き地位に居つたのである。斯くて時勢の進歩と共に、地方團體の職分増加し、之に要する經費の増加するとは、勢の免かれ難き所であるが、一方に國家は課稅權を擴張し、財政上の秩序を維持する爲め、自ら擁する財源を豊富ならしめなければならぬ。然るに右に述べる如く、地方團體の職分は次第に膨脹し、其職分の内には、國家に依つて命じられた義務的職分もあるとすれば、此義務的職分を果す爲めに生じた經費の増加に依つて、地方團體に大なる壓迫を加へ、團體をして之に堪へざらしめる場合には、國家に於て、此間に處して或る調節策を講じなければならぬ。調節策

として行政上の問題と爲るものは、國家と地方團體との間に於ける職務の分擔を變更することであり、財政上の問題と爲るものは、負擔力の豊富なる團體から、其貧弱なる團體に對する財源の讓與并に補助金の下付である。

國家援助の  
方法財源の  
讓與補助  
金との下付  
地方財政に對する國家援助の  
一法は財源の讓與である。財源の讓與

と云ふのは、財政上、確定した収入の依つて生ずる源泉を國家から地方團體に讓與するのであり、補助金の下付は斯る源泉でなく、寧ろ時を定めて、或る金額を交付するのである。財源讓與の場合に於て、讓與の方便に供されるものは、國家に屬する或る種類の租稅であつて、國家は地方團體に對して、援助す可き収入の金額を算定すると共に、法定の標準に従ひ、其収入を當該地方團體に分配する。分配の標準と爲るものは、各地方團體に於ける人口、面積若しくは人口宛稅額又は租稅單位に對する収入額等を以つてする。斯の如く財源の讓與は國家が其以下の下級團體に對して、公共の職分に應ずる負擔力の不均衡を救済するものであるに反し、補助金は國家其他の高級團體が下級團體に對し、下級團體の義務に屬せしめられる職分に要する經費を負擔する理由の下に、交付されるのである。而して補



助金の下付される方法に就ては、補助を受ける地方團體の一般的需要に對し、全體一般補助法の經費を標準として定める補助即ち一般補助法を個々の職分の爲めと特別補助法に必要を生ずる經費を標準として定める補助即ち特別補助法との差

がある。一般補助法は各地方團體に於ける各種の需要から生ずる經費を合算し、之を標準として、補助金の程度を定めるのであるから、一般の利益を目的とするものと、單に地方限りの利益を目的とするものとの間に、差別を置かず、随つて國家財政と地方財政との關係を混淆するの嫌なきを得ない。殊に何等緊急の理由なくして、一般的財源を地方單獨の利益に供することに就ても、亦當否の問題に接せざるを得ない。随つて一般補助法は地方團體の課税權が中央財政との關係に於て、特に局限された場合に於て、始めて許されることゝ爲るのである。

然らば特別補助法は如何であるか。特別補助法にも亦二種の別がある。一は補助する團體と被補助團體とが或る職務を行う經費に對し、利益を標準として、互に經費を分擔するものであつて、他の一は個々の經費に對して、被補助團體の負擔力の足りない爲め、其不足を標準として、補助するものである。

## 我國の制度

我國に於ける財源讓與并に補助金下付の制度を見るに、明治二十九年法律第三十三號に據り、國税として營業税を賦課し、一方に船車税以下多數の雜税を國税として廢止し、其一部分を地方財源に充てた事實があり、財源讓與は國家に屬する教育基金の收入を府縣の教育費に支出したことがある。日露戰爭の際、基金を廢止して、一般財源に供用した爲め、右の支出亦一般會計から行はれるに至つた。

交付金、下渡金、團體補助金の名を以つて、行はれる。交付金は國家及び府縣が各自直接税の徵收上、其取扱を

市町村の義務とし、之に對する報酬として、各税徵收額に比例して、交付する補助金であつて、其割合は徵收額の百分の四である。下渡金は明治二十一年勅令第六十一號に依り、地方警察費、警察廳舎建築修繕費に對して下付されるものであつて、分擔の割合は東京府に於ては、總額の十分の四、他の府縣に於ては、六分の一とする。

團體補助金は國庫補助金、府縣補助金、郡費補助金であつて、府縣、郡、市町村費補助等團體に依つて、區別される。又目的に依つて、之を區別すれば、地方土木、衛生、勸業、



教育及び救助費補助と爲り、更に之を所管に依つて、區別すれば、左の如く爲る。

内務省所管 内務省所管

の補助金 傳染病豫防費

國庫より六分の一

感化院費

任意

結核療養所

國庫より七分の一

臨時土木費

右の内、臨時土木費は河川改良、砂防工事、災害復舊土木の三者に分たれる。河川改良補助は明治二十九年法律第七十一號河川法に據るものであつて、工費が府縣内の地租額十分の一を超過する場合に於て、超過額の三分の二以内を以つて、補助の限度とし、砂防工事補助は明治三十年法律第二十九號砂防法に據り、工費豫算の三分の二以内を以つて限度とし、災害復舊土木費は明治三十二年勅令第六十號災害土木費國庫補助規程に據り、土木費が地租年額十分の三を超過するときは、超過額の地租額に等しき高に達するまでは、十分の四以内、地租額を超過するときは、其超過部分に對して、十分の五以内を補助し、一年以上引續いて、地租額以上の費用を要する災害のあつたときには、補助額の十分の三以内を加重する規定である。

文部省所管 文部省所管  
の補助金 國民教育補助

實業學校教育費補助

國民教育補助に就て、説明するに、明治三十三年勅令第三百四十四號小學校令に據り、市町村は尋常小學校を設置する義務を負ひ、又高等小學校を設置する権能を有する。小學校の設置并に維持の費用は市町村、町村學校組合又は區の負擔とし、而して同令第五十七條は無料教育の主義を確定し、市町村立尋常小學校は授業料を徴收するを得ず、特別の事情あるものは、知事の認可を受け、之を徴收するを得ることとした。但し明治三十三年八月文部省令第十四號小學校令施行規則は授業料に一定の制限を付し、市に在りては、尋常小學校は一個月二十錢以下、町村に在りては、十錢以下に於て、知事の認可を経て、之を定め、高等小學校の授業料は前者に於て六十錢以下、後者に於て三十錢以下とし、特別の事情あるものに限り、右の制限以上、授業料を徴收するを得るも、之に就ては文部大臣の認可を受け、且つ指定期間



に於て、之を爲すに止まる。續いて明治三十三年法律第六十三號市町村立小學校教育費國庫補助法が改正され、小學校教員の年功加俸及び特別加俸に充てる爲め、毎年豫算に於て補助することゝ爲り、又同三十二年勅令第四百三十五號教育基金令に於て、基金一千萬圓の利子五十萬圓を府縣に配當し、其利子を以つて、公立尋常小學校の敷地、校舎設備の費用とし、明治四十二年度以降毎年豫算を以つて、之に相當する支出を負擔することゝ爲つた。是れ曩に述べた如く、基金其ものを費消し、之に對する填補を爲さざる方針を決定したからである。然るに其後時勢の進歩するに隨ひ、地方義務教育費の多くを國庫に於て負擔し、國民教育完成の一助たらしめると同時に、地方財政上の負擔を緩和する議論が強くなり、遂に大正十二年法律第二十號を以つて、市町村義務教育費國庫負擔法が改正され

第一、市町村立尋常小學校教員の俸給に要する經費の一部として、國庫の負擔する金額は毎年度四千萬圓を下らざるものとする事、

第二、政府は資力其他の事情に依り、必要ありと認めたる市に對しては、當該市の受くる金額の二分の一を超へざる範圍内に於て、特に交付金額を増加するを得る、

但し増加交付金は本來の交付金の十五分の一を超へざる事、

第三、政府は資力其他の事情に依り、必要ありと認めたる町村に對し、國庫支出金の十分の一を超へざる範圍内に於て特に交付金を増加するを得る事、

第四、國庫支出金は其三分の二は市町村に、三分の一は町村に、各其半額を前年六月一日に於ける市町村の就學兒童に比例して、交付すること

の諸點が規定された。

實業學校教育費補助は明治二十七年法律第二十一號に據り、各個の補助額は設立者の負擔額と同額以内を以て限度とすることゝなつた。

大藏省所管

大藏省所管

の補助金

國稅取扱交付金

罹災救助基金補助

國稅取扱交付金に就ては、曩に説明した。罹災救助基金は府縣内に於て、非常災害に罹りたる者の應急救助に充つる爲め、明治三十二年法律第七十七號同基金法



に據り、府縣自ら貯蓄す可き基金であつて、明治三十二年度以前は地方備荒貯蓄と稱し、國庫も亦中央備荒貯蓄金なるものを設けたが、同年の改正後、國庫は基金を設けず、府縣の基金を最小額五十萬圓までに積立てさせる目的を以つて、全國府縣に明治三十二年以後十箇年間、毎年三十萬圓を限り、國家に於て補助金を支出する。而して各府縣が救助の爲め、基金現在高の百分の五を超過する支出を爲さざる可からざるに至つたときには、基金填補の爲め、國庫から其超過支出額の三分の一を補助する。

## 府縣補助金

以上は國家が地方團體に與へる補助金の形態であるが、此外に府縣補助金と稱されるものがある。是れは府縣が郡市町村に交付するものであつて、其目的は國庫補助金の場合と同じく、土木(道路、橋梁、治水、堤防費等)、衛生、教育(學校建築、教員住宅、教員恩給金補充費等)及び勸業に關する經費を補充するものに外ならない。補助金下付の基礎並に之に對する制限は種々の法律に規定されて居る。即ち傳染病豫防法施行令に於ては、市町村の支出した經費の精算額六分の一以上二分の一以下を以つて、制限とする。一方に河川法、砂防法、災害土木費國

庫補助規程に於ては、下級團體に對して、是等費用の爲めに、補助する權限を府縣に與へたことの外、別に何等の規定を存しない。

## 郡費補助金

郡費補助金は郡が其下級團體である町村に對するものであつて、其目的は町村の教育費及び勸業費を補助するのである。

## 第四節 地方財政の收支均衡

地方財政に於て收支均衡を必要とすることは、國家の財政に於て收支均衡を得る道に於けると同様である。國家の財政に於て、經費を標準として、收支を律することを絶對の原則として採用するを得ざる所以は、曩に述べた所であるが、地方團體の財政に於ては、團體の職分に伸縮を施す餘地の大なると、團體内に於ける負擔力に限りあるとの爲めに、收入を標準として、經費を律する原則の働きに接する趣きの強き道理である。即ち地方財政に於て、收支の均衡を得るには、一方に團體内に於ける負擔力に對して、財政上の需要を調節せしめ、他の一方には團體の行ふ職務に就て、相當の制限を加へなければならぬ。殊に地方團體の小なるものに至つては、之を國家に比較しては勿論、大なる地方團體に比較しても、經濟的能



力の發達、微弱ならざるを得ないのであるから其財政上に於ける需要殊に急劇の需要に當る爲めに、非常の財源を利用する場合に於ても充分なる制限を必要とする。若しも此制限を守らず、濫に信用を利用するが如きことがあつたならば、累を將來の財政に貽すもの、大ならざるを得ないからである。

收支均衡の原則として、最も重なるものは、經常費に對しては、經常收入を以てし、臨時費に對しては臨時收入を以つてするの一事である。此原則が地方財政にも

地方團體の

適用されること勿論であるが、地方財政に於て臨時收入を以つて目す

臨時收入

可きものは何であるかと云へば、第一公有財産の處分、第二基金の積立

公有財産の

並に其利用、第三公債の發行等が擧げられ、就中公債の發行を以つて、最

分

も重要なものとする。蓋し公有財産の處分の如き、高級の地方團體

に於ては、其所有する財産の大であり、隨つて相當巨額の財産を處分するを得るの關係から、之を一の補助的財源とするを得るが、小なる團體に於ては、之に依頼すること困難である。殊に財政上の需要緊急であつて、收入の調達をして之に伴はしめなければならぬ場合に於ては、財産處分の容易に行はれないことは、臨時收入

として之を不適當のものたらしめるのである。

基金の利用

地方財政に於ては、基金を積立て、平時或る用に供すると共に、一旦收

支の均衡の打破された場合に、此基金を利用して、收支の均衡を復興す

るとが行はれる。然しながら基金が非常の需要に應ずる唯一の財源として依頼されたのは、信用經濟の未だ發達しなかつた時代の事であつて、今日に於ては、其然る所以を認めるを得ない、蓋し今日地方團體に於て、基金を積立てるには、租税の増徴に依つて、歳計に剰餘を作り出さなければならぬ。斯の如く作り出された基金は公共團體に於て、假令之を運用するとしても、尙ほ安全を主眼として低利を以てするとすれば、自ら此點に於て公共團體をして一種の負擔を感せしめることを免がれざるのみならず、一方に此基金が能く幾何の用を爲すかと云ふに、今日地方團體の職務として行はれる衛生上若しくは經濟上の設備は何れも巨額の費用を要し、基金をして之に應せしめるに足らない。茲に於てか今日地方財政に於て行はれる基金の積立は、單に減價銷却の意味を以つてするに止まる。例へば行政用の建物、學校、病院、運河設備の如き、一定の期間内に、其價格に減損を來して、其更新



を要することの避け難き事實に屬する場合に、基金を積立て、其必要に應せしめるが如き場合である。

地方債發行の必要なる場合 故に地方財政に於て、收支均衡を維持する最有力の方便として、依頼するものは、即ち地方債の發行に外ならない。地方債の發行される場合は、其目的から云つて之を第一公經濟的事業に要する財源の調達、第二、私經濟的事業に要する財源の調達、第三、非常の必要に應ずる財源の調達に分つを得るのである。第一は一般公益の目的を達する設備に必要な財源を得る爲めに、地方債を發行するのであつて、地方財政に於ける道路、學校、病院、公共營造物の建設改良に要する經費の如き、何れも地方債を財源として、支辨される。第二は收入主義に據つて、公營される電氣、瓦斯、水道、市街鐵道、運河等私經濟的事業の建設改良に要する財源の調達される場合に、發行される地方債であつて、是等事業の施設完成して運用の緒に就くに隨ひ、收入を地方團體に供へ、團體は此收入を以つて、地方債の利子を支拂ひ、元金を償還するを得るのである。

右に擧げた兩種の公債の發行される場合は、信用利用の點に於て、如何なる相違があるであらうか。第一の場合には、地方債の收入に依つて、公經濟的事業の起される結果として、一般的に地方民の負擔力を増進せしめる次第であるから地方民に對して、租税の負擔を加重し、斯くて生ずる收入に依つて、地方債の元利金を支拂うことを以つて、最も正しき手段であるとするに反し、第二の場合に於ては、其施設に依り特殊の利益を享ける者に對して、特殊の負擔を加へ、斯くて生ずる收入を以て地方債の元利金支拂に供するの方針に出でなければならぬ。此場合に若しも地方税の收入に依つて、事業の經費を支辨する方針に出でたならば、公共の費用を以つて、特別の受益者の爲めに、負擔を軽くすることとなり、負擔分配の公正を害するに至らざるを得ないのである。

非常財源の調達と地方財政 非常財源を調達する事は國家の財政に於て、屢々其必要に接するが、地方財政に於ては、此必要を生ずる場合必ずしも多しとしない。蓋し財政上に於ける非常事變は多く政治上の關係に出づるのであつて、戦争の如きは、其一例であるが、地方財政に於ては地方團體自ら戰禍に投ずるが如き絶無であつて、隨つて此點から非常財源の調達は稀有の事と爲る。唯地方財政に於て、非常財源



の必要と爲るのは天變地異其他豫想す可からざる事情に依つて収入に減少を來したり、經費に増加を招いたりした場合に限られる。

故に地方團體の公債は經常收入の不足を填補する爲めに發行する第三の如き場合を除けば、概して其特殊の職分たる經濟的施設を全うする爲めに、要する財源を調達する目的に出づるのである。而して地方團體が其委任された職分なり、其擔任する職分なりを遂行する爲めに、地方債を發行する権利は國家の法律を以つて、一般に其職分に對し、又は一定の目的に對して、付與されるのであるが、特別の場合に於ては、特別の法律に依つて斯る權利の付與されることがある。然しながら地方債發行に對する制限の必要 其孰れの場合たるを問はず、地方債の發行權に對しては、地方税の賦課權と同じく國家に於て、一定の制限を附するを必要とする。蓋し地方債は國債と同じく、將來の收入を現在に利用するものであつて、地方債の發行される結果として、將來の收入の一部分は元利金の支拂に充てられ、此點に於て財政を壓迫するのみならず、國家的利害の見地に於て國債發行の必要とされる場合に、地方債の發行に依つて、國債の發行を妨害し、又其條件を不利ならしめるが如き、國

家として忍ぶ能はざる所に屬するからである。

制限の標準 茲に於てか國家は永久に地方財政に於ける均衡を維持し、苟も其維持並に方法を困難ならしめるが如き危険を除くと共に、國家財政の施行を圓滑ならしめるの見地に於て、地方債の發行に制限を加へるのであつて、其發行は總て國家の許可に據らしめ、許可を與へる場合には、第一永遠公債は勉めて之を避けしめること、第二地方團體の負う全體の負債額に就て或る制限を守らしめるとの二點に注意しなければならず、又第三國家が國家職務の履行に關聯して如何に國債の發行を急要として、居るかの程度を考へ、第四地方團體が地方債を外國市場に於て、發行しようとする場合には、國家は斯る發行に依つて、時に國際貸借の状態に不利なる事相を惹起すに至りはしないであらうか、地方債の發行が將來國家の必要とする外債の發行に對して、不利なる影響を及ぼしはしないであらうかどうかを判斷し、適當なる制限を加へることを要するのであつて、内國市場に地方債の發行される場合に比較して、制限の嚴峻であるは已むを得ざる所に屬する。

然らば地方債の發行に對して、如何なる制限が加へられるか、絶對的金額を以つ



て、制限することも、租税収入に對する一定の割合を以つてすることも、地方團體内に於ける不動産の課税價格に對する負債額の比率を以てすることも、其方法とす我國の制限を得るが、我國に於ては、斯る標準に據る法律上の制限を存せず、單に行政上の保護及び監督權を以て、起債に伴ふ諸要件を監視し、其濫用なからしめると共に、不謹慎なる行動を制限するのである。随つて我國に於て、地方團體が地方債發行の許可を國家に就て收めようとするには、其發行の地方財政上に於て、特に必要である事情を説明しなければならない。即ち第一地方團體に於て、法律上指定された職分を履行する爲め、又現に緊急と爲れる事情に應ずる爲めに、起債の必要に迫られること、第二右の需要に基く經費は頗る大なるものであつて、到底他の財源調達法を以つてしては、一二箇年の間に於て、支辨するの不可能であるとの如き、其事情として、特に重きを置く可き所である。

地方債の償還期限

地方債の償還期限に就ては、如何にして其長短を決定す可きものであるか。此點に就て最も關係のあるのは、公債の収入に依つて、建設せらる可き設備の種類、當該團體の有する財政的能力の如何に外ならない。設備が大

規模であつて、利益の回收亦之を將來に期せざる可からざる場合や、財政的能力の發展の將來に期待されるが如き場合には、地方債の期限の永久に亙るとは、當然であり、又寧ろ必要とされるが、反對の事情を存するときには、之を短縮することを要する。長短孰れを問はず、期限にして決定した以上は、或る割合の下に、償還率を定め、各種の地方債に於ける償還期限の異同に依つて、財政上の負擔に高低の差を生ぜざらしめる用意がなければならぬ。

我國の地方債制度  
我國に於ても、地方團體の事業の發達するに隨ひ、經常収入を以つて、支辨する能はざる程規模の大なる事業が起り、一方に豫め蓄積した資金

を以つて、之に對する準備を爲すことも亦不可能と爲つた結果、自然地方團體をして信用を利用し、公債を起して、將來の収入を現在に使用する方法に出づるに至らしめた。若しも地方團體の公債發行にして、私經濟的事業に要する財源を調達することのみに限られたならば、斯業から生ずる利益金を以つて、優に公債の元利金を支拂うを得るの結果、地方債の信用に就て、何等掛念す可きものゝ存せざる道理である。然しながら本來負擔力の制限された地方團體の財政に於て、地方債の



利用に對して、斯の如き狹隘なる制限を設け、之に服せしめることは不可能事であつて、結局地方團體の義務費、災害費の如き、必要の急迫した經費に對しては勿論、道路學校、公園の如き公共利益の施設に要する經費に對しても亦地方債の發行を認めなければならぬ事情を生ずる。即ち府縣制第十七條、郡制第九十五條、市制、市制各第六條に於て、地方債の發行される場合を區別して、第一、舊債の行はれる場合、第二、天災事變等支出の已むを得ざる場合、第三、永久の利益と爲る可き支出の必要なる場合に區別した所以である。

右の内、舊債の償還とあるは、普通償還期限の到來した公債を償還する財源を得ることに該當するが、時に期限前に於て、買入銷却を爲し、又借換を爲すことも其内に含まれる。天災事變等已むを得ざる支出とあるは、傳染病の流行若しくは水害の襲來等不慮の災厄に遭遇した場合に、一時の窮を救はんとするときに當り、又永久の利益と爲る可き支出とあるは、市町村が其實力に辛うじて堪ゆるを得るが如き事業を起し、結局市町村有の財産なり、地方民の生産的能力なりを増進し、假令ひ一時の負擔は之を増すとすとも、永遠の利益を生ずる場合に當る。即ち土木費勸

業費の如き共同の利益に重きを置く經費は勿論、瓦斯、電氣、市街鐵道、水道、運河、船渠、倉庫等の諸事業に要する經費も結局収益を生じて、地方財政を豊富ならしめる關係から地方債に依つて、其設備に要する經費を支辨せしめる理由顯著であると認められる。

地方債發行の決定

地方債の發行を決定するには、當該團體の代表機關に於て、起債の方法、利子の定率、償還の方法等と共に、發行の事を決議し、内務大臣の

四個の除外例

許可を受けることを以つて、通則とするが、之に對しては、四個の除外例がある之を左に列記する。

第一、市町村に於て三年以内、据置三十年以内償還の地方債を發行する場合には、市制第二百二十二條、町村制第二百二十六條の規定に據り認可不要の公債とし、市町村會の決議のみに依つて、之を行はしめる。

第二、市町村に於て三年以内償還の公債は前記市制並に町村制の規定各第一項但書に依り、据置期限の如何に係はらず其短期の故を以つて、總て認可を要せざることを爲る。



第三、明治三十二年勅令第三百五十號に據り、府縣債に於ては、元金總額五萬圓郡債に於ては、元金總額千圓に達するまでの起債に關しては、主務大臣の認可を要しない。

第四、一時借入金は豫算施行に於ける融通であつて、年度内に償還を了するを得て、此點から年度後に負擔を及ぼす虞れがないから、之に對して特に認可を要しないのである。

地方債の形 地方債の形態には特別の制限はなく、無記名利札付證券の發行される  
照引受機關 事例多きに居るが、記名式證券を發行することも、亦地方團體の自由に

屬する。地方債引受の機關としては、日本勸業興業の兩銀行を始め農工銀行の如き、特殊金融機關に於て之に當り、地方の諸銀行亦引受到參加するが、本來地方債は其之を發行する團體が著名なるものに非ざる限り、其團體の所在地に於て、流動することを主とし、他の團體に及ぶこと極めて稀れである。隨つて應募力不充分であり、價格の變動も相當程度に上り、加ふるに所有者の好む時期に處分するを得ざる缺點の伴うのは、已むを得ざる所としなければならぬ。近時中央政府は金融調

節の一助として、郵便貯金の一部を地方團體に向つて、低廉なる利率の下に貸出す方法を取るが、効果は必ずしも大なりとするを得ない。

地方債の利率に就ては、監督官廳の認可を経るのであるが、地方團體に依つて信用程度に高低の差あり、地方債賣買の範圍にも亦廣狹の差ある以上は、利率の畫一の如きは、到底想像するを得ざる所であつて、時の金融市場の狀況に依つて、定まれる金利歩合を中心として、地方團體の間に相當に相違することを免れない。

地方財政の信用程度 然らば如何にして地方財政の信用程度を上進し、低廉なる金利歩合を  
進法 以つて、地方債を發行するを得るに至らしめるか。其方法として第一

に擧げられるのは元利金支拂の方法を確實にすることであつて、其れには減債基金を設け地方債の元金に對し、一定の割合を以つて、一般會計から收入を投するなり、地方債を財源として經營される事業から生ずる純益の一部を繰入れるなりして、元金の償還を確實にし、元金償還又は借換に依つて、生じた利子の節約高は更に之を元金の償還に供する方法を取り、第二に地方債の引受到當る金融機關に對し



て、國家なり、中央銀行なりに於て、援助を與へる、斯くて是等の機關をして低廉なる利率の下に、地方債を引受けるに至らしめることを必要とするのである。

### 第五節 地方財務行政

地方團體の

財務行政

財務行政の

一斑

地方團體にして、既に公共團體の一種である以上は、其財務行政を營むに就て、公正に之を處理する責任を荷ふのは勿論であつて、隨つて地方財政に於ても、國家財政に於けると同じく、幾多の形式的秩序を必要とする。其一斑を掲げれば、左の如くである。

第一、一定の期間並に範圍を劃し、公共需要並に之に應ずる方便を定める爲めに、豫算制度を立てること。

第二、各種の収入は總て之を或る定められた場所に於て收納し、或る定められた目的に向つて之を拂出す爲めに金庫制度を設けること。

第三、豫算が果して其目的とする所に據つて實行されたかどうかを明にする爲めに、決算制度を設けること。

地方財政の 先づ豫算の編成を始めとして、其他の技術的事項に就て見ると、我國に

豫算制度

於ては、各地方團體に關する法律を以つて、豫算の編成、提出、議定、検査、決算及び之に伴う中央監督の方法を規定して居り、府縣郡の豫算の形式、分類、金庫、經費に於ける科目の流用、剩餘金に關する諸項に就ては内務省令を以て之を定め、市町村に關しては、豫算の形式並に分類に就てのみ、内務省令を以て之を定め、會計規則に就ては府縣知事の訓令を以つて、之を定めることゝ爲つて居るのである。

豫算の編成

府縣制及び郡制に據れば、府縣郡の豫算は府縣知事及び郡長之を編成し、各財産表を添付して年度開始前に、府縣會及び郡會に之を提出し、其提出する豫算は府縣會及び郡會の議決に依つて、確定するのであるが、必ずしも其儘施行される次第ではない。議決確定後、府縣に在りては之を内務大臣に、郡に在りては之を府縣知事に報告する手續を必要とし、此場合に内務大臣並に府縣知事にして、豫算の内に於て、不適當と認められた部分に對して、削減を加へる。國家事務並に必要費に關しては決議に反して、原案の執行を命ずることがあるのである。

市町村に於ける豫算の編成は市制並に町村制に據り、市參事會及び町村長之に任じ市町村事務報告書及び財産明細表を添付し、年度前二箇月限り之を市町村會



に提出し、其認定議決を経たならば、府縣知事並に郡長に報告すると共に其要領を公布し、同時に各豫算中、監督官廳の認可を要する事項に就ては、其許可を受ける手續に出でなければならぬ。市町村制に於ては、斯く議定された豫算に對し、監督官廳に於て、經費に削減を加へる權能は之を認めないが、監督官廳は義務費に對する強制權を有し、豫算の重要部分に對する修正權並に執行命令權を中央政府に保留するのである。

地方財政の會計年度は各種の團體を通じて、國家財政に於けると同一であつて、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

豫算の施行に就ては、總て一の會計年度内に於て、諸般の事項を統一することを以て、原則とするのであつて、此原則に據り、一會計年度に於ける支出は其同一年度に於ける収入に依つて、支辨されなければならない、之に依つて豫算の形式的並に實體的均衡が得られる道理であるが、之に對しては三個の除外例がある。

第一、會計年度内に於て、豫算に議定された収入なり、支出なりが完了されずして未済の計算と爲つた場合。

第二、會計年度内に於て、収入又は支出の豫算が施行されない爲めに、收支の平均を得ない場合。

第三、會計年度内に於て、豫算外に新に支出の必要を生じた場合。

第一の場合に於ては、豫算の實行上に於て、収入殘額並に支出殘額を生ずるに過ぎないが、第二の場合に於ては、豫算と現計との間に於て違算を生じ、剩餘なり、缺損なりを如何にして處分するかと云ふ問題に接するし、第三の場合に於ては豫算外に支出の必要を生じ、經常又は臨時豫算を以つて、如何に填補するかの問題に接する。

第一の場合に於ける殘額は豫算額、其施行命令額及び其實行額が一會計年度内に於て、手續の完了しない爲めに、一致するを得ず、爲めに生ずる未了額であつて、其豫算額に對する施行命令未済の爲めに、殘額を生ずるものと、施行命令額に對する豫算上の未済額と實行上の未済額の爲めに生ずるものと、二個の場合がある。前者は豫算上の



の残額 残額があつて、後者は實行上の残額である。實行上の残額にして、収入に屬するものは、會計年度内に於て、發行済の収入命令が收納履行に至らず、収入未済として計算上に残るものであり、其支出に屬するものは、會計年度内に於て、發行済の支出命令が支拂履行に至らず、支拂未済の計算と爲るからである。収入残に對しては、年度後尙ほ地方團體に於て、支拂を受ける権利を有し、支拂残に對しても、亦年度後地方團體に於て、支拂を爲す義務を負ふのである。

次に豫算上の残額は豫算額に對して、之を施行する收支の命令額が一致せず、斯くて豫算に於ける收支又は支出が使用未済の部分を殘して、年度の閉鎖される爲めに生ずるのであつて、經費の使用未済に於ては、剩餘を生じ、収入の施行未済に於ては、缺損を生ずる。然らば斯る剩餘並に缺損は如何にして之を處分し、又之に應ずるかと云へば、剩餘は之を後年度の歳入に繰越し、經費の残額と共に、後年度の豫算に編入し、缺損は之を歳入の不足として、計算を確定し、後年度の収入を繰上げて之を補充するか、然らずんば新なる補充法を求むる。此場合に其年度の計算残額があれば、翌年度に之を使用して、其補充に供へるのである。

豫算外に經費を生じた第三の場合に就て考へるに、此場合に於ては、豫算に豫定されなかつた事實が會計年度内に發生したのであつて、經費超過の爲めに豫算外の支出を必要とする。之に對しては、特別の豫備金の存在する場合には、之に依頼するを得るから、事甚だ簡單であるが、然らざる場合には、勢地方債を利用して、一時の急に當る結果、負擔を後日の經常収入に遣し、後年度の財政を壓迫せざるを得ない。

豫算の形式 豫算の形式に就ては、各行政の部門に就て、一の豫算に統合すること、總額豫算の方法を以て豫算を編成することを重要な原則とする。第一

の原則に據り、地方團體に於ては、本豫算の外に一定の特別行政に關して、特別豫算を編製することは、許されるが、地方團體の經費を幾多の種類に分割し、其種類に應じて、別個の豫算を編成することは許されない。又臨時部として、特別の基金を設けるとはあるとしても、勉めて豫算を統一し、其基金に依つて支辨された年々の經費と之に對する収入との關係を明にしなければならぬ。第二の原則は地方團體が營利的企業を行う場合に於て、特に其適用を見るのであつて、斯る場合に若し



も事業の利益金又は損失金のみを豫算に擧げる方法を取つたならば、事業の成績に對する概觀的判斷を困難ならしめる恐れがあるから、豫算全體の收入と支出とを掲げしめる總額豫算の主義を取ることを必要とするのである。

#### 金庫制度

地方財政の施行即ち一方に收入を收納し、他の一方に經費を拂出す事務は地方金庫に於て之を掌る。金庫事務は地方團體の財政行政全體に關して、本金庫に之を集中せしめるか、又は各行政事務の爲めに、其れれ獨立した多數の金庫に分擔せしめ可きものであるかと云ふ問題を生ずる。又各種獨立の金庫が事務を分擔する場合に於ては、是等金庫の間に、資金の流用を許すことを必要とするが、本金庫に事務を集中せしめれば、斯る必要を生じない。斯く金庫事務は豫算の施行に缺く可からざるものであり、又金庫制度の立て方に依つては、豫算を統一する効果あり、公有財産に關する各種の取引、前貸、收入拂戻、預入等、豫算實行上に於て、複雑なる事項を總て明瞭ならしめるを得る。而して斯る効果は帳簿制度の完備に依つて、之を擧げるを得るのである。

我國に於ては、地方財政に於ける現金の出納に關して、地方金庫が設けられる。

即ち府縣に在つては、本金庫を、郡に在つては、郡金庫を設け、事務は銀行をして之を取扱はしめる、公金銀行なるもの、即ち是れである。而して公金銀行は確實なる擔保を縣郡に提供して、公金の取扱を引受け、出納保管の責に任ずる。知事並に郡長は之を監督し、且つ定期並に臨時の検査を行ふ。市町村に在つては、金庫の制度を取らず、收入役をして、其事務を執行し、出納保管の責に任せしめる。但し市は公金取扱銀行を指定し、同銀行をして事務を取扱はしめる。

#### 金庫事務の一斑

府縣知事及び郡長は收支命令官として、收支の命令を金庫に宛て、關係者に發し、金庫をして其出納を行はしめ、市町村長は收入に就き、其收納を各納人に發すると同時に、收入役に命じて、之を收納せしめ、支出に關しては、正當領收者から請求書を徴して、其支拂を收入役に命ずる、收入役は收支の都度、帳簿に記入し、現金に對照して、錯誤の生ぜざることを期する。

#### 決算制度

決算は金庫並に各種帳簿を閉鎖し、各項目に於ける收支の金額を綜合し、金庫吏員の決定した實際金額に依つて、計算を整理し、次いで計算の検査及び最終確定を與へることに依つて、行はれる。



我國地方財政に於ける決算制度を見るに、府縣知事及び郡長は收支命令官及び財務理事者として、決算を府縣郡參事會に提出して、其審査を求め、其意見を添へて翌々年度の通常府縣郡會に決算報告を爲すと同時に、内務大臣又は府縣知事に報告し、且つ決定の要領を告示しなければならない。市町村の決算は會計年度終末から三個月以内に之を終了し、證書類を添へて、収入役から市參事會又は町村長の審査に付し、其承認を経たときは、市町村長から之を知事又は郡長に報告する。此決算報告に際して、會計に不足があつたならば、収入役をして賠償の責を負はしめることは、市制第二百五條、町村制第二百二十九條の規定する所である。

### 附錄 歐洲戰費並に財源調達法

歐洲戰爭は世界に於て曠古の大事件であつたゞけ、其財政上に於ける關係、將又財政上に及ぼした影響に就ても、種々の方面に亘つて、吾人に幾多の興味ある問題を提供して已まない。私は財政學の理論又は原則の適用を示す一助として、主要交戰諸國に於ける戰時財政上の諸問題を説明し、批判したいと思ふ。

先づ第一に攻究することを要するのは、戰費の意義である。蓋し戰費に關する意義に就ては、廣狹二様の解釋が行はれ、狹義を以つてすれば、戰爭を遂行する爲めに、直接に政府に依つて支辨された金錢上の支出であるとするが、廣義の解釋を以つてすれば、斯く政府に依つて行はれた金錢上の支出即ち直接戰費のみに止まらず、間接戰費たる人命財産の損傷若しくは生産力の減退をも包含せしめる。

斯の如く戰費には、直接戰費のみを計算するものあり、直接間接兩戰費を合せ計算するものがあるが、直接戰費は正確なる計算を爲すを得るに反し、間接戰費は計算に困難であつて、殊に人命の損傷に於て計算の困難を覺へるし、領土の損失、天然資



源の減損、勞働力の減退、生活程度の失墜等に就ても、到底正確なる計算の行はれ難きものがある。故に以下直接戦費のみに就て計算することとする。

交戦諸國の直接戦費統 先づ直接戦費の計算に於て、興味あるは、交戦諸國に於ける戦費の一日平均額並に戦争繼續中の各時期に於ける此平均額の高低であつて、英

佛、獨伊、露、埃の諸國に就て、表示すれば、左の如くである。

英吉利(單位百萬磅)

期間	平均一日の經費	平均一日の戦費
一九一四年八月四日より	二、〇五	一、九八
一九一五年三月三十一日まで	四、二七	三、七三
一九一六年三月三十一日まで	六、〇二	五、四八
一九一七年三月三十一日まで	七、三九	六、八五
一九一八年三月三十一日まで	七、〇七	六、五二
一九一九年三月三十一日まで		

佛蘭西(單位百萬法又は百萬弗)

期間	經費平均月額	同上米貨換算額	一日平均戦費(米貨)
一九一四年八月三十一日まで	一、三一八	二五四	八、五
一九一五年十二月三十一日まで	一、九〇〇	三六七	一、二、二
同 一九一六年一月一日より	二、七四三	五二九	一七、六
同 一九一七年一月一日より	三、三六〇	六四八	三二、四
同 一九一八年一月一日より			
同 一九一九年一月一日より			

獨逸(單位萬馬克又は百萬弗)

期間	戦費平均月額	一月平均戦費	同上米貨換算額
一九一四年八月一日より	一、六七五	五五、八	一三、三
一九一五年六月三十日まで	二、〇〇八	六六、九	一五、九
一九一六年七月一日より	二、八六七	九五、六	二二、七
一九一七年六月三十日まで	三、九〇八	一三〇、三	三一、〇
一九一八年七月一日より	四、三五八	一四五、二	三四、五
一九一九年十二月三十一日まで			

歐洲戦費並に財源調達法



伊太利單位百萬リラ又は百萬弗

年	期	經費年額	同上米貨換算	一日平均經費(米貨)
一九一五年	七月一日より	三、三五一	一、六一二	四、四
一九一六年	六月三十日まで	一四、一三二	二、七二七	七、五
一九一七年	七月一日より	一九、七三四	三、八〇八	一〇、四
一九一八年	六月三十日まで	九、七二六	一、九七七	六、五
一九一八年	七月一日より			
一九一八年	十月三十一日まで			

露西軍(單位百萬ルーブル又は百萬弗)

年	期	戰費年額	同上米貨換算額	一日平均戰費(米貨)
一九一四年	八月三十一日より	一、七〇三	八七七	五、八
一九一四年	十二月三十一日まで	九、一九四	四、七三五	一一、九
一九一五年	一月一日より	一五、三七二	七、九一六	二一、六
一九一六年	十二月三十一日まで	二五、二三一	一一、九九三	四七、〇
一九一七年	一月一日より			
一九一七年	十月三十一日まで			

換地利(單位百萬クローネ又は百萬弗)

年	期	戰費年額	同上米貨換算額	一日平均戰費(米貨)
一九一四年	七月二十八日より	一〇、七〇六	二、一七四	六、四
一九一五年	七月一日より	一五、七二六	三、一九二	八、七
一九一六年	六月三十日まで	一八、七八八	三、八二二	一〇、四
一九一七年	七月一日より	二二、一七〇	四、五〇〇	一一、三
一九一八年	六月三十日まで			

右に掲げる數字を以つてしても、歐洲戦争の爲めに、交戰諸國に依つて、費された戦費の莫大なるものであつたことは明に之を知るを得るが、更に合衆國が戦争に参加して以來戦費の計算が從來の記録を破るものと爲つた事實は左の一表に依つて、之を知るを得るであらう。

合衆國の戦費(單位百萬弗)

時期	經費月額	戰費月額	平均一日の戦費
一九一七年四月六日—同三十日	二七九	二一九	八
同 五月	五二七	四六七	一五

歐洲戦費並に財源調達法



同	六月	四一〇	三五〇	一一七
同	七月	六六二	六〇二	一九四
同	八月	七五七	六九七	二二五
同	九月	七四六	六八六	二二九
同	一〇月	九四四	八八四	二九五
同	十一月	九八六	九二六	三〇九
同	十二月	一一〇五	一〇四五	三三七
一九一八年一月	一〇九〇	一〇三〇	三三二	
同	二月	一〇一二	九五二	三四〇
同	三月	一一五六	一〇九六	三五九
同	四月	一二一五	一一五五	三八五
同	五月	一五〇八	一四四八	四六七
同	六月	一五二二	一四五二	四八四
同	七月	一六〇八	一五四八	四九九

同	八月	一八〇五	一七四五	五六八
同	九月	一五五七	一四九七	四九九
同	一〇月	一六六五	一六〇五	五一八
同	十一月	一九三五	一八七五	六二五
同	十二月	二〇六一	二〇〇一	六四五
一九一九年一月	一九六二	一九〇二	六一四	
同	二月	一一八九	一一二九	四〇〇
同	三月	一三七九	一三一九	四二五
同	四月	一四二九	一三六九	四五六
同	五月	一一一二	一〇五二	三三九
同	六月	八〇九	七四九	二四九
合計		三二、四二八	三〇、九一八	

即ち合衆國は歐洲戰爭に参加した第二個月に於て、一日平均戰費早くも一千一  
百萬弗に上り、一年の後には、約五千萬弗に達し、千八百十八年末には、六千四百五十



萬弗の多きを數へ、英國の約倍額に當り、他の交戦諸國の何れをも凌駕するに至つた。

戦費の總額

次に戦費の總計額は幾何に上るであらうか。次表に示す如く總計額は二千三百二十億弗の多きに上るが、尙ほ此内には英佛獨米諸國に依つて、他國に貸付けられた金額が双方の側に於て、二重に計算されて居るから、右の合計額から此金額を控除し、結局左の如くに計算する。(單位百萬)

英國	一九一四年八月四日—一九一九年三月三十一日	磅八、六〇一	弗四一、八八七
濠洲	同	二九一	一、四六一
新西蘭	同	七六	三六五
加奈陀	同	—	一、五四五
南阿非利加	同	—	二四三
印度	同	一一九	五八四
大英帝國合計			四六、〇八五
佛蘭西	一九一四年八月三日—一九一九年三月三十一日	法一六九、〇〇〇	三二、六一七

露西亞	同	八月一日—一九一七年十月三十日	留	五一、五〇〇	二六、五二二
伊太利	同	一九一五年五月二十三日—一九一九年五月三十一日	リ	八一、〇一六	一五、六三六
白耳義	同	一九一四年八月二日—一九一八年十月三十一日	法	五、九〇〇	一、三八七
羅馬尼	同	一九一六年八月二十七日—同			九〇七
塞比亞	同	一九一四年八月二十八日—同			六三五
合衆國	同	一九一七年四月五日—一九一九年六月三十日			三二、二六一

聯合諸國總計

獨逸	一九一四年八月一日—一九一九年十月三十一日	馬	二〇四、二七八	四八、六一六
埃匈國	一九一四年七月二十八日—一九一九年七月三十一日	タ	一一九、五〇四	二四、八五八
土耳其	一九一四年十一月三日—一九一八年十月三十一日			一、八〇二
匈牙利	一九一五年十月四日—同			七三二

中歐諸國總計

戦費全計

諸國間の貸付金(單位百萬)

七六、〇〇八  
二三二、〇五八



英吉利	磅 一、七三九	弗 八、四六七
佛蘭西	法 六、七〇〇	一、二九三
獨逸	馬 九、五〇〇	二、二六一
合衆國		九、一〇二
計		二一、一三三

差引戦費總額

二一〇、九三五

財源調達の 交戦諸國の費した直接戦費の巨大なる金額に上つたとも、亦驚嘆する手段

所である。然らば此経費に應ずる爲めに、諸國は如何なる手段に訴へて、財源を調達したであらうか。斯る巨額の戦費に對する財源として、國庫の非常準備金や、官有財産の賣却が其用を爲すを得ざることは、論を俟たない。随つて戦時非常の財源として租税と公債との二者が充てられることゝ爲つたのは當然の結果である。戦時の財源として、租税と公債との二者に依頼する場合に兩者の孰れに重きを置く可きやと云ふことは、財政學の理論に於て、將た又實際の政策に於て、重要視される問題であるが、今回の戦争に於ても總ての交戦國は著しき程度に

於て、公債に依頼し、英米兩國が他の諸國を凌駕する程度を以て、租税に依頼したに止まる。例へば伊太利の如き、新税の賦課に依つて、軍事公債の利子支拂に相當する収入を得たに止まり、獨逸に至つては、租税の増收は公債利拂の一部分に過ぎない一方に、佛蘭西は租税に依つて、軍事費の一小部分すら支拂するを得ない状態である。

戦時税の狀 戦時税に就て攻究するに、英吉利は交戦諸國中、最富裕の國たる地位に在り、開戦の當初から出來得る限り、多額の収入を租税に依つて收納す

ることに勉め、年々租税を増徴したが、一方に戦費の増加する勢の大なるに随つて、租税に依る増收は戦費の全體に對して、僅小なる割合を占めることゝ爲り、戦時五年間を通じて、戦費に對する戦時税収入の割合は約一割七分に過ぎざる計算と爲つた。之を表示すれば左の如くである。(單供百萬)

三月三十一日に終る各年度

一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年	五年間合計
經費總額 五六〇	一、五五九	二、一九八	二、六九六	二、五七九	九、五九二



戦費	三五七	一、三六二	二、〇〇一	二、四九九	二、三三二	八六〇一
聯合諸國並に殖民地に對する貸付金						一、七三九
公債以外の收入	二二七	三三七	五七三	七〇七	八八九	二、七三三
租税收入	一八九	二九〇	五一四	六一三	七八四	二、三九〇
戦時税收入	二六	一二七	三五一	四五〇	六二一	一、四七五

即ち戦費に對する租税收入の割合は初年度に於ては、七分三厘の低きに至つたが、漸次上進して、千九百十九年度には二割六分に上り、結局一割七分一厘の平均を示し、聯合諸國並に殖民地に對する貸付金を戦費から控除して、計算すれば、平均比率は二割一分二厘の高きに居ることゝ爲るのである。

佛蘭西の狀 他、の交戦諸國に就て見ると、財政上の狀況は寧ろ英國に及ばざるもの多々ありと認められる。佛蘭西の如き第一戦争の當初から、自國の最

も富裕で、工業の最も發達した領土を敵國の爲に侵略されて、此關係から經常收入に減少を招き、第二之に基く經濟上の混亂と政治上の不安とは相重なつて、租税の新課を不可能ならしめる二種の事情の併發した結果、戦争の當初三年間租税の收

入は戦前に比較して却つて少なく、随つて租税の收入を戦費の財源に供するを得ないのは勿論、平和時代の經常費すら支辨するを得ざる状態であつた。左に之を表示する。(單位百萬法)

直接税	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年
戦時利益税	六三四	四九六	四三七	八九三	一、〇一七	七二七
動産税	一三八	一五三	一五八	一八一	二四二	二五二
印紙税	一、〇八六	一一七	六一二	六八三	八九五	一、一四三
間接税	九〇三	七四五	七一四	五二〇	六九二	七三四
輸入税	七五四	五七七	七六四	一、五五六	一、七八五	一、三二四
取引税						二一〇
專賣收益	一、〇三五	九三一	八四四	九四三	一、一〇八	一、一五四
其他	五三九	二九〇	二七〇	二四〇	二五四	二八五
合計	五、〇八九	三、九八二	三、八〇一	四、八一八	六、三〇六	六、五三三



固より開戦後或る時期に臨んで、佛蘭西は戦時税を賦課するに至つたのであるが其程度たる、之を英國に行はれたるものに比較すれば、遙に輕微であつて、其收入は敵國に依つて、領土の侵略された結果として生じた收入の減損を填補するに止まつたのであるから、佛蘭西に於ては、戦時税の收入は戦費に對する財源の調達に一の貢獻するものなかつたと云へる。斯く租税の收入に依頼するとの少なかつた結果として、公債に依頼すること多大と爲り、公債政策に偏倚した爲めに通貨の膨脹、物價の騰貴、法價値の低落を惹起したことは、蔽う可からざる事實に屬する。

伊太利は佛蘭西に比較すれば、聊か良好なる狀況に居つた。蓋し伊太利は敵國の侵略を蒙らず、最も遅れて戦争に参加し、戦争の壓迫を蒙ることの永からざるを得た諸點は自ら伊太利を有利なる地位に導いたと云へる。

斯くて伊太利は頻に新税を賦課して、收入を増加することに勉めた。固より平生租税の負擔既に苛重であつた爲め、新税の收入の英國に於ける如く、豊富なるを得なかつたのは、已むを得ざる所であるが、軍事公債の利子を支辨するに足りた。唯租税收入に依つて、戦費に對する財源を調達するを得なかつたことは、佛蘭西と異

ならないのである。露西亞に至つては、佛蘭西並に伊太利に比較して、更に不良であつた、千九百十七年の革命に至るまで、露西亞は戦費財源の調達に於て、殆ど戦時税に依頼するを得なかつた。

獨逸の狀況

中歐諸國に於ても租税に依頼することの少なき狀況に就ては、前記の諸國と異ならなかつた。開戦の當初、獨逸は戦捷の結果、多額の賠償金を獲得するを得る確信を持ち、此信念に基いて、公債政策の道理あることを認め、聯邦諸州の内には、相當の増税を試みるものもあつたが、帝國政府は敢て増税の手段に出でなかつたのである。然るに戦局の進行するに隨ひ、即時に完全なる捷利を博することの望み空しきに至るや、獨逸も亦從來の政策を一變し、千九百十六年以來相次いで増税を企て、結局租税の收入に依頼すること、佛蘭西よりも聊か多きの趣きを示した。左に佛伊獨三國の狀況を表示する。(單位百萬)

佛 蘭 西

經 費

收 入

一九一四年八月一日—  
一九一九年三月三十一日

法 一七四、五〇〇

公債 法 一五九、四〇〇

歐洲戰費並に財源調達法

七四七



聯合國に對する貸付金	六七〇〇	其他	二二,五〇〇
計	一八二,二〇〇		一八二,九〇〇
外國債其他	一一,〇〇〇		
合 計	一九三,二〇〇		

戦前に於ける収入年額

五,〇〇〇

戦時に於ける平和時代の収入總額

二四,〇〇〇

故に戦時に於ける公債以外の収入は戦前の基礎に於て計算された平和時代の収入に及ばなかつたことは、明白の事實である。

伊 太 利

經 費

收 入

一九一五年五月—	八七,五一六	公債	六四,一三二
一九一八年六月三十日	三,五〇〇	其他	二六,〇三四
其後の勘定			
合 計	九一,〇一六		九〇,一六六
戦前に於ける収入年額			二,六八七

戦時に於ける平和時代の収入總額

一三,四三五

二六,〇三四より一三,四三五を控除し、戦時収入として残存する金額

一二,五九九

故に戦時収入は軍事公債の利子を支拂ふた、辛うじて足れるものであつた。

獨 逸

經 費

收 入

一九一四年八月一日—	馬 一七〇,三〇〇	公債	一五三,〇〇〇
一九一八年十二月三十一日		其他	一七,〇〇〇
合 計			一七〇,〇〇〇
戦前に於ける収入年額			三,二〇〇
戦時に於ける平和時代の収入總額			一四,四〇〇
一七,〇〇〇より一四,四〇〇を控除し、戦時収入として残存する金額			二,六〇〇

合衆國の狀

次に合衆國に就て考ふるに、合衆國が歐洲戦争に参加するや、戦時財政の處理に就て、如何なる方針に出づ可きかと云ふ問題に對して、二個の

學説が行はれて居つた。一は戦費を以て全部公債の財源に依頼せしめようとする

歐洲戦費並に財源調達法



るものであり、他の一は租税の収入に之を仰がしめようとするものであつたが、兩者共に極端に失する嫌あり、結局は或る點に於て、兩者の折衷策併用されるに至る事實に接する。蓋し歐洲開戦の當初合衆國の經濟社會に齎された繁榮並に富の増殖は租税を賦課するに當つて、大に其率を加重せしめるを得たのであるが、尙ほ其収入は戦費に對する財源としては必ずしも大なるものとするを得なかつた。左の二表は即ち此事實を證明するに足りるであらう。

一九一五年—一九一九年合衆國の收支單位百萬弗

收入	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
海關稅	二二一	二二三	二二六	一八三	一八四
内國收入	四一六	五一三	八〇九	三、六九六	四、三一六
雜	七一	五二	八一	二九三	六四六
計	六九八	七八〇	一、一一九	四、一七四	五、一五二
巴奈馬運河			六	六	六
國立銀行券銷却金	四	三三			

郵便收入	二八七	三二二	三三〇	三四四	三五四
公債收入	一	二	二、三九一	一六、六九五	二九、三〇〇
合計	九九〇	一、一二八	三、八四五	二一、四九〇	三四、八〇六
經常費	七二五	七一九	二、〇六七	一三、七六九	一八、五一五
(聯合國貸付金)			(八八五)	(四、七三八)	(三、四七九)
巴奈馬	二九	一八	一九	二一	—
郵便業	二九四	三二二	三三〇	三三七	三五四
國立銀行券勘定	十	—	三	—	—
計	一、〇四八	一、〇四八	二、四〇九	一四、一二七	一八、八六九
公債收入支辨	—	—	六三七	七、六八六	一五、八六〇
合計	一、〇四八	一、〇四八	三、〇四六	二一、八一三	三四、七二九

一九一七年四月五日—一九一九年六月三十日 合衆國收支概括

一九一七年	一九一八年	一九一九年	合計
-------	-------	-------	----



經費支辨高	三、〇四六	二一、八一三	三四、七二九	五九、五八八
公債元金を除きたる經費總額	二、四〇九	一四、一二七	一八、八六九	三五、四〇五
戰費	一、三六一	一三、〇七九	一七、八二一	三二、二六一
聯合國貸付金	八八五	四、七三八	三、四七九	九、一〇二
右を除きたる戰費	四七六	八、三四一	一四、三四二	二二、一五九
公債を除きたる收入	一、四五五	四、七九五	五、五〇六	一一、七五六
租稅收入	一、〇三五	三、八七九	四、五〇〇	九、四一四
戰時稅收入	四〇九	三、二五三	三、八七四	七、五三六

即ち上記二表に據れば、千九百十七年六月三十日に終る開戰當初の三個月に於ては、戰費に對する財源中、戰時稅に依る收入は三割に相當して居り、更に聯合諸國に對する貸付金は他日確實に返還されるものとして、之を戰費の内から控除すれば、租稅財源の割合は一層強大と爲るであらう。然るに時日の經過に隨つて右の割合は次第に低下し、千九百十八年度に於ては、二割四分八厘と爲り、千九百十九年度に於ては、二割一分七厘と爲り、全體の平均率は二割三分三厘であつて、聯合諸國

に對する資付金を控除しても、尙ほ三割二分五厘に當るに過ぎない。此事たる要するに戰費の増加する勢、頗る急劇であつて、租稅收入の増加する勢を凌駕するもの、甚だ大である結果としなければならぬのである。

戰時稅の性質と内容 然らば交戰諸國に於て採用された戰時稅の性質は如何なるものであつたか。諸國共に直接稅と間接稅との兩者を併用することに努めた

が、其之を併用する割合に就ては、國狀の然らしめる所として、其間に自ら相違する所なきを得なかつたし、又當時の狀況に依つて、各國の豫期する所に相違した趣き

もある。例へば佛蘭西の如き、間接稅に依つて、收入の六割を、直接稅に

依つて其四割を徵收する計畫であつたが、實際には戰時利益稅の收入が、五億四千萬法の豫算から九億七百萬法を増加した一方に、取引稅が初年度に於て八億法に上らずして、却つて二億一千萬法の低きに至つた爲め、結局直接稅の收入が六割、間接稅の收入が四割と爲つたのである。

伊太利に於ては千九百十五年新に戰時稅の賦課されるや、八分乃至二割の稅率の下に戰時利益稅に依つて、五千五百萬リラ、所得營業に對



する増税に依つて、二億二千萬リートを收め、一方に間接税の増徴に依つて一億一千萬リートの収入を得る豫定であつたが、千九百十六年に至るや、戦時利益税は二割乃至六割の税率と爲り、所得税率は約一割六分と爲り、印紙税も増率を受け、専賣業の目的物にも増加を來し、續いて次年度に於ても、同一の方針が繼承され、戦争終熄の際には、結局煙草、鹽、燃料、富籤、骨牌等に對する専賣の外に、珈琲、パラフィン油、礦油、キニーネ其他の物資に専賣法の適用を見るに至つた結果、千九百十八年には新しき間接税から徴收される収入は新しき直接税の増收額と略ぼ匹敵するに至つた。即ち直接税の増收額二十億六千萬リートを對して、間接税の増收は専賣業に依るもの十億六千萬リートを消費税に依るもの九億五千萬リートを合せて二十億一千萬リートを爲り、兩者の間に均衡を保つを得たのである。

獨逸

獨逸

獨逸に於ては千九百十五年政府が租税を非常財源として徴收する方針を決定したときには、所得並に相續に對して、新税を賦課する計畫は毫も試みられなかつた。蓋し財産税や、所得税は聯邦州の税目として、留保せらる可きものであると云ふ一般の意見の行はれて居つた一方に、事實聯邦州政府は是

等の税目を通じて、大なる収入を調達したからである。故に始め帝國としては戦時利益に課税した以外には、煙草税の増徴、船荷證券に對する課税、郵便電信電話料金の引上げに重きを置き、是等に依つて五億萬馬克の増收を豫期し、其法案の帝國議會を通過せんとする際に取引税が加はつて、更に一億三千萬馬克の増收を生ずることゝ爲つた。而して千九百十七年戦時利益税の増率に依つて四億馬克の増收の計畫されると共に、石炭税や運輸税も亦賦課され、前者に於て五億馬克、後者に於て三億一千萬馬克の収入を調達することゝ爲り、千九百十八年と爲るや、政府は更に大なる租税の増收を必要とし、一方に戦時利益に對する増税に依り、他の一方に取引、奢侈、飲料物に對する増税並に郵便料金の引上に依つて、三十億馬克の収入を期圖するの方針に出でたのである。

英吉利

英吉利

上記大陸諸國の實例に比較して、全然違つた道を歩んだものは、即ち英國に依つて相當の増收の得られたとは、事實であつて、現に千九百十四年から千九百十九年に至る間に於て、海關税の収入は三倍し、物産税の収入亦五割を増加した次



第であるが、然も戦費に對する主要の財源として、依頼したものは、新に賦課された戦時利益税と増率を加へられた所得税との二者に外ならなかつた。即ち戦時利益税は始め五割の税率であつたが、六割から八割に引上げられた一方に、所得税の税率も始め相當程度の所得に對して、四分の一から三分の一に至る税率であつたのに後には比較的大なる所得に對しては、五割以上の税率が適用されるに至り、次表に示す如く、戦争の後年に於ては、租税収入の四分の三以上は實に富に對する直接課税に依つて收められたのであつて、既往の戦争に於ける財政史に對して、著しき相違を示したのである。左に各種収入を表示する。

一九一四—一九一九年 英國收入の種類(單位百萬磅)

	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
海關稅	三五	三九	六〇	七一	七一	一〇三
物產稅	四〇	四二	六一	五六	三九	五九
相續稅	二七	二八	三一	三一	三二	三〇
印紙稅	一〇	五	七	八	八	一二

地租	七	七	七	七	六	七	六
家屋稅	二	二	二	二	二	二	二
所得稅	四七	六九	一三八	二〇五	二四〇	二九一	
戰時利益稅	—	—	—	一	一四〇	二二〇	二八五
地價稅	七	四	四	五	七	七	
計	一六三	一八九	二九〇	五一四	六一三	七八四	
郵便、電信、電話	三一	三〇	三四	三四	三五	四〇	
官有地	五	五	五	六	七	八	
蘇西運河株	二	一	二	八	六	一一	
雜	二	六	一〇	一七	五二	五二	
計	三五	三七	四七	五九	九四	一〇五	
合計	一九八	二二七	三三七	五七三	七〇七	八八九	
公債	三	四〇七	一、一六五	一、六二六	一、九八三	一、六八二	
總計	二〇二	六三三	一、五〇一	二、一九九	二、六九一	二、五七一	



之を百分率に就て言へば、千九百十四年度の歳計に於ては、租稅收入の八割二分二厘に對して、租稅以外の收入は一割七分八厘であつたが、千九百十五年度以後公債の收入を生じた爲めに、比率は自ら一變して、左の如く爲つた。

租	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
租稅以外の收入	三三、六	一九、一七	二二、二七	二二、五六	三〇、七四
公債	五九、六	七七、〇〇	七五、六〇	七三、七〇	六五、二〇
租稅以外の收入	六、八	三、八三	二、一三	三、七四	四、〇六

英國の所得稅が戰時に際して、非常財源の用を爲すとは既往の財政史上に於て著明の事實であつて、自ら伸縮自在の稅目として許された。唯近年稅法其ものゝ複雑と爲つた結果、戰時に於て、果して同様の效果を奏するを得るや否やは一個の疑問に屬したのであるが、歐洲戰爭に於ては、政府が所得稅を非常財源調達の方便として、取扱ふこと、依然として舊の如く、然も其效果は超過所得稅の下に、高額の所得に對する課稅の行はれる爲めに、既往に比較して一層の顯著なるを得るに至つたのである。

合衆國

最後に合衆國の戰時稅は如何なる内容を持つて居つたかを檢するに、新稅收入の大部分は消費又は取引に對する間接課稅より生ぜずして寧ろ富に對する直接課稅より生じた點に於て、其民主政治的風潮を發揮したと云へるのである。固より超過利益稅は英國に於ける程、重課されはしなかつたが、尙ほ合衆國に於ける經濟上の繁榮は此源泉から大なる收入を生ぜしめたし、所得稅亦英國に於ける如く、低き所得の階級に對して、重き課稅を加へなかつたが、高き所得の階級に對しては、結局七割七分と云ふ前代未聞の重率が適用され、殊に千九百十七年の歳入法の結果として、租稅收入の七割九分以上は實に直接稅殊に所得稅並に超過利益稅から收納されるに至つた。今千九百十八、十九兩年度の統計を示せば、左の如くである。(單位百萬弗)

所得稅並に超過利益稅	一九一八年	一九一九年
軍需品製造業者稅	二、八三九	二、五九六
相續稅	一三	一
相續稅	四七	八二



法人税

七六〇

富に對する租税合計

二五

二九

二、九二四(百分中)

二、七〇七(百分中)

三二八

三六五

一二六

一一八

一五八

二〇六

一九

三七

七一

二三四

六

一五

三七

七八

二

七

二六

五一

八

二二

七七一(百分中)

一、一三三(百分中)

消費、取引、物品に對する租税合計

三、六九五

三、八四〇

雜入 飲料 物産 保險 運 印紙 煙草 酒精 蒸餾酒精

英米兩國に 共遇する事

即ち合衆國は戰時財政の方針を決定するに就て、英國よりも多く民主政治的傾向に支配された事實が明瞭である。然し何れにしても英米兩國は歐洲大陸諸國に比較して、多く租税に依頼した次第であつて、畢竟此事たる第一兩國が富裕であること、第二外國の侵略を蒙る危険の絶無であり、又寡小であつて、國民をして自ら安んせしめるを得たこと、第三政治に對する國民の理解が徹底的に行はれて居つたこと、諸點に歸しなければならぬ。

要するに戰費に對する財源として、租税に依頼することの寡小である事實は、公債に依頼する所の過大と爲ることを意味する。諸國の間に多少の事情に相違するものありと云ひながら、盡く公債の募集に力を致したのも、亦敢て異とするに足らない。先づ英國に就て見るに、同國は開戰當初短期公債殊に大藏省

政策 證券を賣却して、一時の急需に當らうとした。然も漸く其金額の過多と爲るや、長期公債の發行を必要とし、千九百十五年三月第一回發行を、同年六月第二回發行を試みた。第一回は三分半利付で、三億三千二百萬磅を、第二回は四分半利付で、五億九千二百萬磅を發行し、千九百十六年二月戰時貯蓄證券が發行され、千



九百十七年四月には四分半利付を以て第三回軍用公債九億四千一百萬磅が發行され、同年六月五分利付國庫債券の發行が之に續いた。更に千九百十七年十月には四分並に五分利付の國民軍事債券が發行され、從來の短期公債は多く之に借換へられた一方に、英佛兩國聯合の債券五億弗は紐育市場に於て發行され、合衆國の戰爭參加と共に、同國政府の英國に貸與する金額は漸く多きを加へたのである。

**佛蘭西の公債政策** 佛蘭西は英國に比較して、開戰當初遙に不利なる地位に居つた。蓋し千九百十三年末に於て佛蘭西の負へる公債の總額は三百二十五億九

千四百萬法の多きに上れる一方に、當時の歲計には既に若干の收入不足を示して居つたのであるから、千九百十四年の春並に夏に於て公債募集の必要に迫られるものがあつたのである。然も戰爭の勃發するや、經濟上並に財政上に於ける難關を眼前に控へて、公債を募集することは、事實不可能であつた爲め、政府は佛蘭西銀行に就て、借入金爲すことを必要とし、一方に佛蘭西銀行をして之に應せしめるには、同銀行の銀行券發行高に加へられて居る制限を擴張せざる可からざることを爲つたのである。斯くて佛蘭西は長期公債を發行する機會を延期すること

勉めたが、結局千九百十五年十一月を以て、五分利發行價格八十七・二五を條件として、第一回の軍事公債を發行したのを手始めとし、第二回は千九百十六年八月を以つて、第三回は千九百十七年十二月を以つて、第四回は千九百十八年を以つて、其れを發行された。是等の公債は前後四回分を合せて發行額は七百億法の多きに上るが、割引價格を以て、發行された爲め、國庫の實收額は右の金額よりも遙に少なく、隨つて佛蘭西は常に佛蘭西銀行に就て、資金の融通を受けたり、所謂國防債券なるものを千九百十五年二月以後間斷なく發行したり、又英米兩國並に日本に就て、外國債を發行するの必要に迫られたのである。

**露西亞並に伊太利の公債政策** 露西亞は聯合諸國中、公債の發行に就て、最先の機會を捉へた國であつたのを第一回とし、千九百十七年の革命に至るまで、七回の發行を重ねた。伊太利

は戰前既に百三十六億三千六百萬リラの公債を負うて居つたが、千九百十五年第一回の軍事公債を發行して以來、爾後毎年一月其發行を繰返し、然も回を重ねる毎に利子の加重、發行價格の低下を必要とし、明に財政困難の事實を示して已



かつた。内國軍事公債の収入は僅に千五萬リラに止まり、随つて大藏證券、出納證券、銀行の借入金、聯合國よりする借入金に依頼せざるを得なかつたのである。

獨逸の公債 中歐諸國中、獨逸の公債政策は當初から他國と類を異にするものがあつた。即ち獨逸は當初早くも長期公債を發行する政策を確立し、千九百十四年十月五分利付の軍事公債を發行したのを第一回とし、爾來前後八回の多きに亘つて、四分半並に五分利付を軍事公債を發行した。當初に在つては、公債に關する獨逸の地位は遙に有利なるが如くに見へたが、戦争の終末に近づきて次第に不如意と爲つた。然も軍事公債の總額一千五百三十億馬克の内、其六割四分に當る九百八十億馬克が長期の内國債であつた事實は假令ひ其募集法に多少の無理はあつたとしても、注目に値する所としなければならぬ。

合衆國の公債政策 合衆國は戦争に参加した當初に於ては、短期の證券を發行するに止まり、由公債を發行し、二十億弗の應募額を收めて以來、千九百十七年十一月には、四分利付第二回公債の發行に依つて、四十億弗の應募を得、千九百十八年五月第三回四分

二厘五毛利付の公債發行に依つて、四十億弗以上の應募を收め、續いて第四回の同利率公債發行に際しては、大努力の下に七十億弗の應募を實現し、最後に千九百十九年四月を以て發行された四分七厘五毛利付の戦捷公債に於ては、五十二億五千萬弗の應募を得たのである。今交戦諸國に於ける軍事公債の要目を摘記すれば左表の如くに概括される。(單位百萬)

英國	時期	利率	發行價格	應募額
第一回軍事公債	一九一五年三月	三、五	九五	三三二
第二回同	同 六月	四、五	一〇〇	五九二
第三回同	一九一七年四月	四、五	九五—一〇〇	九四一
國庫債券	一九一五年三月	三	同	四八
同	一九一五年三月— 一九一七年四月	五	一〇〇	五一六
同	一九一六年十月	六	同	一六一
國民軍事債券	一九一七年十月— 一九一八年十月	四—五	一〇〇—一〇〇、五	三七二
合計				三、九六二



佛蘭西

第一回軍事公債

一九一五年十一月

五

八七、二五

法 一五、二〇五

第二回同

一九一六年八月

同

八八、七五

一一、五一四

第三回同

一九一七年十二月

四

六八、六

一四、八〇三

第四回同

一九一八年十二月

同

七〇、八

二七、八五三

合計

六九、三七五

伊太利

動員公債

一九一五年一月

四、五

九七

リ 一、〇〇〇

第一回軍事公債

同 七月

同

九三、九五

一、一四六

第二回同

一九一六年一月

五

九七、五

三、〇一四

第三回同

一九一七年一月

同

九〇

三、九八五

第四回同

一九一八年一月

同

八六、五

六、一二〇

合計

一五、二六六

露西亞

第一回軍事公債

一九一四年九月

五

九四

ル 五〇〇

第二回同

一九一五年三月

同

同

五〇〇

第三回同

同 五月

五、五五

九九

一、〇〇〇

第四回同

同 十一月

五、五

九五

一、〇〇〇

第五回同

一九一六年二月

同

同

二、〇〇〇

第六回同

同 十月

同

同

三、〇〇〇

第七回同

一九一七年三月

五

八五

二、五〇〇

合計

一〇、五〇〇

獨逸

第一回軍事公債

一九一四年九月

五

九七、五

馬克 四、八八一

第二回同

一九一五年三月

同

九八、五

九、一〇六

第三回同

同 九月

同

九九

一二、一六〇

第四回同

一九一六年三月

四、五、五

九五、九八、五

一〇、七六八

第五回同

同 九月

同

九五、九八

一〇、六九九

歐洲戰費並に財源調達法



第六回同	一九一七年三月	同	九八	一三、一二二
第七回同	同 九月	同	同	一二、六二六
第八回同	一九一八年三月	同	同	一四、七六六
第九回同	同 九月	同	同	一〇、四三四
合計				九八、五六三
合衆國				
第一回自由公債	一九一七年六月	三五	一〇〇	弗二、〇〇〇
第二回同	同 十一月	四	同	三、九〇八
第三回同	一九一八年五月	四、二五	同	四、一七七
第四回同	同 九月	同	同	六、九八九
戰捷公債	一九一九年四月	四、七五	同	五、二五〇
合計				二二、二二五

各國に於ける公債の増減を見るに、英國に於ては、戰前五億五千萬磅であつた公債は千九百九年度末には七十六億

四千三百萬磅に増加した。今各種公債の内容を見れば左の如くである。(單位百萬磅)

確定公債	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
有期年金	五八七	五八三	三一八	三一八	三一八	三一八
三分半債券	三〇	二八	二六	二四	二二	二二
四分半債券	—	三四九	六三	六三	六三	六三
四分並に五分債券	—	—	九〇〇	二〇	一六	一六
國民軍事債券	—	—	—	二、一一九	二、〇九〇	二、〇九〇
大藏省證券	—	—	—	—	六四九	一、七一六
國庫債券	一三	七七	五六七	四六四	四七三	九四七
國民貯蓄證券	二〇	六七	一七七	三二〇	三九二	三九三
戰費證券	—	—	—	—	七四	一三八
其他債務	—	—	九	三一七	九四四	一、三四五
合計					七六九	

歐洲戰費並に財源調達法



對米借入金	—	—	五一	五一	五一
合計	六五〇	一、一〇四	二、一三三	四、〇一一	五、八七一
露西亞			五六八		
佛蘭西			四三五		
伊太利			四一三		
白耳義			八七		
塞耳亞			一九		
其他の聯合國			四八		
計			一、五六八		
殖民地			一七一		

斯の如き巨額の債務を負うと雖も、一方に英國が斯る公債の發行に依つて得たる收入の一部を交戦諸國に貸出した結果、諸國に債權を有する事實は債務を銷却する效果あるものとして、計算の内に入れなければならない。英國が諸外國並に殖民地に貸出した資金は左の如くである。(單位百萬磅)

合計

一、七三九

佛蘭西

佛蘭西に於ては、戦前三百二十五億九千四百萬法の公債が千九百十八年末に於て一千六百七十四億六千九百萬法の多きに上つたのであるが、此内軍事公債は一千三百四十八億七千五百萬法の多きに上る。其内容は左の如くである。(單位百萬法)

内國債

一三六、八七四

確定公債

六七、七三九

三分利付公債

一九、七四六

五分同

二五、五八三

四分同

一二、八五〇

四分同(一九一八年)

三〇、〇〇〇

三分並に三分半利付公債

三、一一八

流動公債

四九、一三六

國防債券

二九、四六三

歐洲戰費並に財源調達法

七七一



佛蘭西銀行借入金

一八、〇〇〇

外國債

三〇、五九五

確定公債

一五、一二七

合衆國より借入

一一、〇〇一

英佛公債

一三、七六

日本より借入

一四、七

合衆國より其他の借入

一、六〇二

流動公債

一五、四七一

合計

一六七、四六九

一九一三年の戦前公債

三二、五九四

戦時公債

一三四、八七五

伊太利

伊太利の戦前公債は百三十六億三千六百萬リトラであつたが、千九百十八年十月末に於ては、六百三十億リトラの多きに上り、千九百十九年五月末には更に七百七十億リトラに達した。今、千九百十八年十月末現在の公債

内譯は左の如くである。

戦前公債

一三、六三六

軍事公債

一四、七三七

大藏省證券

九、二四〇

國庫債券

三、〇五二

英米兩國借入金

一三、八五〇

諸銀行借入金

六、五三六

政府紙幣

二、〇四一

合計

六三、〇九三

獨逸

獨逸戦前の公債は四十七億三千二百萬馬克であつたが、千九百十八年十月末に於ては、千五百七十七億馬克に上り、又千九百十九年十月三十一日帝國議會に於ける當時の大藏大臣エルツベルグの演說に據れば、公債の總額は二千四十億馬克であつて、其内の千九百九十億馬克は軍事公債である事實が明にされた。



合衆國 合衆國に於ては、歐洲戰爭に参加する千九百十七年四月公債總額は十億九千萬弗であつたが、千九百十九年六月末には二百四十二億三千三百萬弗に上り、軍事公債をして二百三十億四千二百萬弗に達せしめた。其内譯は左の如くである。(單位百萬弗)

- 一九一七年四月十五日 一、一八九
- 同 六月三十日 一、九〇九
- 一九一八年同 一〇、九二四
- 一九一九年同 二五、四八五

内譯

- 戰前公債 八三三
- 第一回自由公債 一、九八五
- 第二回同 三、五六六
- 第三回同 三、九五九
- 第四回同 六、七九五

戰捷公債

三、四六八  
二〇、四五五

大藏省證券

三、六三四

其他

二三八

合計

二五、四八五

國庫所有の正貨

一、二五二

差引き

二四、二三三

以上私は米國經濟學者セリグマン氏の千九百十九年十二月發行 American Economic Review に於て發表した論文「戰費並に如何にして其れが應じられたか」(The Cost of War and How it was Met)に材料を求めて、重要な事項を記述したものである。即ち之に據るときは、歐洲戰爭に於て、戰費に對する財源の調達が多く、國を通じ上記の財政 策の結果 て、公債の利用に偏倚し、租税を増徴したと稱される英米兩國に於ても、尙ほ公債の發行に重きを置いた事實は明瞭であるが、其結果として、戰後の今日財政上に幾多注目し値する點が残されて居るのである。



第一、租税に依つて、戦費に對する財源を調達すれば、國民現在の負擔を以つて、其時代の計畫を遂行するのであるが、公債に依つて、財源を調達する場合には、國民將來の負擔を以つて、一の時代に要する經費を支辨するのであるから、軍事公債の残存する限り、國民は永く元利金支拂の形態に於て、其負擔に當らなければならぬ。

第二、然も上記の結果は政府が公債の償還に着手した場合に於て、始めて國民に加へる負擔の重きことに依つて、現はれるものである。戦後歐洲諸國の財政は著しく窮迫して居るから、公債元金の償還の如きは、容易に行はれない、斯くて戦時に發行された公債は永く市場に残存して、低落した市價を以つて、賣買され、其結果として常に金融市場を壓迫するの弊を免かれないのである。

第三、歐洲諸國に於て、戦時多額の公債を發行するや、其發行額は確に當時に於ける國民の貯蓄額を超過することの遙に大なるものがあつたのである。貯蓄額を超過する公債が發行されて、常に相當の應募者を得て居つたのは、畢竟生産資本の轉換か、通貨又は信用の膨脹か孰れかの働きに依つたものと認めなければならぬ。資本の轉換は現に生産事業に投下されて居る資本を國家の發行する公債の

應募に就かしめるのであるから、公債の利子歩合の相當に高きことを必要とする。然も歐洲戦争に於て、交戦諸國が公債に對して付した利子は必ずしも斯の如き高率のものではなかつた。即ち諸國は一方に公債を發行すると共に、他の一方に通貨並に信用の膨脹を期し、以つて公債に對する應募を自由ならしめようとしたのであつて、其結果として公債發行高の増加するに隨つて、通貨並に信用は諸國に於て著しく膨脹し、爲めに經濟社會を混亂するもの少なしとなつたのである。

第四、租税に依つて、戦費に對する財源の調達されるときには、國民をして自ら戦争の負擔の重きを感じることに依つて、生活上に謹慎の態度を守らしめ、節約を奨勵する効果あるに反し、公債政策の下に、通貨並に信用の膨脹を促すときは、却つて經濟社會に淨華輕佻の風を盛ならしめ、後日通貨並に信用を收縮する場合に、經濟社會をして其反動に苦しめしめるの弊を免かれない。歐洲諸國に於て、戦後久しきに亘つて、通貨並に信用の收縮を實現する能はず、永く變態的事相に接して、已まざる所以亦茲に在りと解されるのである。

戰時財政策 更に國別的に各國戦時財政策に就て、概評を試みる。第一に英國の資



概評  
英國の資力  
と豊富なること

力の豊富であつたことは、何人も承認せざる可からざる所である。蓋し英國は自國の爲めのみならず、聯合諸國全體の爲めに、財政上の便宜を謀ることを以つて、重要な任務とした。而して之を全體に就て觀察すると、英國が聯合諸國に貸與した金額は其發行した公債の二割二分に當るに對して、合衆國から借入れた所は其一割一分に當るに過ぎない。此一事は自ら戰時に於ける英國の資力の豊富であることを語る證左とするを得るのみならず、尙ほ一事の注目す可きは、軍事公債に對する利子の引上げられる勢の頗る緩漫なることであつた。固より戰爭進行し、資金に對する需要の増加するに隨つて、金利歩合の引上げられることは、免かれ難き事實であつた。即ち千九百十四年に於ては、大藏省證券は三分六厘二五の利率を以つて發行されたが、千九百十五年に於ては、三分七五の高きに至り、千九百十六年には、四分七五乃至五分に、千九百十七年には、四分六二五から四分八七八に引上げられ、國庫債券の發行當時に於ける利廻りも、千九百十四年三分一八であつたものが、千九百十五年には五分に、千九百十六年には六分に騰貴し、軍事公債も第一回の利廻り四分から、第二回の四分五厘を経て、第三回の五分

三六、第四回の五分三六と云ふが如くに上進し、外國債の利廻りも亦五分五厘から六分に騰貴するとを免かれなかつたが、尙ほ全體に就て云へば、彼の如き大戰爭に臨んで、逐次巨額の公債の發行された場合としては、金利歩合の引上げられる勢の緩漫であつたことは、吾人の認めざる可からざる所である。殊に戰時に於ける財政上の壓迫の急なるや、交戰國の或るものは、公債の募集に就て、富籤發行法を採用したに拘はらず、英國は斷じて斯る變則の方法に出でなかつた。一時世間には軍事公債の募集を簡便ならしめる一法として、富籤發行法を實行す可しと云ふ説が行はれ、其具體的方策として、富籤公債の利子は二分五厘とし、一方に利子の一分五厘に相當する金額は之を積立て、最低一磅から最高一千磅に至る等級を付して、當籤者に之を分配する案が主張され、議會の議に上つたこともあつたが大多數を以つて否決された。

英國戰時財  
政策の長所

英國戰時財政策の一特長を以つて目す可きは、租税の收入に依頼する  
ことの比較的多かつた一事である。固より金額の割合から云へば、戦費に對する財源の公債に依つて、調達されるものゝ多かつたのは、事實であるが、他



の諸國に對する比較から云へば、英吉利の租税に依頼して戰時財源を調達する勢の盛であつたことは、之を認めなければならず、又一方に公債政策の利用される場合に於ても、之に對して細心の注意の施された跡の歴然たるものがある。即ち公債政策は英蘭銀行に於ける政府の借入金に始まる。是れは資金調達の急を要するに當つて行はれる政策であるが、永く此種の借入金を残存することは、財政を以つて金融を壓迫する結果と爲るのであるから、成る可く急速の機會に於て、此種借入金の決済されることを必要とする。茲に於てか或は二三個月を期限とする大藏省證券なり、二三年を期限とする國庫債券なりが發行されるに至るのであるが、是等の證券と雖も、結局長期公債の發行される時期の到來するまでの準備として、利用されるものに過ぎない。長期公債が金融市場の狀況に依つて、有利なる條件の下に、發行されるを得ない場合には、期限の到來した短期證券を其儘借換へて、將來に存積せしめることもあるが、要するに流動公債の山積は財政上に困難を醸す一原因であつて、期限の到來に際して金融市場が緊縮して居つたならば、短期公債の借換が國庫に取つて、不利なる條件の下に、行はれざる可からざるが如き、其動か

す可からざる證左とするに足るであらう。英國が公債政策を利用するに當つて、大なる注意を施した所以である。

既に公債政策の運用を注意し、制限する以上は、自ら或る程度まで、租税の收入に依頼して戰費に對する財源を調達せざる可からざるに至る道理である。即ち英國に於ては、戰時を通じて租税は次第に増徴され、單に租税の收入を以つて、軍事公債の利子を支辨したに止まらず、戰費の財源にも供するを得た。而して斯く増税方針の敢行されどもに當つて、特色を以つて見る可きは、第一直接税系統に屬する租税が専ら重課され、現に所得税、超過所得税の收入のみを以つてして、租税收入の六割に達せしめたこと、第二税目の數は極めて少なく、是等少數の税目に對して、充分なる程度に於て増率の施されたこと、第三後に税目の範圍は擴張され、奢侈的消費品に對する課税の行はれるのを見たが、其目的は主として重要ならざる消費を抑制する一事に存し、國庫の増收とは關係する所の少なかつたことの諸點に外ならない。

英國に於て 斯くて英吉利が戰時或る程度まで租税の増收に依頼したことは、自ら



る通貨膨脹 通貨膨脹を抑制する効果を擧げるを得る所以と爲つたと云へる。英國に於ても、戦時を通じて通貨の膨脹する勢は之を免かれるを得なかつた。然も其れが或る程度に於て、遮断されるを得たのは、要するに増税の効果であつて、若しも公債のみを財源とし、又は公債に依頼する所多きに過ぎたならば、必ず通貨膨脹の弊害を招いたに相違ない。通貨膨脹の弊害として、最も大なるものは、物價の騰貴に依つて社會最下層の階級に居る者の生活を壓迫するの一事である。英國に於ては、佛蘭西、伊太利、獨逸の如く、公債又は銀行券の増發に依つて、戦費に對する財源を調達した諸國に比較して、國民生活費の劇増する勢を抑制するを得たとするを得るのみならず、其増税政策に於て、主として依頼した直接税殊に所得税並に超過所得税は其負擔を他に轉嫁せしめず、最も正確に納税力に對して負擔を及ぼすを得るのであつて、主として間接税に依頼し、國民生活費を高上せしめた大陸諸國の政策とは、自ら其選を異にするものと認められる。

然らば佛蘭西の戦時財政政策に對しては、吾人は如何なる觀察を下すを得るであらうか。佛蘭西に於ては、戦費に對する財源として、租税収入に依頼し

## 戦時財政

たものは、頗る少額であつて、大部分は公債並に佛蘭西銀行の借入金に依頼したのであり、而して公債の内には、外國市場に於て募集されたもの、相當の金額に上り、内國債は多く短期流動公債の形態に據つたのである。即ち戦争の勃發するや、佛國政府の第一に依頼したものは佛蘭西銀行であつて、同銀行に就て多額の借入金を爲すは勿論、短期證券の引受に當らせ、後に發行された長期公債の如き、借入金並に短期證券と借換る必要に出でたもの少なしとしかつた。斯くて内國に於ける資金の供給に缺乏を來すや、始めは短期公債を外國市場に發行し、續いて長期公債の發行を試みた。而して合衆國の戦争参加以前に於ては、佛國財政の狀態は一時窮地に陥つたが、同國の戦争参加と共に、同國の佛蘭西に對する資金の貸出は自由と爲つて、自ら戦時財政の維持に資した。然も國內に於ける財源の調達は依然として短期證券の發行と佛蘭西銀行に於ける借入金を以つて、其重なるものとしたのである。

## 佛蘭西に於ける通貨膨脹

斯の如く佛蘭西は戦争中租税に依つて、戦費に對する財源を調達するに躊躇した結果として、通貨の膨脹は免かれ難き事相と爲つた。即ち



佛蘭西銀行の發行する銀行券は名稱こそ銀行券であるが實質に於ては、政府自身の印刷發行する政府紙幣と異ならない。而して佛蘭西銀行は直接に銀行券を政府に貸付けて、以つて通貨膨脹の勢を助けたのみならず、巨額の大藏省證券を割引して以つて信用の膨脹を促したのである。斯くて通貨と信用と相俟つて膨脹する以上は、佛蘭西に於て法貨の價值が租稅政策の厲行された英米兩國に比較して多く低落し、爲替相場亦佛蘭西に取つて著しく不利と爲り、此事が戦後の財政處理に就て、佛蘭西に大なる困難を惹起す原因と爲つたのである。現に開戦當時佛蘭西銀行の銀行券發行額は千九百十一年十二月の規定に依り、六十八億法であつたが、爾後逐次擴張されたこと左表の如くである。(單位百万法)

一九一四年八月	一一、〇〇〇
一九一五年	一五、〇〇〇
一九一六年	一八、〇〇〇
一九一七年	二一、〇〇〇
同	二四、〇〇〇

一九一八年	二七、〇〇〇
同	三〇、〇〇〇
同	三一、五〇〇
一九一九年	三六、〇〇〇
同	四〇、〇〇〇
同	四〇、〇〇〇
一九二〇年	四三、〇〇〇

蓋し斯る擴張に依つて、佛蘭西銀行の増發した銀行券は専ら政府の借入れる所と爲つたのである。

佛蘭西は短期公債の發行に依つて、戦時財政を處理する方針に出でた爲め、大藏省證券の發行高に對する法律上の制限は屢次其引上げられるを見た。然も制限高の擴張されただけでは、必ずしも發行高の増加を期するを得ない。茲に於てか政府は斯く増加する大藏省證券の發行高に均衡を得るだけ、世間の需要を生せしめる目的を以つて、種々の政策を講じた。利子を期限前に支拂うこと、利拂期に於て公債所有者の希望に依り、元金の償還を行うこと、所有者が期限前の償還を請求



しなかつた場合には、半年分の利子に相當する割増金を交付することの如き、應募奨励の重なる手段に充てられたのであつて、斯る状況の下に、短期公債は續々發行され、其償還期限の到來するや、高利の證券に借換へられるの已むを得ざる次第と爲り、明に長期公債を發行する必要に迫られたに拘はらず、千九百十八年を通じて其發行を爲すを得なかつた。而して千九百十八年以來、從來の方針に多少の變更が加へられ、増税を爲すに至つたが、其増税方針には第一、増税の收入の寡小であつたこと、第二、間接税に依頼する方嚮に傾き、所得税の如き收入の確實なる可き直接税の完全に發達して居らなかつた爲め、全體に於て増税計畫の薄弱であり、偏頗であり、又收入に乏しいことの缺點を免かれなかつた。斯の如く戦費に對する財源の調達に就て、租税に依頼することの寡小なる他の一方に於ては、通貨並に信用の膨脹を促し、其結果として物價の騰貴を來し、生活費の昂上を招き、相重ねて中流以下の階級に對する消費税の負擔をして不公正のものたらしめたのである。

戦前財政と  
開戦後財政  
との關係

故に佛蘭西の戦時財政政策は多くの點に於て失敗の跡の歴々たるものありと云へる。然も此失敗たる、其由つて來る所は戦前の財政政策に在

りと云はなければならぬ。即ち佛蘭西に於ては、戦前公債を發行するに當り、之を永遠公債の形式にすることを以つて、國民一般の貯蓄金を吸収するに大なる效果ありとし、盛に永遠公債を發行して、之を山積せしめたことは、戦前の財政に於て、大なる弱點と爲つたのである。現に開戦前の四十年間を通じて、歴代の政府は普佛戦争當時に遺された公債を處理することを怠つた次第であり、戦前歳計上に收支の均衡を得るには、公債の發行を必要とし、爲めに公債の現存高を増加せしめて已まなかつた。加ふるに租税制度は英國と違つて、直接税に依頼するもの少なく累進税法の採用される範圍も寡小であつて、納税力説の如き全然閑却され、必要に應じて適宜膨脹する機能の如き、之を見るを得なかつたのである。斯の如くして戦前の財政に於ける不整頓の状況は、盡く開戦後の財政に不利の影響を及ぼすに至つたと云へる。

故に佛蘭西の戦時財政政策たる、戦争の繼續する期間が短かつたならば、別に何等の不都合を生じなかつたであらう、否、短期間の戦争に臨んで、或は増税に依り、或は長期公債の發行に依つて財源を調達したならば、徒に經濟社會を攪亂することを



免かれざる道理と爲るからである。然るに彼の如き長期に亘る歐洲戦争に際して、佛蘭西は短期間の戦争に行はれて可なる所を爲したとすれば、其間に幾多の矛盾後財政策 盾衝突の生じ来るは、已むを得ざるの數としなければならぬ。斯くの要

つた所と正反對の政策に出でることを必要とする。即ち第一には佛蘭西銀行に就て政府の借入れた資金は急速に償却されることを必要とし、續いて流動公債を償還し、更に長期公債に對する償還計畫の確立されることを要する。然らば是等の償還に要する財源は如何なる方面に就て、調達す可きものであるか。財政上の原則から云へば、納税力主義に基礎を置き、或は所得に對して相當の重き課税をするなり、或は戦時利得を國家に收用する計に出でるなり、其道であると考へられるが、斯の如きは佛蘭西現在の國情に於て、容易に其實行されることを許さない。斯くて佛蘭西は勢獨逸に賦課する賠償金に着目せざるを得ざる道理であつて、從來佛蘭西が賠償金問題の解決に就て、強硬の態度を持して、渝らなかつた所以である。

獨逸の戰時 歐洲戦後に於ける獨逸の公債は戦前に於ける國富の六割以上に相當

戦前の狀況 する巨額に達すると稱される位、獨逸は戦時財政を處理するに當つて公債に依頼する所、多かつたのである。之を戦前に就て云へば、獨逸は交戦諸國を通じて公債を負擔する所、比較的少なかつたのであつて、合衆國の人頭額十一弗三三に對して十七弗を數へるに過ぎなかつた。斯の如く獨逸に於て、公債現在高の寡小であつた一の原因は帝國組織以來、尙ほ日の淺かつた事實に歸す可きであるが、其間に於て千八百八十六年以後は聊か趣きを異にし、或る種類の經費にして經常收入を以つて、之を支辨する能はざるに至るや、政府は之を臨時費として公債を財源に充てる方針に出でた爲め、爾來帝國公債の増加したこと、左表に示されるが如き著しきものであつた。

現在高(單位百 万馬克)	人頭額(單位 一弗)
一八七七年	一、六六
一八八一	五、九〇
一八九一	二六、五六
一九〇一	四二、二〇

歐洲戦費並に財源調達法